

衆議院 文部委員會 議 録 第三号

平成九年二月十九日(水曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 二田 孝治君

理事 河村 建夫君

理事 田中眞紀子君

理事 藤村 修君

理事 石井 郁子君

理事 栗本慎一郎君

理事 阪上 善秀君

理事 下村 博文君

理事 中山 成彬君

理事 山口 泰明君

理事 井上 義久君

理事 旭道山和泰君

理事 西岡 武夫君

理事 鳩山 邦夫君

理事 山原健二郎君

理事 栗屋 敏信君

出席國務大臣

文部 大臣 小杉 隆君

出席政府委員

文部政務次官 佐田玄一郎君

文部大臣官房長 佐藤 楨一君

文部大臣官房総務審議官 富岡 賢治君

文部省生涯学習局長 草原 克豪君

文部省初等中等教育局長 辻村 哲夫君

文部省教育助成局長 小林 敬治君

文部省高等教育局長 雨宮 忠君

文部省学術国際局長 林田 英樹君

文部省体育局長 佐々木正峰君

委員外の出席者

文化庁次長 小野 元之君

警察庁生活安全局長 勝浦 敏行君

文教委員会調査室長 岡村 豊君

委員の異動

二月十九日

辞任

中山 成彬君

補欠選任

下村 博文君

同日

辞任

下村 博文君

補欠選任

中山 成彬君

二月十八日

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

は本委員会に付託された。

二月十七日

私学助成の維持及び充実に関する陳情書外五件(宇都宮市埴田一の一の二〇栃木県議会内岸野節男外五名(第二三三三))

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する陳情書外八件(奈良市登大路町三〇奈良県議会内新谷敏一外八名(第二三三三))

教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度堅持に関する陳情書(大阪府池田市城南一の一の一池田市議会内小林一夫(第二四四四))

義務教育諸学校教科用図書の無償給付と制度の堅持に関する陳情書(山口市滝町一の一山口県議会内伊藤博彦(第二五五五))

教員特殊業務手当の改善に関する陳情書(山口市滝町一の一山口県議会内伊藤博彦(第二五六六))

教職員配置改善計画の推進に関する陳情書(山口市滝町一の一山口県議会内伊藤博彦(第二七七号))

文教施策と予算措置に関する陳情書(山形市旅籠町二の三の二五音山幸子(第二七八号))

大学教員任期制問題に関する陳情書外二件(東京都新宿区西早稲田一の一の六の一大蔵正義外二名(第二九九号))

オリビック競技大会の大阪招致に関する陳情書外二件(大阪府東大阪市稲葉一の一の一東大阪市民会内浅川健造外二名(第三〇〇号))

文化財保護事業費の拡充に関する陳情書(福岡市中心区天神一の一の八の一福岡市議会内小石原淳一(第三〇一号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

文教行政の基本施策に関する件

〇二田委員長 これより会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河村建夫君。

〇河村(建夫)委員 おはようございます。自由民主党の河村建夫でございます。

それでは、去る二月十四日に小杉文部大臣より教育行政全般に関する所信があったわけでありまして、これに関しまして幾つかの質問を行いたいと思っております。

まず、教育改革の取り組みについてであります。このたび、橋本総理大臣からの御指示もあり、

教育改革プログラムが策定されたところであります。文部省、大臣のもとで発表されました。今回の所信表明におきましても、大臣から、このプログラムに基づいて全力を挙げて教育改革に取り組んでいきたいということが力強く決意表明されたところであります。

私は、教育改革という話を最初に伺ったときに、五年前にカザフスタンという国へ参りましたときのことをちょっと思い出しております。そのときは、向こうへ行きましたときに向こうの国会議員から、私の名刺が文教委員会所属ということがあったのであらうと思いますが、カザフスタンでは日本の繁栄は日本の教育にその根源があると聞いておるし、みんなそう思っておる。日本の教育の長所といいますが、それは何だろうかという質問が真正面からあったわけでありまして。私は、日本の教育、近代国家をつくるための教育に非常に力点が置かれたこと、元来日本人は勤勉な民族だと思ふのだけれども、特に日本国土全体に教育の機会均等といいますが、同じ質の教育がまねく受けられるような仕組みができた、また読み書きそろばんといいますが、教育の一番の基本もすっかりしておいた、そういうものが日本の教育意欲といいますが、そういうものを高めてきたものだろうというのを言いたいが、待てよというふうな思いがいたしました。

さはさりながら、今の日本の教育現場、今から五年前のことではあります。既にいじめの問題、いじめの自教等も起きておりました。実は今日の教育も、追いつき追い越せ型の経済効率第一主義でやってきて経済大国と言われるようになったけれども、その中にはいろいろな制度疲労もあって、特に知識偏重といいますが学歴偏重といいますが、そういう風潮の中で落ちこぼれやいじめや不登校、教育現場の乱れもあって、これから本格的に

教育の改革を考えなければいけない時期に来ておるのではないかとこのことをつけ加えざるを得なかったものであります。

それから、私は、サリン事件、あいつの事件が起きたときに、弁護士とか医師とか、日本の最高教育を受けたであろう人たちがその中におつてあのような事件を起こしたという現状を考えたときに、そのことをカザフのあの質問した議員が恐らく知ったか、それは確認するすべしありませんが、あつたときに日本の教育のひずみというところを感じたのではないかとこの思いもいたしたわけであり

ます。

そういう状況下といいますが、私の心境の中にありましたから、総理から六つ目の改革は教育改革であると言われたことは、まさに我が意を得た

りという感じがしたわけであり。

私は、この教育改革というのは、当面する、先に打ち上げられた五つの改革はどちらかというところ経済改革を主としたものでありますが、これはと質の違うものであろうというふうに考えておるわけでありまして、まさに二十一世紀の日本の興亡のかぎはこの教育改革の成否にかかっておるのではないかと、まさにこれは国民的課題であらうというふうに考えておる一人であり。

そこで、文部省、大臣の方から教育改革プログラムが発表されたわけでありまして、取りまとめ期間も非常に短かったということもあるかもしれないが、いささか唐突な感じがしないことでもない。さきの予算委員会等でも指摘がありましたように、中教審のこれまでやってきたことを羅列したにすぎないではないかと指摘もありまして、国民にもう一つ教育改革の基本的な理念、方向性というものが見えないという指摘もあるわけであり。

教育改革の議論というのは今に始まったわけではありまして、私が知る限りでも、昭和四十二年七月に鈴木文部大臣が中教審に諮問をされた。そして答申は四十六年だったのですか、坂田道太文部大臣へ答申がされたのが皮切りではなかったか

と思うわけでありまして、そのころから既に教育改革論はずつと行われてきて、特に中曽根首相のもとでは、昭和五十九年から六十二年、臨教審のもとで四度にわたる答申も行われておるわけであり。中曽根臨教審からもう既に十年を経過しておるわけでありまして、文部省としてもこれまでの答申等を受けながら改革に取り組んでこられたわけでありまして、どのような形でその改革を実現されてきたのか、そして何がまだできていないのか。そのあたりも明らかにしていただきたい。今この教育改革プログラムに対する位置づけといいますが、どのような方向で、どのような理念で、位置づけでやろうと思っておるのかということをお聞きしたいと思っております。

と同時に、これだけの最重要課題として取り上げる、大臣も最重要課題であるということも明言されておるわけでありまして、それならば、私は、それなりの体制の中でこの問題を国民的課題として取り上げていく必要がある、こう思うわけであり。

自民党といいたしましても、本日、文教部会・文教制度調査会合同会議におきまして教育改革推進委員会を設置して、そして党のこれまでの改革論議を総括いたしまして、二十一世紀の教育改革はこうあるべきだという思い切ったドラチックな提言をいたしたいと思っております。

政府または文部省としても、この教育改革を進める以上は国民的なコンセンサスも必要なのであります。この推進の受け皿をどのように考えておられるのか。私は本格的に取り組む必要があらうと思ひますが、まず、この二点について大臣にお聞きをいたしたいと思ひます。

○小杉国務大臣 御指摘のとおり、従来、四六中教審答申とか臨教審答申でかなり建設的なあるいは革新的な御提言がされてまいりました。私も、この提言の中で実行に移せるものはかなり実行に移してまいりました。例えば臨教審

答申などで生涯学習ということがうたわれたのですが、生涯学習振興法の制定をやったり、初任者研修制度とか大学設置基準の大綱化とか、そうやって、できることは順次法律をつくらたり実行に移してきたわけでありまして、ただ、まだ国民的な合意が得られずに実施されなかった部分といふのはかなり積み残しであったわけであり。例えば中高一貫教育であるとかあるいは学制制度、もちろんこれは同じことですが、そういう点について、今まで四六答申なり臨教審で提言されたものの中で、実施に移されていない部分を、とにかく具体的に取り上げて、これを一回整理してやってみよう、こういうことでやったわけであり

ます。

視点は二つあります。一つは、新しい時代に対応できる人材の養成、例えば情報化とか国際化に対応できる人材を養成していく、こういうことで、日本にとつて唯一の資源ともいふべき人材というものを、もつと大事に育てていく、こういう視点が一つ。もう一つは、人間性の育成といいますが、正義感とか他人への思いやりとか倫理観とか、そういう豊かな人間性をはぐくんでいく。こういう二つの視点から、この教育改革プログラムをまとめました。

それを進めるに当たって、三つの手法というものを考えまして、一つ、今までの教育制度は、今の御指摘のように大変いい点もありましたけれども、ある意味では非常に画一的という点も均質的という点も、そういう部分があったためにいろいろな弊害が出てまいりましたので、少し教育制度も多様性とか柔軟性を取り込もうではないか、こういうこと。それから、第二の手法としては、余り学校の枠に閉じこもらないで、できる限り外の世界に目を向けて、広い視野からオープンに改革に取り組んでいく、ということ。それから三番目は、今までの言いつ放しというふうな部分じゃなく、もつと目標期限を設定をして、実行第一にやっていく、したがって、この問題については何年何月までに一応結論を出そうじゃないか、こういう

ようなことで、例えば週五日制というのは、従来二十一世紀初頭というふうなことであったのですが、今度は二〇〇三年というふうな目標を決めましてやっていると、こういう考え方で進んでいきたいと思っております。

今二番目におっしゃったのは、そういうことでよろしいですか。

○河村(達)委員 今大臣から、これから、まだ残して、やらなければいけない問題点について御指摘があったわけであり。私も同感であります。教育は、言われるように百年の大計でありまして、一朝一夕で、きょうやったからあつた成果が出るというものではありません。それだけに、私は、小手先で制度をいじったからそれで改革ができるということにはならないと思つてゐるので

す。

今お話がありましたいわゆる学校五日制、これにしても、今日の社会情勢の変化からいへば、学校も五日制に移行していく、これは自然のことだろう、結構なことだろう、こう思うわけであり。しかし、十五の春を位かせるなどということであれば、中高一貫教育も、これは結構なことだ、試みとしてやるべきであらう、こう思うわけであり。しかし、今の日本の現状、学力偏重、いわゆる学歴重視の風潮の中で五日制を導入したって、かえって塾が繁栄することになりはしないかという懸念もある。それから、中高一貫教育といえども、単なるこれまでの私立の高校がやっているエリート教育のコースをさらに強めることになる。要するに、大学入試のときの制度が変わらなければ、またそこで同じような問題が起きるのではないかと、あるいは採用試験のときに、いわゆる就職試験のときに学歴偏重があれば、まさにそういうことを助長することになりかねない、こういう面も持っておるわけであり。

ということを考えますと、やはり基本的な理念といひますか、これからの教育のあり方、特に、日本が世界の中でどのような方向へ進むべきか、あるいは日本人の人間像はこれからどうあるべき

かというような基本的なものを教育の中に打ち出していかない限り、真の改革は難しいのではないかと、このように感じておられるわけでありまして、大臣はその辺をどのように考えておられるかなというところを、まず一点お聞きしたいと思うのです。

特に、最近の青少年の考え方といいますか、行動というのを見ておきますと、自分の好きなこと、趣味とかあるいはスポーツとか音楽とかファッションであるとか、そのようなことには異常な鋭い感覚で向かっていく。しかし、自分たちの周りをものごと豊かにしようとかあるいは地球環境をどうするとか、それから日本を世界に誇れる国にするにはどうしたらいいだろうか、このような気概とか気持ちとかいうのが非常に薄れておるのではないかと、自分さえよければというような風潮が強いのではないかと、このことを私は懸念をし始めておるわけでありまして。

私のふるさと山口県萩は、幕末の思想家、教育者である吉田松陰を生んだ地として知られておるのではありません。大臣の選挙区、これは旧になるかもしれませんが、世田谷にも松陰神社があるわけでありまして、その松陰、我々のふるさとではこれは松陰と呼び捨てをしないことになっておりまして、松陰先生と言わないと怒られるのでありますが、ここでは松陰ということで取り上げさせていただきます。

ちょうど幕末の鎖国の眠りから覚めやらんとしたあの当時、特に松陰は、アヘン戦争のことを本等で知識を得て、このままほっておいたら日本も大変なことになる、ちょうど中国、清国と同じようになってしまふのではないかと、このことから、欧米列強に屈し得ぬ日本をつくつていく、日本の独立を確保しなければいかぬ、日本の繁栄をいかにしてつづけていけばいいかということとを真摯に考えて、それを問ひ続けた。自分のところの塾で、いわゆる松下村塾でありまして、高杉晋作とか伊藤博文等が出たわけでありまして、明治維新の原動力になる人材をつくつた、こう言われておる。

わずか二年三月ばかりの塾でありましたし、三十で死んでいったわけですが、このすさまじいばかりの愛国心といひますか、国を思う心、今の青少年のことを思うと、どうしてもそれが対比して私の頭に浮かんでくるわけでありまして、今の日本の、経済大国の日本のありよう、物で栄えて心で滅びるという指摘がありますけれども、そんなことを考えますと、今の日本の現状を、またこれから日本の国力、活力、そういうものを考えたときに、やはり国や社会を愛して、その発展に貢献をしていく、そういう気概といひますか、気持ちを保持する、そういうことを育て上げることが教育の中に必要ではないかという感じを抱くわけでありまして。

私は、そういう教育理念がこれからの教育改革にとって一つの柱として出てこないかと本来の改革にならないかと思ひますが、このあたりの、この日本、これからの教育が求める人間像ということについて、大臣どのようにお考えか。

○小杉国務大臣 今までの教育、どちらかというところ知識偏重の教育に傾きがちであった、こういう御指摘であります。

これからの教育におきましては、やはり人間性を育てる、心の教育、こういう点を重視していかなければいけないと思つております。それで、自分自身を大切にすること、これはもちろん、自分の個性を生かすということももちろんですけれども、他に對する思いやりですね、そういうこととか、それから自然に對する気持ちとか、あるいはもっと広く世界、国際的な感覚を育てる、こういうことが極めて重要だと思つております。

そこで、そうした認識に立つて、今度の教育改革プログラムでも、そういった正義感とか思いやりとか倫理観とか国を愛する心とか歴史や文化に對する気持ちとか、あるいは環境問題に對する関心とか世界に對する気持ち、こういうものをいかに育てていくか、こういうことについて真剣に検討していかなければいけないということで、教育課程審議会に、積極的にそういう分野を取り組

んでほしい、こういうことでお願いをしているところでございます。そうした審議を踏まえて、文部省として全力を挙げて取り組んでいきたいと思つております。

○河村(建)委員 大臣、今お答えのとおりであります。それを具体的にどのように出していくかというところが一つの大きな課題だと思つております。

そこで、私は、教育を受ける側の青少年の問題もありませんが、それを教育するいわゆる先生です。ね、教員の資質向上ということが非常に大事になつてくる。優秀な教員をどうやって確保するかということが極めて大事なことでありふうに思ふわけでありまして。

いい先生に出くわすと人間はずばらしい人間になり得る可能性がある、こう言われておるわけでありまして。先ほど吉田松陰のことを触れたわけでありまして、吉田松陰の教育の偉大性といひますか、それはどこにあつたかといふと、個性尊重、いわゆる人間尊重にあつた、こう言われております。まさに塾生一人一人と真正面から向き合つて、塾生に對して、自分の命と魂のぶつかり合いといひますか、あるいは魂と魂のぶつかり合い、あるいは人格と人格のぶつかり合いが松下村塾では行われた。そして、松陰は、塾生一人一人に對して、自分はいかに生きるべきかといふことをみずからに問はせるように、そして、自分には一体どういふことができるのか、あるいは我が道はどのように進めばいいか、そういうことを考えていくように教育をしていった、そういう人づくりをやつた、こう言われておるわけでありまして、まさにそういう意味では、教育者、これぞ教育といふものであつたと思ふのです。それで、あの松下村塾といふのは、さつきちよつと触れました、二年三月ばかりです、自分がやつたのは、わずか六十人ばかりの塾生と向き合つた、こう言われておりますけれども、その塾生に對して、一人一人がだれも失望しない、それから嫉妬もしない、要するに、自分にどんな長所があるかといふことを自分で気づ

かせる、それで、みずからの役割とか使命とか、自分はどういうことに貢献できるかといふことを自分でしつかり意識させる、そういうことを引き出してやる、そういう教育をやつた、こう言われておるのであります。

アメリカといひますか、英語圏で、自己紹介するときに、先生方がアイ・アム・ア・ティーチャーと自己紹介をする、アメリカ人はどうとるかというところ、謙遜をして言っているんだと。それで、紹介するときは、この人はエデュケーターであるといふふうに紹介をするといふふうには聞いたのでありますが、まさに教育といふのはそういう引き出すものがなければいけない。松下村塾の吉田松陰はまさにそういう人であつたといふふうに理解をしておるわけでありまして、そのためにはやはり優秀な教員をいかにつくつていくかといふことにかかってくる、こう思ふのであります。

いわゆるそのような教育者、エデュケーターである教育者と、単なる我が知識を切り売りする、古い言葉で言えば教育労働者ともいひますか、そういう先生をつくつてはならぬわけで、そのためには、やはり教員といふものも教育に専念できる環境をつくつていかなければいけないだろうと思ふのです。

極めて現実的な話になるわけでありまして、やはり教員の待遇改善といふ問題は、これは欠かせない課題だ、こう思つておられて、昭和四十九年に田中角栄内閣のとき制定されたいわゆる人材確保法、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、大変長い名前ですが、この人材確保法の精神といふのは、私は大変すげえたものだ、こう思つておるわけでありまして、現在、その法も極めて形骸化されつつあるのではないかと、この趣旨、ねらつたところが薄れていくのではないかと、このような指摘が現実の教育現場からも起きておるわけでありまして、ぜひ私はその精神にもう一度立ち返つていかなきゃならぬと思ひます。

文部省、文部大臣として、この人材確保法を考えたときに、この趣旨に沿った教員人材が今確保されておられるかどうか、これについて大臣、どのようにお考えでありますか。

○小林(教)政府委員 今御指摘がございましたように、すぐれた教員を確保するということは、教育改革を推進する上でも大変なことだと考えております。

私もとしては、教員の養成段階、採用、それから現職の各段階を通じて総合的に関連施策を推進することが大変なことだというふうに考えておられまして、採用につきましては、今までペーパーテストを中心にしてきたことから人物重視の教員採用の方に切りかえてほしいということを取り組みが進んでいる段階でございます。

それから、現職研修につきましては、御案内のように、初任研、それからそれに続く現職研修について体系的な整備を図りまして、また、助成措置を講じておられるわけでありまして、

それから、養成の段階でございますが、これは、教育職員養成審議会におきまして、教員養成カリキュラムの改善でありますとか、修士課程を積極的に活用した養成のあり方等についていただいま急ピッチな御検討が進められているところでございます。

人確法についてお触れになりましたけれども、この措置によりまして、当時のデータとして若干申し上げますと、昭和四十九年、小学校は採用倍率が二・二倍ございました。この給与改善が終りました五十四年は三・二倍に上がっております。それから、中学校に至りましては六・四倍から十四・三倍と倍以上の採用倍率になっております。高校もほぼ同じでございます。

現在、せっかく養成した人材が教育界に入ってくれるかどうかという点も一つあるわけございまして、この点につきましては、民間の景気動向でありますとか教員の採用率の問題、いろいろあるわけでございますが、基本的には、平成八年度、

小学校はさらに七・七倍、中学校八・八倍、高校も十・八倍というふうに非常に高い倍率になっておりまして、これは、採用率が少なくなったということが非常に大きいわけではございますが、やはりこの人確法のもたらした基本的な客観的な教職の魅力というものは現在なお続いているのではないかと。

したがって、客観的な基盤は十分つくつていただいておりますので、私もとしては、冒頭申し上げましたように、大学における養成、それから採用、さらに、人材というのには育てるという面もございまして、その点につきましても力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○小杉(国)務大臣 河村委員が御指摘のように、教育は結局人だという点はそのとおりだと思います。やはり全人的なそういう教育というものが大事だと思ひまして、今局長から答えたように、教員につきましましては、まず養成、教員の養成の力にキュラムをどうするかという問題、それから採用の際に、そういう人材、人物を重視するというようなあり方、それから環境とかあるのは福祉に対する体験とか、そういういろいろな要素を採用に当たっても考慮する必要がある。それから研修、これも初任者研修からずっといろいろ研修があるわけですが、その研修のあり方についても一層努力をする必要がある。そういう点も含めまして、今教育職員養成審議会、こういうところで検討していただいておりますが、一層教員の資質向上に努めていきたいと思っております。

○河村(建)委員 教育は人なり、大臣今おっしゃったとおりでありまして、立派な子供をつくつていこうとすれば、その教育者が立派でなければいかぬ、当然のことでありまして、教員養成の段階で、いかに人間性豊かな、また相手の心の痛みをわける教員をつくっていくかという課題にこれから取り組んでもらいたい、我々としても、そういう教員が養成できるような形の教育のあり方をさらに求めてまいりたいというふうに考

えております。次に、これまでの予算委員会等、教育論議いろいろされてきたのでありますが、文化の視点について、これまでの中で出ていないようでありまして、私、文化の振興について一点だけたししておきたいと思っております。

このたびの大臣の所信表明の中にも文化振興マスタープランの策定が言われておりますが、この内容といえますか、これをどのような形で進めていかれようとするか、もっと具体的に指示をいただきたいと思います。私は、これから日本がいわゆる世界の中で尊敬される日本といいますが、あるいは日本人が心の豊かさを感ぜていくには、文化というものは欠かせない大事な要素だ、こう思っておりますし、それなりに日本も文化国家としての地位を固めつつある、こういうふうに思いますが、されば、文化を今度、国といいますが、あるいは国民がどのような形で振興していくかという理念といえますか、いま一つ欠けておるのはないかという感じがするわけですね。

いわゆる学校教育等については学校教育法であるとか、いわゆる社会教育法であるとか、そういう一つの法律に基づいた振興の方策というのがうたわれておる。スポーツにはスポーツ振興法もできておるわけでありまして、そういう基本となる法律もあるわけでありまして、文化については、憲法を見てもほとんどどこにも出てこない。それを言いますと、環境もそうではないかという意見もあります。そういうものも含めて、新しい時代に対応する——文化という言葉は憲法で探しますと、憲法第二十五条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と、そこにちよつと出てくるだけなんです。

ということになりますと、私は、文化については、もちろん文化財保護法というのは新たにできたものもございまして、やはり文化の振興の基本的な理念となる文化基本法といえますか、そういうものを置いて、それに基づいて一つの方向で文化の振興をやる必要があるんじゃないかと思

いか、このような思いがいたしておるわけでございますが、今のマスタープランの策定とあわせて、そういうことをお考えになつていないかどうか、続いていただきたいと思います。

○小野(文)政府委員 お答えを申し上げます。まず第一点の文化振興マスタープランでございますが、この文化振興マスタープランにつきましては、教育改革の中に入れていただいておりますので、

でございますけれども、その趣旨は、教育改革の趣旨自体が、児童生徒の個性を尊重し、豊かな人間性、創造性をはぐくむというところにあるわけでございます。私も私としては、そういう場合に、学校教育はもちろん大事なのでございますけれども、我が国社会自体を文化の薫る、創造性豊かな文化の薫りに満ちた活力ある社会にしたいということが根っこにあるわけでございます。

そういう観点から、やはり教育改革プランの中に文化振興マスタープランをお願いしておるわけでございますけれども、具体的には、現在、私も文化庁におきまして、アーツプラン21という形で、舞台芸術を創造的にしようということで、先生活の御指導をいただきながら行つておる部分がございますし、それから、いわゆる美術館や博物館につきましまして、もっと高度化をしたい、あるいは国民の皆様へのサービスをもっと高めていきたいというようなことで、ミュージアムプランというものも、この九年度の予算の中でお願ひしてきておるところでございます。

そういったマスタープランにつきましては、平成七年から、文化立国についての文化政策推進会議の報告もいただいておりますので、それらを総合しながら、芸術文化や文化財についてのデータや指標を整備いたしまして、二十一世紀に向けて文化の振興の基本的な指針となるものをつくりたいというのがこのマスタープランでございます。お尋ねございましたもう一点の、文化についての振興の基本的な法律がないではないかという御指摘でございます。この点につきましては、御指摘のとおりでござ

いますけれども、私もといたしましては、さきに、例えば音楽文化振興法等を議員立法でおつくりいただいたこともございます、著作権の制度改正等々、文化についての制度改正を進めておるわけでございますけれども、私もといたしましては基本的に、文化への投資というのは未来への投資なんだ、文化は国の存立基盤なんだということを踏まえまして、今後、このマスタープランの動向等を見ながら、新しい文化立国の構築に向けて、そういった文化振興制度の整備について最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河村(建)委員 ありがとうございます。

文化振興マスタープランを中心と考えていきたい、こういうことでありますが、科学技術基本法は議員立法で成立したわけでありまして、我々議員サイドも、この文化振興基本法については考えていくテーマかなという感じも抱いておりますが、文化国家日本としての明確な位置づけといえますか、そのためにさらに文化庁としても全力を尽くしていただきたいことをお願いを申し上げます。終わりたいと思います。ありがとうございます。

○二田委員長 田中眞紀子君。

○田中(眞)委員 日本の文教行政を担う文部大臣に、ぜひ大臣としての基本理念をしっかりとこの機会に伺わせていただきたいというふうに思います。

自由民主党が健全与党であるかどうかという問題は、私は常々考えております。最近の状況を見ておりまして感じておりますけれども、率直なところ、消費税のアップそれから所得税減税の廃止等によりまして、昨年十月の総選挙後、日本国民、私たち生活者の痛感というものは非常に高まっておりまして、政治不信というものが非常に明確になってきているのは大変残念なことであるというふうに思います。

そうした中におきまして、村山内閣は、行政改革を内閣の当時の大きな柱というふうにしており

ました。その村山内閣を引き継がれた橋本内閣は、財政構造改革元年としたいんだということをやられて、内閣を組織なさって、その閣僚として小杉大臣が就任していらっしゃるわけでございます。

その中におきまして、私は、この予算編成の今回のあり方を見まして、やり方が本当に旧態依然としていて、この平成九年度予算というものの編成の中において一体どれだけのリストラ、どれだけのむだの見直しをしようとしている内閣であるのかというのを常々疑問を持って感じてきております。それは、野党の皆様が非常にパワフルであるとか健全であると言っているわけでもなくて、むしろ政権与党である自由民主党こそがしっかりそういうことの、国民の不安とか疑問、それをしっかりと把握していかないと、やはりまたたまたまどこに先行きが不透明になるだろうという認識を持っているからでございます。

私は、文部省だけが決して予算編成においては聖域であるなどとは考えておりません。もちろん文教行政が重要であるということは当然、どこの国家もそうです。先ほど大臣がいろいろと披露されましたとおり、教育というのは国家の将来を担う基本的なものでございますし、人的資源の確保というものは各国がしのぎを削って一生懸命努力をしておりますし、そのために最大の予算を注ぎ込むことができれば、可能であれば、それにこしたことはないわけですが、現実の日本の財政状態を見ましたときに、日本はどうするのか、文部省だけは聖域でないということを繰り返して申し上げたいというふうに私は思います。

何年度まで、一体幾らのむだの見直しをこの内閣がしようとしているのかという具体的なメルクマールが見えてきません。そして、今回の中で、まず私事務方に一言だけ答弁していただきたいと思いますが、それ以降はぜひ大臣から肉声を伺いたいと思います。事務方の答弁で結構ですが、平成七年度の村山内閣で、私も閣僚で参画しておりましたが、閣議決定をいたしました。日本私学振

興財団及び私立学校教職員共済組合、この統合をいたしました。その結果、具体的に幾らの、そして何人のむだの見直しできたか、数字だけ事務方からお答えいただきたいと思いますが、

○佐藤(補)政府委員 お答えを申し上げます。

平成七年二月の閣議決定に基づきまして、私立学校に關係をいたします二つの特殊法人を統合し、今回一つの法人とするという法案を御提案申し上げているところでございます。その中で、役員ベースで申しますと、非常勤職員を含めまして役員が二十名のところ十五名になるわけでございますが、常勤の役員だけをとりましますと九人が七人になるというところでございます。

○田中(眞)委員 ジャーナールで幾らぐらいのリストラになりますでしょうか、経費の面で。

○佐藤(補)政府委員 経費は、ちよつとたいたいま手元に資料がございませんのでお答えいたしかねますが、後はまた調べまして御答弁申し上げます。

○田中(眞)委員 アバウトですが、一億円を切るというふうに前回私は事務方から伺ったように記憶しておりますが、いかがでしょうか。アバウトで結構ですが。

○佐藤(補)政府委員 一億円というのはどの費用だか、ちよつと私、現在はずりしたお答えはいたしかねますが、大変恐縮でございます。

○田中(眞)委員 こういうことは、やはり緊張感を持って言っていただかないと、官房長がしっかりとわかっていてしかるべきことだと思いますので、あれから、村山内閣から相当時間がたっておりますので、もちろん事務的には後から教えてくださると思いますが、ぜひ国民に見えるような形で、文部省のリストラがどれだけのむだの見直しにつながるかということをご公開していただきたい。大臣の責任におきましてお願いいたします。

それから、これ以外にたくさん特殊法人、いろいろ組織の面、人の面ありますけれども、小杉大臣に伺いますけれども、大臣御本人として、ほか

に、特殊法人でも結構ですが、文部省傘下の特殊法人で見直しをした方がよいと現在認識していらっしゃるどころがありましてらお答えいただけますか。

○小杉国務大臣 行政改革はこの内閣の最重要課題で、もちろん教育についても聖域扱いはいらない、こういうことであります。

私ども、従来、いろいろ特殊法人の整理統合については、学校給食とか安全会とか、あるいはオリンピックセンターとか武道館とか、もうずっと一連の統合をやってまいりまして、今ある特殊法人を当面統合するというのはございません。今国会に私学関連の二法人を統合する、これを今当面取り組んでいるところであります。

○田中(眞)委員 大臣、国立教育会館の運営を民営化することはいかがでしょうか。大臣からぜひ。大臣に伺いたい。政治家政治家ですから、計数的なことは事務方に伺いますが、大臣のお考えをお願いいたします。

○小杉国務大臣 今、民営化については考えておりません。

○田中(眞)委員 ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

文部省の予算というものは、平成九年度の、今回検討されておりますもので、一般会計で五兆八千億円というふうにならわれておりますけれども、文部省全体の予算の中の半分が義務教育費の国庫負担金であるということでございます。これは予算編成の前に大蔵省と随分議論があったというふうに承知しております。

そういう中에서도、今回の予算の伸びを見ますと、この義務教育費の国庫負担ですけれども、これが対前年度比で大体総額二%近い増というふうな形になっていると思っておりますけれども、ただ単に議員が復活したからごり押しでその予算がふえたということを言われないために、ぜひ、こういうものが一般にはやはり少子化というものが高齢化と裏返しで進行しているという事実がありますし、と同時にまた、教職員の質の低

下というふうなことが随分案じられております。教員の、先生方の高齢化というふうな問題もありますし、教育現場というところでの実態を考えたい場合に、これは多ければ多いにこしたことはないわけですが、先ほどの行革との絡みからいえます、これだけの大きな予算というものの使用についてやはりもう少しわかりやすく御説明いただけたらありがたいと思います。

要するに、国が地方公共団体などに交付する補助金の中でも一番の支出項目がこれなわけですね。ですから、それをやはり有権者、国民に対して、みんながわかりやすく、私たちがわかりやすく、納得するために、この予算、義務教育費国庫負担金のふえていること、その使い道といえますか、正当性と申しますか、それについて大臣のお考えを伺わせていただきたいと思います。

○小杉國務大臣 御指摘のとおり、義務教育費國庫負担金が文部省総予算の半分を占める約三兆田という大変巨額にわたっておりまして、この問題は予算委員会でもたびたび取り上げられました。私は、教育というものは、非常に教員の人件費が大半を占めるわけですが、先ほどから申し上げているように、教育は人なり、こういうことから考えて、そして、そもそも戦後のこの教育制度の中での義務教育に対する考え方をもう一度根本からさかのぼって考えていただきたいと思うのです。憲法で国民はひとしく教育を受ける権利がある、その権利と義務があるということで、そして、国が半分その負担をしないさい、こういうことで、戦後五十年間、日本の教育の機会均等という面では非常に世界でも注目すべき普及をしたわけでありまして、また国民全体の教育水準を高めることに大変貢献してきたと思います。

今、例えば、義務教育費国庫負担金を全額地方交付税対象にしたかどうか、こういうようなお話もありましたが、やはり過疎地域であつても大都会であつても、国民が財政状況に惑わされることなく確実に義務教育を受ける、教育の機会均等とか、学力水準を全国レベルで一定に保つということ

においては、国の責任というのは、憲法や教育
 基本法や学校教育法で厳然とうたわれているわけ
 ですし、私は、これは将来に対する投資だと思つ
 ておりますから、ただ単に財政的な見地から、こ
 れだけ過大だから削れ、あるいは地方に任せとい
 うことになりましたと、財政状況によつてはどんど
 ん教育費を減らされる。

例へば、教員の確保にいたしましても、一応国の方で基準をつくりまして、平成五年から六年間かけて第六次教職員の配置改善計画というのをつくつて、もうこれだけは絶対に確保しないさ、こういうことでやってきたわけです。しかし、一方において、少子化でどんどん児童数が減つてゐる。ところが教育費は減つていかなないじゃないか、こういう批判もございます。そこで、私どもは、この第六次の改善計画では、子供の数と並行して、本来ならば自然減で教員は六万人減らさなければいけないわけなのです。しかし、最近、例へばいいじめ問題等があつて、教育の質の改善ということ、チームティーチング、複数の教員で教えるとか、そういう質的な向上、あるいは生徒指導とか、そういうところのために、本来六万人減らさなければいけないのですが、改善のためにしようということ、で三万人の減にとどめてゐるわけですから。

そういうことで、私どもは、義務教育費国庫負担金のあり方については、そういう根本のところをしっかりと押さえて、我々としても、やはり教育人間だけが日本にとつて唯一資源だとさえ言えるときに、ただ財政だけで割っていくという考え方がなくて、きちつと国民の将来に対する義務教育ということから、この根幹だけは崩すべきではないと思つております。

ただし、そういう義務教育費国庫負担金のあり方については、見直しは常にやっていたいかなければいけない。例えば旅費だとか、その他具体的なことはまた必要があれば答えさせますが、そういう面はほとんど地方交付税化しておりまして、できる限り我々としても見直しということとは続いている。

く、こういう決意であります。

○田中(眞)委員　ありがとうございます。

私、理解がないように申し上げたいのですが、財源がないからこれを減らせばいいとか、そんな単純なことを申し上げているのじゃないのです。教育環境が、少子化であり、教員の現場での質の低下ということはいろいろ社会問題化もしてきています。そういう時代が変化して今の時代、それから将来、先行き日本がどうなるかという見地の中で、そのお金を、二％増になったわけですけれども、トータルでいかにファンクショナルに、機構を有効に動かしていくために、生き生きとしたものに使うために、ただ額があつたから、必要理念であるから、同じ分をとつたから安心ではなくて、それをいかに有効に使うかについてやはり具体的にわかりやすく政治主導していかないと、また国民から批判も浴びるし、私どもも得心がいかなくなるということを申し上げたわけでございます。

二番目の質問に参ります。

科学技術創造立国のごとでございますけれども、内閣は今そういうことを言っておりますが、私自身も科学技術推進の委員会の副会長というものをやらせていただいておりますけれども、基本的に、今日本では、青少年といえますか子供たちの理科離れが非常に著しいということは言われて久しいわけでございます。

そうした中でもつて、理科というものは、結局は、文部省のカリキュラムの組み方とか、それからいろいろなことに原因はあるというふうに思いますが、小さなうちから子供たちが忙し過ぎて、大人の生活も忙しい、進学塾等へのことにも、生活に追われていて、おけいこに追われていて、時間がない。そして学校の先生も、会議なんかかが非常にあって忙しかつたりするために、実験なんかをゆつくりやつたり、自然観察をして、そして理科による、何というか、喜びですとか楽しみとか驚きですか、そういうふうなものを感ずることゝがなくて、ただ頭だけで、知育だけでもつて来て

しまっているところ、大きな反省材料があるだろうというふうには、それらすべてシステムの問題だろうというふうに思っております。

ただ、やはり理科というものは、日本のように資源の乏しい国におきましては、**人的資源**というものは一番最大の資源でありますし、そして私は**科学技術**というものを進めていくこと、理科からどんどん進んで理科系の勉強になっていくわけですが、そのことが結局は未来への先行投資である。

科学技術は未来への先行投資ということを、私
は科技庁長官時代しよっちゅう繰り返し言つてかま
いりましたけれども、それはどういうことかとま
いつたら、簡単に言えば、結局はパイオも医療も
ですけれども、それからメガサイエンスもそうなん
ですけども、材料開発なんというのが一番身近
な問題ではないかと思いますが、そういうことが
進むことによって新産業が創出して、そのことに
よつて我が国はもろんのこと、外国の経済、世
界の経済の進展に貢献するんだというところにや
はり重要性があるというふうに認識しております。

科学技術創造立国というところに与党が目をつけて、これに一生懸命予算を投じてくださっていることは大変ありがたいというふうに認識しておりますが、その中で、大臣も、所信をつぶさによく拝見いたしました。その中でもってポストドクター一万人支援計画、これは科技厅も文部省と一緒に、通産等もやっておるわけでございますけれども、どうもこのポストドクター一万人支援計画などというのは、本来はそんなことは言わなくてもできるのが一番いい状態なんです。その後支援された人がどこへ行つて何をするのかという問題もあると思うんですが、この所信を拝見すると、本当にバラ色の所信を述べいらつしやるわけでした。産学官の連携ですとか研究費の充実とか、まさしくどれも反対する人はいません。地球上で、ですが、実際は、それがなかなか、こういうふうに言わなきゃならないほどうまく機能してないんですね。

文部省の科研費それから科技厅の振興調整費も
そうですし、それから通産省の工業技術院関係の
予算等もわかつておりますけれども、要は、そう
いうふうに縦割りで予算が配分されてきている。
これは、今までの与党それから野党もみんな含め
て、本当に予算というものについて考えていかな
きやいけない。役所主導なんということをマスコ
ミに言われていても、やはり政治家がそれをどの
ように運用するかというような構造をつくってい
くのが政治の責任なんですよ。役所の方たちも

こでもって私たちが使っていきますからというふうなことで言うために、本当にフリーに研究を學者にしてもらう、そして基礎研究をしてもらうんだ――研究には時間がかかるんです。失敗もあるんです。そういうことを全部トータルで見込んだ予算をつけるにもかわらず、文部省がまず国立学校特別会計に入れてもらわなければなりませんと言ふことによって、費目ですか、項目が、これは人件費であります、交通費であります、何だかんだ細かくやられてしまうために、実際にトータルな研究そのものに使うことができないのだというところが大きなネックになっていると思います。このことについては大臣は今までお聞きになったことがおありになるか。大臣自身がどう、

○田中(實)委員 これは昨年の夏の記事で、ちよつと古くなりますけれども、大型の研究資金が国立大学の研究者の手元に届かず現場が困り果てているというような記事が載つたことがあります。しよつちゆう聞く話なんです、この手の話は。たまたまこれは科技厅傘下の新技術事業団ですけれども、それが持ち分の資金を直接大学に配ろうとしたときに、文部省から待つたがかつた。そして、既存の大学向けの会計、今申し上げた会計ですけれども、それを通すように主張して、両方が譲らなかつたために現実にそのお金が使えなかつた。これは一億円なんです。新技術事業団の公募によつて一億円の研究資金の交付が決まつた。ある大学の教授に対してそれが決まつたわけ

それがもつと自由にできたらいいのにと思っていると思いますし、現に学者の方も、本当に能力のある方はアカウンタビリティーを公開したいということを書いてある方もいるんですね。ですから、学者の方が自分だけで囲い込んでしまつて、自分だけが基礎研究をやつてゐる。それを学会で発表するのはいいけれども、ほかの人と共有しない、情報とか研究結果を。そういうことによつて死んでしまつて埋もれてしまふというのは残念なこととして、そういうものを、アカウンタビリティーというものを、必ず一生懸命やつてゐるわけですから、いいエネルギーを出した学者がそれを公開するようにできるようにするということも片や大事だと思いますけれども。

この縦割りというものがなくなるように、これをするのは私はもう完全に政治家の責任だという

ふうに思うのですが、私もまたな議員がわざわざあきやあきやよりも、やはり大臣でいらつしやるわけですから、二十人の閣僚のうちのお一人であらうしやいますから、ほかの閣僚の方たちともお話をしたいと思いますが、もう一度大臣、こういうことについて文部省自身の組織の持つてゐる硬直性が、自由な教育と口では言いながら、その阻害要因になっていることを申し上げたいのです。

○林田政府委員 制度について簡単に御説明をさせていただきます。

確かに、御指摘のように新たに大きな研究費をいろいろ出していただくような形になりました。特に、出資金という形で文部省関係、科学技術庁関係、通産省関係、いろいろ出していただくことになりました。従来やもすると、先生おっしゃいましたように、役所同士の研究費の受け入れというように形についてはややたい運用になっておりましたけれども、この大きな出資金ができるということによりまして、私も、科学技術庁、通産省ともよく相談をいたしまして、おっしゃいますようなできるだけ研究に生かせるようにやっています。このように、相当整理に努力をいたしたつもりでございます。確かに、制度ができました最初のところでは、どんな整理にするかということ、若干時間がかかった面はございますけれども、今ではほぼ使いやすしい形の流動的な使い方ができるような制度にかなり改善をしたつもりでございます。

ただもう一点、費目につきましては、従来は、大学における金の使い方というものが、会計上きちっとした処理をいたしませんと、ややもすると適切でない使い方が起るケースがございますので、その点についてはきつちりした費目の整理は必要だろうと。ただ、財政当局とも、できるだけ流用的なことが出来る部分は弾力的に使えるようにはしたいと思っておりますけれども、さらに努力したいと思っております。

○田中(眞)委員 事務方が非常に何かにこじ

ながら柔軟なことをおっしゃっていますが、いざとなるとなかなかうまく動かないということ、何を何度も見えておりますので、大臣、しっかりと監視して御指導いただきたいと期待をいたしております。

大学というものは、大学での研究ですけれども、国内産業の空洞化を埋める新産業を創出する拠点になり得るわけであって、景気というものの、今はそれはもちろん土地の流動化とか資金の運用の問題とかいろいろ考えられてはいますけれども、やはり基本的には新産業を創出するのだと。新しい産業を興し得るといふのは、やはり科学技術にあるのですよね。そういう中において、せっかく資金を出しても、民間が一生懸命頑張っている、国が、せっかく預かってもお金をうまく運用させないというのは残念だと思います。

東大の吉川先生、前学長になられましたけれども、あの先生から私は科学技術に関して伺ったことがありまして、産業革命に例えれば、二百年前になりますか、スチームエンジンになるのが科学技術である。だが、それだけでは機能しない、研究だけでもだめであつて、ソーシヤルエンジンというものがやはり必要ではないか。それは市場経済なのですから、その市場経済のメカニズムと科学技術がなつたことによって新経済が発展していくのだということ、伺ったことがありまして、これは非常にわかりやすい御指摘だということ、非常に私に記憶しております。

では、ソーシヤルエンジンとは何かということ、をいふと、やはり規制緩和なんです。規制緩和、規制緩和と世を挙げて言いますけれども、何でもかんでも緩和すればいいものではありませんで、引き締めなければいけないこともあります。このことに関しましてはぜひ規制緩和していただきたい。この分野で文部省のやる規制緩和というのは何かあるか、大臣、認識しておられますか。○小杉国務大臣 その前に、日本の研究とか科学技術の面では、総理大臣を長とする科学技術会議というのが総合調整をやっております、基礎研

究は主として文部省、応用研究は科技厅とか通産省、工業技術院、こういうところでやっております。私は、ここで一言申し上げたいのは、基礎研究だからといって、ただひとりよがりの研究であつてはいけません。その研究が将来的にどのような意味を持つのか、そういった評価について、もともときちつとやっていく必要がある、評価という問題は大事だと思っております。それから、もちろん、新産業として新しい雇用を生み出す、そういう分野を開拓していくためには、基礎技術と応用技術というものはやはり連動して協力してやっていくということが必要だと思います。

今御指摘のように、そういう新しい技術を生み出していくためには、自然科学のそういう技術だけじゃなくて、ソフトの社会科学のそういう技術に合わせたいということ、今規制緩和ということにつきましては、行政改革推進本部というのを事務次官を長として、文部省独自の何が出来るかと、全体は国の方で、総理の方でやっておりますが、文部省としても何が出来るかというところ、いろいろなやっております。共同研究の企業への拡大とか、あるいは兼業において、今までのいろいろな窮屈だったのをできるだけ兼業についてのいろいろな規制を緩和しようということとか、そういったようなさまざまなメニューはありますけれども時間の関係で省略しますが、さまざまやっております。

○田中(眞)委員 科学技術委員会は、総理の日程の制限上、一生懸命いい御意見が出そうなのにもかかわらず、そういう素地があるにもかかわらず、十二分な議論が尽くされずに来ているということ、私は体験したことがあります。小杉大臣からは、もう少し時間をとっていただけるように御助言いただきたいと思ひます。それから、先ほど申し上げましたソーシヤルエンジンとしての規制緩和、私、文部省に言つたら一言、これはもう学校に自由裁量権を与える、国立学校にも、そのことに尽きると思ひます。要は、裏返して言うと、文部省が管理をし過ぎないとい

うことです。文部省が口を出し過ぎないこと。もつと自由にする環境をやつて、役人がもつと下がることです。こんなことをほつておくと、きょうも部会で出たようだけれども、文部省は必要ないんじゃないか、文部省という役所は必要ないという意見、時々私も感ずることもありますし、そういうことを言うと大臣のポストがなくなつたら大変でございますから、ぜひ頑張つていただかなければいけないので、やはりもつと自由にして、もう人に任せていいのです。そういう官僚を育てる、そういう官僚を大事にするという姿勢も、やはり政治家として必要ではないでしょうか。

残る時間、少しになりました。三つ目の質問。私が手がけております議員立法についてでございますけれども、これは大臣も、御就任なさつた後、早速御説明に参上しております。私は、細川内閣の赤松良子文部大臣のときからずっと歴代文部大臣に御指導を仰いできておりました。おかげさまでこの間の選挙の前に小委員会を通じました。亡くなられました戸井田三郎先生の御指導もいただきました。先生方から賛同の御署名をいただきました。夏じゅうずつと、選挙前も最大限の努力を払ひまして、福祉施設それから学者の方たち、いろいろな方々の声を伺いました。

この議員立法の趣旨は、もう大臣御案内のとおりでございますけれども、義務教育の教員を目標とする大学生は、大学四年間行つてゐる間に最低二週間は、養、養、養、盲学校あるいは特殊、何かそういう、精神病院も含められると思ひますけれども、社会的弱者のいるところ、福祉施設ですが、そういうところに行きまして、車いすを押すとかおむつを畳むとか、何らかの形で少しでもお手伝いをするということ、養育する。そういうことによつて人は一人一人違うんだということを知つて、人の尊厳というものを、それを養育するような議員立法をしたいというのがこの法制化の基本でございます。

ます。

これは、今もこの大臣の所信を拝見していても、一人一人を大切にするといいことを繰り返しておっしゃっておられますし、それから、ゆとりとか個性とか創造性とか人間性ということをやっておられますが、要は、みんな違うわけですね。違いうからすればいいのですが、しかし、その違うというのを認めない中に、今いじめの問題もあるのです。大臣のおっしゃるような、所信の中でもいじめの解決というふうな、登校拒否等も書いていらつしやいます。これは具体的に何をやるかというの、これは完全にこれという特効薬はないのです。ないのですが、現在それから将来の日本を見据えて、今すぐ解決はいたしません、私の手がけております議員立法は、三十年、五十年後の日本人が、人の心の痛みをわかり、目に見えない偏差値だけではなくて、人はそれぞれ違うんだと、弱い立場の人のことも、そして自分が健常者であつてもどこか弱いことがあつて、将来どこかで必ず障害者になるんだ、みんな年をとれば同じことだということを知る人間、人づくりを目指しているのがこの議員立法の趣旨でございます。大臣からいろいろと御助言をいただいてありがたいと思つておりますが、最後に一言、私も決意を新たにしました。頑張ろうと思つておりますが、激励の言葉を賜ればと思います。よろしくお願ひします。

○小杉国務大臣 高齢化社会を迎えて、教員が障害者とか高齢者の痛みがわかるということは大変大事だと思ひます。したがつて、今度の教育改革プログラムの中でも、教員養成に当たつては、福祉とかボランティアでの現場の研修とか、そういう視点を盛り込むということを取り組みたいと思つております。

それで、今議員立法については、基本的にはそれは自民党の御判断に係る問題ですけれども、現実的に、大学とか受け入れ施設とかあるいは教育委員会などの協力も得られなければいけませんので、現場で円滑に実施し得る内容となりますよう

に、ぜひ御精進、御努力をいただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○田中(眞)委員 ありがとうございます。大臣が頑張られて、またマラソンなさるお時間もおとりになつて、体力を強化なさつて、いいお仕事をしてくださるよう切望いたします。

質問を終わります。

○二田委員長 戸井田徹君。

○戸井田委員 今、田中眞紀子委員の大変早口なマシンガンというか、そういうあれを聞いておりましたら、周りもだんだん影響されてくるのです。大臣も、それから各局長もたつたかたつたか早口になつて、全体がそういう雰囲気になるわけです。

先ほど田中委員のお話の中にありました教員の議員立法の件でありますけれども、ああいう議員立法の話し合いをしていたとき、私はまだ先代の秘書をしておりました。そのときに、私どもの部屋に田中眞紀子議員、それから河村議員、あと何人かおられたと思うのですけれども、部屋の中でドアを開けて論争をしておりました。その中で、一人だけ大変大きな声で、ドアを開けていても外によく聞こえるわけですが、田中議員の声がおこえてまいりました。周りをそれこそ本当におどすと言つたら言葉が悪いのですけれども、何としてもこれだけはやらなかつた、自分も議員は次は通らなくてもいいんだ、本当に捨て身の気持ちがある、ドアを開けて我々の方にも響いてまいりました。なるほどこういう議員でなきゃいけない、そのとき実は思つたわけでありました。人が物事を理解するというのは、確かに本であるとかいろいろな放送、そういうさまざまなメディアを通じて勉強することは多いのですけれども、何に一番触れられるかという、自分の体験だろつというふうな思ふわけでありました。四十過ぎて、まさに国会の中に二十何年間、周辺居住者でありましたけれども、いて、そういう中でも、本当になるほど自分と心で感じる部分というのは数少ないわけでありました。しかし、例えば小

学校、中学校のそういう小さなときに体験でそういうことを覚えられ、いろいろなことを勉強できる、そういうことほどその人の一人の人生において影響を与えるものではないんじゃないかなというふうな、私、感じるわけでありました。

そして、教育改革プログラムのいろいろなことが書かれてあります。大変賛同することが多々あるわけでありました。そういう中에서도、私自身も物事を言うにはやはり自分の体験から言いたいという気持ちがあるわけですね。ちょうど子供のPTAであるとか、そういうことも確かに我々もやつてまいりました。そして、まだ現役でありますし、そのPTAの活動の中から、あんなにも議員になつたんだから一度こういうことも国会で言つてほしいという要望を受けながら今日までいろいろやつてきたわけでありました。その中でも、やはり一番大事なのは、小学校、中学校におけるそういう体験だろつというふうな思ふわけです。

それで、これまで私の先代が長いこと厚生関係のことをずっとやつてきていたわけですが、それども、亡くなる直前にこういうことを手帳に残しておりました。社会福祉も社会保障も金で解決する時代は過ぎた。これからは教育だ。パイがあふない以上、教育で福祉、社会保障の精神というものを伝えていかざるを得ない。そういう気持ちだつたんだろつというふうな思ふわけでありました。

私、小学校のころに、家庭科教育の中で料理もやらされました、そして裁縫もやらされました。やつていた当時というのは、何で男のおれがこんなことやらなきゃいけないんだみたいな気持ちを持ちながら授業を受けていたのを今でもはっきり覚えております。しかし、その小学校で、たしか高学年で数年だったと思ひますけれども、していただくことが、自分が年いって必要に迫られたときに、そのときに受けたわづかな知識をもとにして、そこから自分の生活をつくり上げていった、そういう経験もあるわけですね。そういうふうにして考えられますと、わずか、年間にしても大した時間に

はならなかつたけれども、小学校の家庭科教育で受けたことが自分の将来生きていく上で一つの大きな力になり得たということは、これは大変なことだということ、改めて、年いってから感じたわけでありました。

これから先、高齢化社会ということ言われるけれども、たしか平成九年から十五歳以下の人口と六十五歳以上の人口が逆転して年寄りの方がふえてくる。まさに高齢化を実感する時代にこれから入つていくわけでありました。そういうことを考えてみますと、小学校の義務教育のまさに多感な時代に、そういういった介護、年寄りに対する思いやり、先ほど大臣がおっしゃつておりました正義感、思いやり、そういうものにつながらざるやないか、そして簡単な介護の実務、そういうものを小学校、中学校の時代に学校のカリキュラムの中に入れてきちつと教えていかなかつたら、この高齢化社会を乗り切つていけなさんじやないだろつか。それがやれることになれば、二十年たてばそれだけの層の――二十年、三十年後には中学生が幾つになつてゐるんだろつか、ちょうど四十五、六ということでありました。そうすると、それ以下の人たちがすべて介護の基本的な知識を持つていうことを考えた場合に、これは一日も早く急いで小学校、中学校で介護のプログラムというものをやつていかなければいけないんじゃないかというふうには思ふわけでありました。

そのことに関して何か御意見があれば、また具体的にそういう計画があるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○小杉国務大臣 おっしゃるやうに、高齢化社会が進んでいく中で、義務教育においても、あるいは高等教育においても、福祉に対する理解あるいは関心を高めるということは非常に大事だと思ひます。今御指摘になつたやうに体験学習というものもさらに大事なことで思つております。

従来から、義務教育では社会科とか家庭・技術あるいは道徳、こういった時間で社会保障制度の簡単な内容とか、あるいは福祉の重要性というこ

とを教えたわけですけれども、さらに、例えば老人ホームに連れて行って介護体験をやったとか、あるいは地域の学校の行事、例えば運動会とか文化祭とか、そういうところへ老人ホームとか地域のお年寄りを呼んで触れ合う。それから、先日、私、養護学校の校長会の先生方とお話ししたときに、養護学校に健常者の子供さんが見に来るだけで物すごく教育効果が上がると言うのです。普段はこんなに五体不自由なくやっついていて、そういう障害者の姿を見るにつけて子供たちの意識が変わると言うのです。そういう体験学習の場をもっと本当にふやした方がいいんじゃないかと思っております。

そういう社会の変化に対応した教育はどうあるべきか、特に福祉についてどうあるべきかということ、今教育課程審議会では、これは週五日制に合わせた検討も非常に大変なんですけれども、それと並行して、福祉についての教育はどうあるべきか、これを一生懸命審議していただいております。

いずれにしても、これからの高齢化社会が進んでいく中で、国民すべてが福祉に対する、介護に対する理解、関心、そして体験、こういうものは非常に重要だと思っております。そういう面で私も一層努力してみたいと思います。

○戸井田委員 一年間のプログラムの中で、私は重要だと思ったのは、一週間の中で一時間でもいいからそういった時間があつた方がいいんじゃないだろうか。そして、考え方、思い、その考え方を聞いてどういうことをそれぞれが思っているか、お互いの意見の交換、そういったものの中にそういう実体験みたいなものが絡んでくる。そして、週に一回、一時間であるけれども、一年間、そして翌年二年間と続けていくこと、そういうのが効果があるんじゃないかなという気がするわけですね。

そして、小学校一年生だからそういうことが難しい過ぎるとかいうことはないと思うわけです。小さくても、そういうものを子供がどう感じるか、

どうそのことによって学び取っていくかということだろうと思うわけでありまして。そして、その学び取るということは、体験を通じてでは、まさに一瞬にして学び取る部分があるのかなというところも感じるわけでありまして。

実は、私の父が死ぬ間際のときに私は自分の子供を呼び寄せました。そして、子供に父の看護をずっと付き添いでやらしたわけでありまして。決してそこにいたからといって父がどうなるわけでもない。しかし、子供に、人生の最後を締めくくる場面は、おじいさんのその場面はぜひ見てほしいと。それによって、人間はこうやって死んでいくんだ、また死ぬということはどういうことなのか、どんなに活躍してどんなに一生懸命生きてきた人間であってもいつかは必ず死ぬんだ、死んで後何が残るんだろうかということまで子供たちに考えてほしいと思いつながらその場に立ち会わせてあげてあります。そうしたら、やはり子供の反応というのは素早く、手のひらを返したように翌日から急に私の方にすり寄ってきて、肩をもんでみたり、そういうようなことが入ってくる。

それは、自分自身が何を感じていたかはわからないけれども、だけれども、人間の人に対する気持ち持とうか、そういうものが子供の心の中に芽生えてきたんだと思うし、それをどう表現しているかわからなかったけれども、何とか表現しようと思つてそういうふうな行動に出たのかもわからない。しかし、その後を振り返ってみても、何日かして一月、二月すればするほどだんだん薄れてはくるんですけども、子供の心に与えたインパクトは大きなものがあつたんじゃないかなというところを私は感じるわけでありまして。

そういう意味で、小学校、中学校の義務教育の大切なというものは、決して知識を教えることだけではない、子供自身がその多感な時代にどういうものにもぶつかり、どういう経験をするか、それの手伝いをするのが学校の先生の役割じゃないかなというふうに感じるわけでありまして。我々も自分自身の子供のことを振り返ってみる

と、どうも勉強、勉強ということに走りがちな部分がある。しかしそれは、今日の日本の社会が置かれた学歴偏重のそういう社会構造の中にあるから、どうしても、さっきの田中眞紀子先生の早口じゃないですけども、みんなが知らないうちに引きずり込まれていってしまうという部分があるんじゃないかなと。

そういうことを考えますと、やはりもう一度改めて原点に立ち返って、教育というものはどういうものなのかということも必要なんじゃないかな、そしてなおかつ、その中にボランティアとか介護、思いやり、そういったものの占める領域というののもっと大きいはずだんじゃないかなというふうな思いで仕方がないわけでありまして。

一つは、私の友人に精神科施設をお父さんと一緒にやっている人がいるんです。その人は今四十四歳でありますけれども、精神科の中に同い年の人がいたわけでありまして。その子は名前がコーちゃんというのをよく言っておりましてけれども、そのコーちゃんとは、年を聞いてみると自分の年がはつきりわからない。数を数えてみなさいと言つと、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十までは数えられるけれども、そこから来ると首をひねって黙っている。十の次は何だと聞くと、またじつと考へて、一、二とまた一に戻っていく。そういう子であるわけでありまして。

その子がお父さんと一緒に車に乗って営業に出かけていく。車の中でその私の友人のお父さんが、なあコーちゃん、おまえ一番何が好きなんだと言つたら、プロレス見るのが好きだと言つた。コーちゃんと言うわけでありまして。そうか、プロレス見れば、そして飯が食えて過ごせたらそれで幸せだな、幸せなんだぞということをやつていたそうでありまして。そうしたら、その私の友人がまたまたコーちゃんと横に乗って同じような営業をしていったときに、ああおれもう嫌になつたなあ、人生嫌になつたなあというように言つていた。ほろ漏らしてひとり言みたいにして言つていたら、隣のコーちゃんが、プロレス見れば飯食えた

らそれで幸せだということを言つたそうでありまして。何でそんなことを言うのかと思つていたら、お父さんがそういうことを年じゅう言つていたことをそれこそ九宮鳥のように言つたのか、また、本人がわかつていて言つたのか、その辺は定かではないんですけども、そういうことを横で言つていた。

私の友人は、そのコーちゃんの生き方というのを見ていて、また同い年の人間だということを見ていて、こういうことを言うんですね。同じ昭和二十七年生まれの者がずっと並んで生まれてくるんだ。しかし、その中でコーちゃんみたいな子までしか数えられない子もいる。それこそ、どんな試験を受けてもすべて百点とつてしまふような子もいる。しかし、何でコーちゃんだけがそういうふうにして生まれてきたんだろうか。自分はこういうふうな子なんだと。

そのずらつと並んだ中にコーちゃんがいて、そのコーちゃんの後ろに僕がいたような気がしてしょうがない。そして、だれがコーちゃんに十までしか数えられない知能しか与えなかったのかといえば、神様なんだ。神様が、だれにしようかなというところで順番にいつてほんとに当たつたのがコーちゃんなんだということを彼は言うわけでありまして。そしてコーちゃんの後ろに僕がいて、僕のところにはひよつとしたら指されたのかもわからないな、そういうことを思うとコーちゃんと一緒に仲間として生活しているんだということを言うわけでありまして。

なるほどなあ、これも彼がその体験の中から得た一つの感想なのかな、また一つの思いかなというところも感じるわけでありまして。そうやって考えてみますと、人間というのはそれぞれ同じであるわけでありまして、また、ある意味で機会も均等に与えられなければならない。しかし、それを学び取るか学び取らないかというのは個々にもよるわけでありまして。いろいろなことで高等教育、そういうことも大切でありまして。そういうけれども、人間社会の中で恐らく半分以上

の人がそんなに高い教育を受けることはないだろうと思います。しかし、社会はそういう人たちによっても支えられているんだ、そういうことを覚えていくのも義務教育の中で大切なことなんじゃないだろうか。その数ある社会を構成している者の中であって、本当にコーちゃんみたいな人でもひょっとしたら世の中に対して役に立つ人があるんだと。

私、子供から、自分ら一生懸命勉強勉強しているけれども、どうもこれ以上やることがない、どうしたらいいんだろかということを聞かれたことがありました。子供に対してどういうふうに答えたいのかと思いつながら、世の中確かに学歴で評価される部分がたくさんある、しかし、私は、人の評価というのは、学歴だと偉いポストについているとかそんなことで評価するんじゃない。人それぞれ持つて生まれた器がある。人によればこのコップぐらいの器かも知れないし、またこの水差しみたいな大きな器かも知れない。ドラム缶のようなもつと大きな器を持つて生まれてきた人もあるかも知れない。そしてコーちゃんみたいな、ある見方からすれば杯ほどの器しかないかも知れない。

しかし、その器で評価するんだろかといえは、私はそうじゃないと思うわけであります。その自分の与えられた器にあふれるぐらいの努力を積み重ねることができるとか、それを続けることができるかどうか、それによって人は評価されるんだ。だから、おまえも確かにいい学校に行きたいだろう。しかし、自分が行ける学校であって、そこでもって自分が精いっぱい努力することによって人は評価してくれるんだ。そういう社会でなければならぬというふうには私は思うわけであります。自分の器いっぱい努力をして、そしてそれが評価される社会、それをつくるのも、やはり小さいころからの教育によるんだというふうには思うわけであります。

そういうことをすべて考えてみると、いかに小学校、中学校の義務教育が大切なものであるかと

いうことは、改めてだけれども感じるのだらうというふうには思うわけであります。

今度の教育改革プログラムの中でもってやはりたくさんいいことあると思います。実際に、社会人や地域人材の学校の活用というようなこともあります。我々PTAをやっている、確かにいいことばかりじゃありません。悪いこともあるわけですが、中に、中学生なんかだったらひとひょうを平気でやるのもいるわけですから、そういう者をさっさと本人を納得させて抑えていこうと思つたら、学校の先生だけじゃどうにもならないわけですね。中には、具体的な例として、本当にやくざを使つてその子を納得させて学校に来させて、対症療法かも知れませんが、そこにきちつとした話し合いが行われて、お互いが納得して、子供も納得して学校に出てくる、それはそれで子供にとつて悪いことじゃないわけでありまして。

しかし、そういうものを学校の先生が、じゃ、その人がやくざだからということでもってその人をその子供に対してはつばり放しということになれば、その子はいつまでたつてもそれ以上——悪い方向にどんどん進んでしまうことになる。そういうときには、その地域における人材というものを活用するというのは恐らくそういうことを言っているんじゃないだろうとは思いますが、そういう人材の活用方法もあるんじゃないかなと。いろいろな意味で、現場の先生方がいろいろな対症療法というのを知っているんだらうと思うのですけれども、それと地域とのつながりというものがやはり子供を支えていくことは間違いないだろうと思います。

しかし、なかなかPTAも、最近では与えられた役を逃げ回るといふことが、それぞれ役をやるのが嫌だということと逃げ回るといふこと、それが最近の一つの風潮だろうと思えます。自分の子供は自分一人で育てられるかといふた決してそうじゃないと思えますし、また、子供が小学校に行き、自分の目、親の目を離れている時間と

いうのは、だれかに世話になり、迷惑になりしなから大きくなっている。そういうことを考えたときに、その地域の人のつながりというものがいかに大切かということもわかるわけでありまして、その辺の関連のことで、また文部省の、大臣の御見解、またこれからの方向性というものも、ちよつと示していただけたらありがたいなと思ひます。

〇小杉国務大臣 今るお話しされた、そういう社会を実現することがまさに教育改革の目指しているところだと私は考えます。

今幾つか挙げられましたけれども、子供たちがただ偏差値とか学業成績だけで評価される社会じゃなくて、それぞれの器に応じてみんながそれぞれ目標と生きがいを持つて、精いっぱい達成感を持つて人生を生きるような、そういう社会、そして、それをまた許す社会にならなければいけないと思つております。そういう風土をつくることによつて、子供がみずからの創意とか工夫とか努力で生きる力をよくくむことができる、そしてみんなが想像力とか柔軟性を持つて生きる、そういう社会が私は望ましいと思ひます。

それから、例えばそういう恵まれない子供と接することによつて、弱い者に対するいたわりの心とか、そして翻つて、自分は非常にありがたい生活をしているという感謝の気持ちとか、そういうことが芽生えてくると思ひますし、そういうことから、社会に奉仕しようとかあるいは公共のために尽くそうとか、そういうボランティア精神も生まれてくるんじゃないかと思つております。

それから、最後に言われた社会人の活用ということ、今度の教育改革プログラムでも重要視しておりまして、学校内だけに目を投ずるのでなくして広く社会と連携していくということで、学校の先生ではなかなか教えられる、例えばコンピュータの操作の仕方とか、あるいは、この前宮崎県の中高一貫教育へ行きまして、村の古老が非常勤特別講師でわらじの編み方を教えて、それを履いてみんな遠足に行くとか、そういう物づ

くりの体験を実践させるとか、そういうった、もう少しフレキシビリティを持つて、教員免許を持つていないから教壇に立たせないというんじゃないで、もつとその地域、地域で、例えばその村の古老を呼んできてその村の歴史とか伝統とか文化とかを話してもらおうというのでもいいと思ひますし、学校外との連携というものをもつともつと強めていくという方向を私は考えていきたいと思つております。

〇戸井田委員 ありがとうございます。

また、ボランティアということで一つ提案させていただきたいのですが、小学校、中学校のときにいづれそういう形の教育が行われるようになるのであれば、ボランティア手帳みたいなものをつくつて、小学校のときにこういう教育をした、学科でこういうことをやった、実地でこんなことをやった、そういうことを、卒業するときに百点から百点というところで、ボランティアをこれだけやってきたというところで、そのままだけでくたさいたというところで、そのままだけでボランティア手帳を中学校に持つて上がつて、中学校ではもつと高度な、高度なそういう積極的なボランティア活動をやって、またそこにその点数があつていき、高校に行き、大学に行き、大学になつたら、それこそ大学のクラブ活動でボランティアクラブみたいな窓口があつて、それがいざ何かあつたときの窓口になつて得るような、そういうシステムというものをぜひつくつていただきたい。そして、その第一歩として、小学校の介護教育ですか、ボランティア教育するときに、ボランティア手帳というふうな形でやっていただきたい。

でき得れば、これが将来、年がいつて七十になつて介護を受ける立場になつたときに、そのボランティア手帳が介護手帳にかわり得るような、若いときにこれだけ、金じゃない、自分の体でもつてボランティア活動をやってきたそのボランティア貯金を、年がいつて人から介護を受けるときにこの貯金を使いたいんだということが実行できる

ような、そういうシステムをぜひつくってほしい。それは、もちろん文部省だけじゃ無理なのかも知れないです。だけれども、厚生省なり含めてもつと広い分野でのそういう試みというのをやっていくことによって、大臣のおっしゃられた正義感、思いやり、そういったものが体験的に身につけていくんじゃないかなというふうに感じるわけであります。

あと時間がもう少しで、ほかの質問もしようかなと思つたんですけれども、一つ、この間神戸の震災のときに、私が聞いた範囲では、両親がともに亡くなつてしまつた子供が、ゼロ歳から十八歳までで三百人ほどいると聞いたんですけれども、十八歳の子であれば、震災が一月の十七日でしたから、恐らく大学の入試で、受けていた子も、受けようとしていた子もいたのかもわかりません。それから高校。みんなそういう将来に向けて準備していたところでもって、震災の中でもって親が亡くなつてしまつた、そういう子供たちがどういうふうになっているのかなということが非常に気になるわけであります。

そして、義援金として千八百億円というお金が集まつてきた。しかし、それが被災者に個々に分散していくと、もうわずかな金にしかならない。しかし、千八百億円というお金は大変な国民の、それこそ子供たちの千円、二千円というお金から、また百円、二百円もあるかも知りませんが、それから一万、二万、そういう小さなお金が集まつて一千八百億円というお金になつていくわけであります。これは日本国民のその善意の集約だと思ふわけであります。

そういうことを考えてみると、被災地における、逆にまた被災地の中での善意の集約というものが行われなさいいけないんじゃないか。そして、まさにその善意の集約が行われなければならない対象者はだれなのかということ考えると、両親を亡くして一人で生きていかなきゃならない、そういった子供たちに対しての将来の教育に対する保障だろというふうに思ふわけであります。

そういうところで、もし具体的な話で、こういう事実があります、またこういうふうになつていきますということがあれば、お聞かせいただきたいと思ひます。

○雨宮政府委員 今先生からは、自発的な募金によつて経済的に厳しくなつた御子弟にというお話があつたわけですが、私も行政の立場といたしまして、もちろんそういう点に期待する面もあるわけですが、私もなりに、育英会の奨学金ということを通じて、平成六年度以降、災害採用という形で特別な予算枠をとりまして、そのような方々のために対処するという措置を講じてきておるわけでございます。

また、これは来年度の予算で申しますと十七億円ほど用意しておるわけですが、これは従来から、必ずしもそういう災害採用の特別枠というところで用意したもので対処するということではございませんで、一般の既定の予算の中でもできる限り必要に応じて対処するということをいたしてきておるわけでございます。平成八年度の場合、それらを含めまして、高校、大学合わせて約七千三百人の方々にそういう奨学金を出しておるわけでございます。

この方向につきましては今後とも努力いたしたいというふうに考えてもおります。また授業料の減免措置ということも一部にあるわけでございます。例えは国立学校の場合ですと、前期、後期の延べでございまして、平成七年度の場合は六千人ほどの方々にそのような措置をとらせていただいているわけでございます。私もなりに、それらの方々にできるだけそのような措置を講じまして、せっかく勉強したいという意欲をそぐこのように対処したい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○戸井田委員 どうもありがとうございます。最後に、介護教育、ボランティア教育を重ねてお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○二田委員長 下村博文君。

○下村委員 下村博文でございます。きょうは関係の委員の方の特別の御配慮で質問をさせていただくことを感謝申し上げます。小杉大臣にお聞きしたいというふうに思ひます。

〔委員長退席、河村（逓信）委員長代理着席〕
ちよつと辛口な質問で恐縮でございますけれども、私は、最初に教育改革プログラムの骨子が出たときに、びつくりをしたといふ感じが、がっかりしました。果たしてこれが本当に、橋本内閣が六つ目の改革ということで出されたわけでございますけれども、本当にそういうふうな、六つ目の改革としてこれからの二十一世紀の日本をつくっていく、国民に期待されるような教育改革と言えらるのだからかというふうな思いがございました。しかし、これはある意味では文部省が出されたプログラムの骨子ということで、これをたたき台として、これからどう本格的に教育改革そのものをつくっていくのかというふうな期待はぜひして、またそんなふうなやつていただきたいというふうに思ひます。

そして、実はこれは私個人が思ったことだけでなく、この骨子を受けて、自民党の中で文教部会があるいは文教制度調査会合同会議の中でこの説明があつた中で、大半の議員の中から同じような発言がございまして、お聞きであるかというふうに思ひます。なぜ今のこの教育改革プログラムについて、我々としては十分な、少なくとも私としては十分な評価をしていないかというところは、この教育改革というものは、よく見てみればこれは文部省としては恐らく本当に今までの総力を挙げて網羅した、文部省としては自信の持てる内容だといふふうに思ひますし、またそのような発言があつたといふのも私も承知をしております。

ただ、これは文部省が教育改革を出すというよりは橋本内閣が教育改革をつくるという、そういう観点で考えると、これは対症療法的な改革であつて根本療法的な改革にならないのではないのか。例えば、今の問題点としていじめの問題があ

る、登校拒否の問題がある。今の教育の問題について、これを改革することによつてこんなふうには解決できるのだというふうなことが国民から見ると目に見えない。ある意味では制度改革である六・三・三制を直していくとか、あるいは学校を五日制に変えていく、それはそれで必要なことであるというふうに思ひます。

しかし、それは本質的な改革とは言えないのではないかと、私には思ふわけであります。本質的な改革というのはどういうことかというところであれば、戦後五十一年を経過する中で、戦後教育の中で知識、知育という部分では他国に比べても十分に評価できる部分があるといふふうに思ひます。教育をそういうふうな知育とか徳育とか体育というふうな分け方をするとしたら、戦後五十一年の教育の中で、徳育の部分が欠如していた。

徳育というのは、ちよつと古いようなイメージがありますけれども、心の教育というふうな言つてもいいかもしれません。あるいは、中教審ではこれを今後「生きる力」として定義づけて、子供たちにもっと生きる力をつける。生きる力というのは、広い意味で言えば心の教育であるといふふうに思ひますし、今までの言葉で言えば徳育の部分であるといふふうに思ひます。それをどうこれから子供たちに教育の現場の中で指し示していくか、教えていくかというふうなこと、そしてその生きる力なり徳育なり心の教育というのは、あるべき人間像としてどういうふうな人間になることが望ましいのかということ、この教育改革の中でまさにそれは理念であるし哲学であるといふふうに思ひますが、それを明示する。

そのために六・三・三制の改正があるのでありあるいは学校五日制の改革があるのだといふことがないか、どうも仏つて魂を入れずではないのですが、魂の部分が教育改革の中に欠如しているのではないか、こんなふうに思ふわけでありますけれども、まずその点について、大臣の御見解をお聞きします。

○小杉國務大臣　まず、今回の教育改革プログラムですが、これは先ほど御答弁しましたが、従来四六答申とか臨教審の答申、かなり本格的な教育改革の内容を含んだものも数多く出されております。実行できるものは逐次実行してきたのですが、なかなか国民全体の合意が得られなかったために実施に移されていない部分もたくさんあります。そういうものを一回総ざらいして、一体実現可能なものとして何が考えられるか、そういうものを文部省も挙げてほとんど昼夜兼行で、今までの答申とかいろいろな報告書とかそういうものを全部渉猟いたしまして、そしてこれを大體いつまでにできるのだろうかというところまで、実行がいっまでできるかということを中心に考えて網羅したのがこの教育改革プログラムであります。

これはあくまでも教育改革の第一歩の案でありまして、これは自民党を初め各党派、各党あるいは国民各界各層のいろいろな意見をこれからどんどん出していただいて、私はより血と肉を加えて、本当に充実した教育改革プログラムとして練り上げていきたい。これはまず第一のたたき台であり第一歩だ、こういうふうにとめております。したがって、私は、いろいろ批判もそれからお褒めの言葉も、いろいろな意見をぜひ国民の間に、この教育改革についての議論が沸騰することを希望しているわけでございます。

それから、ちょっと具体的なことになりますけれども、制度改革ですね。これについては明治以来随分、最初は義務教育は四年、その次に六年になって、戦後六・三の九年というふうな、制度は非常に変更があります。私は、戦後のこの教育制度というものが、先ほど申しましたが、やはり昔は戦前はお金持ちでないと中学校へ行かなかった、それがもうほとんどすべての人たちが中学まで行ける、こういうふうな教育の機会均等ということに私は非常に貢献したと思いますし、また世界と比べても教育水準の高いということに貢献したと思います。

しかし、やはり光があれば影もあるわけでして、

一方において非常に単一な教育制度、あるいはちよつと硬直性というものも出てきた。したがって、私はこの際もう少し教育制度を柔軟に、それぞれ生徒が選択できる、そういう幅を設けた方がいいのではないかと。いわば今までの単線型の教育から複線型の教育、多様な選択のできる教育、こういうことがまず大切だろうと思っております。

教育制度については、今まだ国民の間にもいろいろな議論があります。中学と高校とをつづいていいのとか、あるいは五・四制にした方がいいのではないかと、あるいは高校を大学につづけて大学予科みたいな形にした方がいいのではないかと、いろいろな議論がさまざま出されております。これはひとつ今後大いに議論をしていただきたいと思うわけですが、今までの単一の教育制度から、もう少し複線型の教育制度を考えてみたらどうだろうかということ、今、例えば中高一貫教育についても中教審を中心に議論をしていただいておりますし、また、いろいろ各党で御提案があればどんどん出していただきたいと思います。

それから、徳育ということですが、概して言えば知識重視型の教育というものでこの戦後五十年間きたと思います。したがって、これから心の教育といましようか、人間性をどう育てていくかということ、それぞれの子供が夢とか目標を持って、そしてチャレンジ精神とか創造性を発揮できる、そしてそれぞれの人が、充足感という達成感というものを、生きがいを感じられるような、そういう社会をつくっていく、こういうのが今回、教育改革プログラムの大きな一つのねらいでもございます。

しかし、これは日本の社会全体が、日本とは何ぞや、日本は何を目指していくのか、日本のアイデンティティーといえますか日本人のアイデンティティーをどこに求めるか、これは単に教育の場だけではなくて、社会全体が考えるべき課題であらうと思います。そういうことで、今度教育改革を考える場合にも、単に教育の現場だけを見る

のではなくて、学校以外のところを、社会とか家庭とか、そういうところにも目を広げて考えていくべきじゃないか、お答えになったかどうかかわかりませんが、私はそんなふうな考えております。○下村委員　一番最初に、これはとりあえず第一歩である、今までの改革すべきことを総ざらいしてこの骨子の中に入れたというふうなお話がございます。この基本的な認識をぜひ明確にしたい。ただききたいと私は思うのですが、つまり、今までの延長線上の中で改革できなかったところを改革していくというふうなことに私は聞こえるのです。

それというのも、文部省には大変に失礼な言い方ですが、例えば大蔵省改革を大蔵省がみずからやれといつてもなかなかできないというのが明らかのように、この教育改革というのは単なる文部省改革だけではないというふうに思うのです。しかし、文部省がこの教育改革をやれということ自体がこれは無理な話であるというふうに私は思うのです。それというのも、今回の教育改革というのは、橋本内閣の中で先五つの改革をするということがあったわけですが、五つの改革の行政改革をしている中で、規制緩和の問題であるとか自由化の問題であるとかあるいは地方分権の問題という中でこの教育にも関係している部分が出てきたということもありますから。

今回の教育改革というのは、今までも中教審とかあるいは臨教審、いろいろなところでいろいろな提案がされております。それはそれで大切な重要なことで、また今回の学校制度を変えたいということも重要なことですが、そういう視点で考えた場合には、ある意味では、学校制度を変えるということとは、授業末節とは言いませんけれども、その方法論の一つであって、本質的な部分でどう日本の教育を改革していくのかということが明示されていないと、何か、戦略、戦術と言えは戦術的な、今までの繰り返しの延長線上での改革にしかならないんじゃないか。そうすると、今回の六つの改革との連動性、これが出てこない

のではないかとこのように思うし、私自身は、あるいは国民が期待をしているのは、ある意味では、今までの背の部分は背の部分として認めるにしても、マイナスの部分をこの際思い切って、教育は国家百年の計と言われているように、百年先の日本をどうつくるかという中でこの教育改革の理念が見えてこない。

これについては、いや、これは第一歩だから、まあいいと。それでは、これからどういふ具体的な形、そういう国民的な合意も取りつけて、いろいろなところで議論もする中で、大臣としてはどういう方向に最終的には持っていくとお考えなのか、それについてお聞きしたいと思います。

○小杉國務大臣　今までの答申の中にも、非常に価値のある本質論をついた提言もあります。私は、今回、百の提言、百の議論よりもまず一つの実行ということで、今まで貴重な御提言をいただきたがなかなか実現できなかった部分を、これを何とか実行に移していこう。私は、決してこれは従来の延長線上だけではない、今まで臨教審にしろ四六答申にしろかなり本質論を含んだ提言が含まれていておっしゃいますから、そういった意味で、先ほど繰り返して申し上げておりますように、一人一人の生きる力を強く、そしてみんながチャレンジ精神あるいは創造性の発揮できる社会、こういう大きな目標というのは、私は、国民各界各層はなと思うのです。私は、そういうことで、決して、延長線、ただ単に今までやってきたことをなぞっているというだけではなくて、今まで非常に画期的なと思われるいろいろな提言を、今度は少し実行ということに力点を置いて、期限を区切って、これはいつまでにやろうじゃないか、あるいはそこまでにいかなくともプログラムぐらいはこまめにだそうじゃないか、こういう実行を第一に考えて出したということで、御理解をいただきたいと思います。それから、五つの改革との関連は、さつきから申し上げているような行政改革にも資するいろいろ

るなつまらない規制や何かをなくすとか、あるいは、地方にできるだけ、例えば教育長の任命なんかも、あるいは通学区域の変更などもできるだけ自治体に権限を与えようというような地方分権の考え方も含まれておりますし、それから、できるだけ新しい産業とか新しい分野を開拓するための先端的な技術の教育とか科学技術、そういうふうな五つの改革との関連性というものは十分考えた改革案であるというふうに考えております。

あと、その方法論ということですが、私は、先ほどから申し上げているように、ただ単に文部省とか教育の世界だけで考えるのではなくて、この機会に、全国的な議論を展開していただきたいなど。その一つのたたき台という材料として大いにこれから議論をかわせていただいで、そしてできるだけ国民の合意を形成して、そして、それでできるものはどんどんやっていく。

それで、私がお願いしたいのは、文部省という行政の中だけで考えるというのはいささか限界があります。これは法律とかあるいは予算とかいろいろな制約がありますから。したがって、その本質論とおっしゃいますけれども、そういうのはやはりまさに政治であり、あるいは国民のいろいろな発想というものをぜひ出していただきたい、これをぜひお願いしたいと思っております。

○下村委員 今大臣が最後の方でおっしゃったとおりでございます。

ただ、具体的にどう国民の意見を糾合していくか、あるいは出していかうかというのは、そういう受け入れ機関といえますか、制度といえますかシステムをつくっていかないと、これは口だけの話になってしまいます。けさ、自民党の中でも、党の中ではこの教育改革について、今までの部会だけでは十分でないということで、教育改革推進委員会をつくって具体的にやっていくというふうな動きができたわけです。しかし、まだまだ委員会だけでも私は不十分であるというふうに思っています。

そういう意味では、第二の臨時教育審議会をつ

くるとか、何らかの具体的なことが、お考えがあれば、とりあえず案で結構ですけれども、お聞きしたいと思っております。

○小杉国務大臣 当面、第二臨教審的なものは考えておりません。

ただ、今までのいろいろな審議会、この審議会、文部省、文部大臣の諮問機関は十五あります。その中には学識経験者、学者もあれば、行政の人、もちろん入っておりますし、また、ジャーナリズムの世界の人とか、あるいは利害関係者とか、かなり広範な人たちの意見が集約できるような、そういうメンバー構成を心がけておりますので、そういう審議会の議論、もちろん私はほとんどやっていただいておりますし、それから、今後、もうこれは文部省だけではなくて、関係省庁、例えば通産省にしろ農水省にしろ、そういった各省庁の協力を得まして、それに産業界とかあるいは、もちろん国公立の、あるいは私学の関係者とか、PTAとか、青少年団体とか、生涯学習団体、そういった幅広いグループ、団体、分野の人たちとの提携ということ、私どもは近々、そういった一大教育改革フォーラム、これは各層各界の人たちを集めたフォーラムというものをつくりました。これを定期的に開催をしていく。第二臨教審というところある程度フィックスしたメンバーですけれども、そういう制とフレキシビリティのある体制を組んでやっていきたい、こう思っております。もちろん、これは政党関係の皆さんの参加もまたいろいろところで私は考えたいと思っております。

○下村委員 ぜひ期待をしたいと思っております。

この教育改革と関連して、文部省関係における行政改革、あるいは文部省における地方分権、これに関連してお聞きをしたいというふうに思っています。

それというのも、今回、改革プログラムの骨子の中に、通学区域の学校の弾力化ということが掲げられておりますが、実は、これはもう昭和六十二年、臨時教育審議会「教育改革に関する第三次

答申」というところで、この通学区域の弾力化をぜひすべきだということで提案があったわけですね。これを受けて、文部省としては、六十二年の後通知をそれぞれの各教育委員会に出しているわけですが、弾力化しろと。

ところが、この通知というのは、これは文部省の初等中等教育局長それから教育助成局長、社会教育局長、体育局長連名で、この臨教審の改革を受けて、通学区域の弾力化をしろということで各都道府県、区市町村の教育委員会に通知しているんですが、実質的にはこの取り組みはほとんどされてなかったんですね。

さてなかつたということ、実は昨年十二月に行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見」の中で改めて、通学区域を緩和しろ、弾力化した方がいいということを受けて、文部省が骨子の中にも入れましたし、実際にことしになつてから、一月二十七日ですが、各都道府県の教育委員会委員長あてに、通学区域については積極的に運用するようにということを出したということは聞いております。

ただ、私も大臣の後輩でもありまして、都議会の中で文教委員をやつてきた中で見ますと、文部行政というのは、ほかの役所に比べまして、大変にいい意味でも悪い意味でも官僚的でありまして、東京都にしてもあるいは区の教育委員会等にしてもいつも文部省に対して視点を置いて、文部省の意向に対してちよつとでもずれることはできないといえます。したくないというのがありまして、これについても、文部省がこういうことをしていても実際に区市町村や都道府県はやらなかつたというの、やはり文部省の体質そのものにも問題があるのじゃないか、私はこんなふうにも思っているのですが、これについても実際どうなのか。また、経緯があれば、時間がありませんから簡単に結構です。

それから、実際の程度まで踏み込んで文部省としては九年度これをやるつもりなのか、お聞きしたいと思っております。

○辻村政府委員 通学区域の問題についての経緯は、今先生御指摘のとおりでございます。

文部省の指導云々ということもかかわっているかと思ひますけれども、私たちが思っておりますのは、どこの学校に学ぶかというのは子供たちにとつてあるいは親にとつて大変な関心事でございます。特に子供たちが大変多いときは、いわゆる受験ということに絡まって越境入学等の問題も大変大きな社会問題としても取り上げられた、そういった経緯がございます。したがって、市町村の教育委員会としても、どこの学校に学ぶかを親の判断そのままでということになりますと、いたずらに親たちの間に混乱を生ずるといいますように、不公平感といひますし、そういうことも出てくるのではないかと、非常に慎重に対応してきたのではないかなというふうに思ひます。

今回、行政改革委員会からの御指摘もありまして、それはそれとして、そういう問題を含みつつも、しかしどこに学ぶかということについて、できるだけ親や子供たちの意思というものを尊重した形で運用していくということでございます。私どもも、その趣旨はそれと一緒だと思ひまして改めて通知をしたということでございます。

今後の対応としては、今先生大変少ないとお話ございましたが、全国的に見ますと幾つかの工夫をしている事例もございまして、(下村委員「幾つですか」と呼ぶ)今私の手元にございましては十一市町等で、例えば特認校制度、通学区域にかかわりなく就学を認めるとか、あるいはそれ以外にも調整区域といつて通学区域を越えた形の就学を認めるとかというような事例がございますので、そういったさまざまな工夫事例を文部省として収集をして教育委員会に送付して参考にしていただく、こういう努力を文部省としてもしていきたいというふうに考えております。

○下村委員 もう十一が何かあつたか多いような言い方でしたけれども、とてもない話で、三千三百もあつたか十一しかできてなくて、こ

れを評価するといふことが言えるのかどうかということは、これはちよつと全然別の言い方になるんじゃないかなと私は思いますよ。そういうふうなことにしては、せつかくこれをやるんですから、やったらけれども、実は三千三百の中で三十だつたとか四十だつたといふことではやつたことにならないわけですから、ぜひ今後積極的に取り組んでいただきたいと思ひます。

それといふのも、この行政改革といふのはできるだけ官の仕事を民に移譲する。教育でいへば公教育で、ある部分を、私教育でできる部分を私教育に移譲する、あるいは民間教育でできるところは民間に移譲するといふふうな連動性があつてしかるべきではないかといふふうに思ふわけですね。

それから、同じように中央の仕事をつまみ文部省の仕事であつても地方分権の中で都道府県や市町村に移譲できることは移譲する。ぜひこの教育改革の中にその辺の、官から民にどうこれから教育の分野においても入れていくか、あるいは文部省の仕事、国の仕事を地方にどう移譲していくかといふこともまだまだこの骨子の中では不十分ではないかといふふうに思ひますが、これについては大臣はどんなふうにお考えになつてゐるか、お聞きしたいと思ひます。

〔河村(建)委員長代理退席、委員長着席〕
○小杉国務大臣 地方分権といふことは、今度の行政改革の大きな眼目であります。

私は、教育の場で国の役割は何か、地方の役割は何か、それをやはりきちつと分けて考える必要があつたと思ひます。

まず、国の責任としては、例えば六・三・三・四制度といふような学校制度の枠組みをつくるというところ、あるいはいろいろな教育課程、カリキュラムの基本的な基準、こういうものを決める。それから、教員の資格、県によつて教員のレベルがまちまちになつては困りますから、最低限度の教員の資格といふようなもの、あるいはそれに要する例えば財政的な措置、義務教育費国庫負担金、

国が半分出すといふようなことがそうでなければ、それから、教科書の無償配付あるいは地方に対する指導助言、こういったことが国の責任だと思ひます。

一方、地方の方は、公立小中学校を設置し、そして実際の教育を行つていくといふことで、そういうふうな一応国と地方との分担といふところがあるわけですが、これも、これからできるだけ地域とか学校とか児童生徒の実情に即してそれぞれの地域が創意工夫を凝らせるような、そういう努力はほとんどやっていきたいと思つております。

それから、先ほど具体的な例でありましたけれども、例えば通学区域の問題、これは何もやつてこなかったじゃないかといふ御批判はありましたが、これも、従来から比べると今非常に弾力的になつております。例えば、昔は地理的な条件ぐらゐいしかなかったのですね。道一つ隔ててすぐ目の前に学校があるのに遠いところへ行かなければいけないなどという場合は認めていたのですけれども、最近では、例えば身体の関係とか、あるいはいじめとか、そういう要素も加味しております。

今後、もつともつと、この通学区域につきましては弾力的な運用ができるようにやつていこう。ただし、余りそれを認めていきましたと、今度は、一つの学校は過大な学校になつてしまつて、片方は全く生徒が来なくなつてしまふなんてことにもなりかねませんから、その辺は非常に多様な工夫が必要だと思ひますし、いろいろな情報を集めて、それを各教育委員会にお知らせするといふようなことからまずやつていきたいと思つております。

○下村委員 時間がございませんので、要望だけで終わりにいたします。

今大臣がお話しになりました、例えば通学区域の弾力化について、これはそういう例があつていふと私は思つてゐるのですよ。つまり、ある学校は殺到する、ある学校は生徒が来なくなる、これはやはり学校や先生の指導の仕方に関係があるわけですから、今までは教育を受ける側が過酷な競争原理の中で厳しく置かれておりましたけれども、

も、教育をする側が、健全な競争原理の中で選択をされ、選択をされない学校はつぶれてもしょうがない。こういうことがなければ、本當の意味での日本の教育はよくならないといふふうに私は思ひますし、そういう視点で、いや、さっきのいじめの問題も含めて自由化はある程度行われてゐるのだけれども、弾力化は。私から見れば、主観の相違かもしれないけれども、それは當然のことであつて、その程度のことでもまだまだ十分に行つてゐると思へない。

これからぜひ、大臣も御承知だと思ふのですが、クリントン大統領が一般教書の中で教育改革を取り上げました、これはインパクトがあつたと思ひます。日本の教育改革においても、教育フォーラムなんかで取りまとめた上で、改めて提示をしていただきますことをお願いを申し上げます。質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○二田委員 保坂展人君。

○保坂委員 社民党の保坂展人です。質問させていただきます。

先週の大臣の所信を伺つていて、「国民一人一人が将来に夢や目標を抱き、創造性とチャレンジ精神を存分に発揮できる社会」あるいは「ゆとりの中で子供たちの生きる力をはぐくむ」とか、「個性を生かし、創造性や豊かな人間性をはぐくむ」といふふうなうたい上げておられることに、そしてまた、前国会で「二十四時間ホットライン、いじめについて取り組む、民間団体が行政とも提携しながら」という提案をさせていただきましたところ、非常に前向きな答えをいただきました。また、シンポジウムにも、世田谷で行われましたけれども、飛び入りでおいでいただいた、登校拒否やいろいろな体験を持つてゐる若者と、短い時間でしたが話を聞きたいという若者、短い時間でその心意気のところはぜひ頑張つていただきたいという趣旨で質問をしたいと思ふのです。

ただ、教育改革プログラム、拝見をしまして、若干の懸念が私の胸をよぎつたわけなのですが、その懸念と申しますのは、これは少し前になりましたけれども、一九九三年、つまり四年ぐらゐ前でしようか、いわゆる偏差値偏重はいけない、点数だけで人間を見てはいけないといふことで、トータルな評価をといふことで、観点別評価といふことが取りざたされた時期がございました。

このときに、例えばの話なのですが、東京新聞の記事があるのですけれども、茨城県におきましては、つまり点数評価ではない日常的な生活やあるいは行動の評価をいふゆる点数化して、基準を置くといふことをお考えになつたようなのです。例をとりますと、例えば、県主催の英語のスピーチコンテストの大会で県知事賞を受けた者は二十点もらえる。ボランテア活動に参加した者は二十点である。あるいは県大会のスポーツ大会で一、二位に入ると二十点で、関東大会、全国大会だと二十点とか、こういう感じなのです。そうすると、車いすを押して自発的にボランテアをしてゐた人は二十点で、もつと点数をいふと英語の方をやつた方がいいよといふようなことにもなりかねないので、これは物すごく議論を呼んだのです。

このあたりから見えてくることは、やはり文部省あるいは文部大臣あるいは各種審議会が、例えば赤い旗を立てて、こんなふうに変えていこうといふふうにして、それが現場においていくと、色が違つてきて、黒い旗になつてしまふ。あるいは青い旗を立ててもいい、旗の色はどうでもいいのですけれども、そういうことが多々あるうかと思ひます。

こういったことを踏まえて、今回のプログラムのところでもまず気になつたのは、やはり中高一貫、大学入学生年齢の特例といふことですね。これについては、五ヶ瀬の方でも既に始まつていて、必ずしもいわゆる詰め込みの暗記試験の選抜をしないといふことで工夫をされてゐるようなのですが、しかし、倍率を見ますと、三百七十二人が受験して、九・三倍の倍率で、かなり厳しい競争になつてゐる。現場の親たちはむしろこれから競争

は險しく、厳しくなるのじやないかということ、大変動揺をしているわけなのです。

こうしたところを見ていきつつ、やはり私自身が、先般いじめの問題についてお話しさせていただきまされたけれども、もう一つの、学校に行けない、行かないという苦しみ、あるいはその中のさまざまな、学校の中で傷を受けた子供たちが昨年の文部省の統計でも八万二千人の小中学生、これは子供のトータル数は減っているわけですから、いわば学校に行っていない子供の率というのは非常にふえているわけですね。そのふえている不登校の子供たちが実は八万二千人中ではなくて、実際にはもっと、公式統計の陰に隠れた数があるだろうということは現場のさまざまな方たちが指摘なさることなのですが、そこに極めて関連することとして、中学校卒業程度認定試験のことについて第一の質問にさせていただきたいと思えます。

これは登校拒否の子供たちのためのバイパスとしてこの中学校卒業程度認定試験、略して中検を有効に活用しよう。関連のいろいろな答申を読んでみても、いわば日本の画一的な、大臣は単線型とおっしゃいましたけれども、その単線型の社会を複線型にするために、つまり、より柔軟で弾力化するためにこの中検の試験を使つて、現行だと十六歳にならないとこれは受験できないのですね、ところが、これを十五歳に引き下げていこう、ということによつて、登校拒否で悩んでいる子やあるいはその親たちの心のつかえを幾らかでも和らげよう、こういう趣旨だろうと思うのですけれども、しかし、現場ではこれが必ずしもそうは受け取られていないのです。

このことについてどういう懸念がありますかという、今までは中学校を例えれば数日しか行っていない、あるいは一年生は行つたけれども二、三年は休んだという子供たちも、校長裁量で卒業とすることがなっているわけなのです。ところが、この規定で、中学校卒業程度認定試験を、中検を受けないと卒業できないというような、逆転現象

といえますか、ということが起きないかどうか、これを文部大臣にまず伺いたいと思います。

○辻村政府委員 ただいまの御指摘の点でございますけれども、中学校の卒業の認定ということはそれぞれ中学校の校長先生が行うという、この制度は全く変わっていないわけでございます。

ただ、例えばほとんど学校へ来ないあるいは何年かにもわたつて学校に来ない、そういう子供について卒業認定をするかどうかということになりますと、校長先生大変悩むところでございます。これまで適宜指導教室との連携とか、その他さまざまな子供たちの学校生活に関連した活動を評価して校長先生の御判断で認定するということがあるわけでございますけれども、やはり原級留置にとどめざるを得ないというケースもあるわけでございます。そういう子供たちのためには、この中卒認定試験を活用していただく、こういう趣旨でございます。この中卒認定試験ができたから、これまでの校長先生の卒業認定の判断がこれによつて変わる変わらないということではないといふふうに考えております。

ただ、ただいま制度を準備いたしておりますので、これから制度化をし、これを全国に周知徹底していくに当たりまして、そういう点につきましても十分配慮してやってまいりたいというふうに思っております。

○保坂委員 私、この発表が出たときに、当時ジャーナリストですから、そうした懸念をマスコミに発表したわけなんです、ちやうど進学の時期を迎えて、数日前に埼玉県の中三のお母さんからお電話がありまして、いろいろお話を聞いてみると、やはり中二当時に担任の先生の心ない一言で傷ついて学校に行くことができなくなった。自宅でインターネットのホームページをつくつて、そのホームページが高く評価されて専門誌に紹介されるというぐらゐのところまでいっているというところで、いわゆる自宅にいる形なんです。そして、卒業直前ということで、昨年十二月に校長先生とお母さんが面談をしたところ、何とか校

門までは来ないだろうか、あるいは卒業アルバムに載せるからそれだけは、アルバムに載るといふことだけはのんでくれというようなお話があったようです。

学校に行けないというのは、実は大変つらい心境で、楽しくて学校に行かないという子が大きいというふうなことは全くないわけですね。やはり、学校になぜ行けないんだ、行きたいんだけれどもどうして行けないんだ、あるいはいじめがあるかもしれない、その他いろいろ事情がある。したがって、校門まで行く、そんなことはとてもできない、あるいは卒業アルバムに載るといふことでも、さまざまな心の葛藤の中で難しいということとお母さんはお返事されたそうです。その後校長先生から出てきた言葉が、じゃ、うちの中学は除籍にするから、今度中検というのはいくらでも受けるから中検でやってくれ、こういう言葉を受けたという事例が、実際におととい私の会館の方に電話で入ったのです。調べてみますと、静岡、福岡でも同様の声がある。

この現実、つまり私が言っているのは、今この現在、さまざまな子供たちの叫びがあつて、そして文部省の中でも意識を転換していただいて、登校拒否はだれにでも起こり得るというふうに変えていただきたい。したがって、民間のフリースクールやあるいはそれにかわる場に通つて、それも学習というふうな認めをいただいて、なるべく卒業しやすく、そして現実のところ、例えば東京の都立高校などでも、一日も行っていない子が勉強して都立高校に入っている現状があるわけですね。

つまり、規制は十分緩和されているわけですね。その緩和されている規制が、この中検によつて、今のような事例が出てきますと逆に、規制緩和をうたいながら逆のことにしなさいか。ここはしっかりと、そうはならないというお答えをいただきたい。お願いします。

○小杉国務大臣 従来、やむを得ない事情で学校へ行けなくて、中学卒業程度試験ですか、これを受けて高校へ入るといふお子さんがかなりおりま

すけれども、御指摘のとおり、十六歳でないと受けられなかった。それを平成九年度から、今度から、ほかの中学卒業生と同じ年齢で受験ができるようにした、これは一つの大きな規制緩和だったと私は思います。

それから、今お電話の話がありましたけれども、中学卒業認定試験に受かったということは、もう中学卒業程度の実力は持つているということが認定されたわけなんです、形式的には、卒業証書というのには校長先生の権限なものですから、結局、矛盾するようですね。卒業証書は出せない、しかし中学卒業認定試験に受ければ高校へ入れるというところで、この辺はちよつと両制度が併存しているような形なんです。この辺は今直ちにどうしたらいいかというお答えができないのですけれども、とにかく、できるだけ生徒さんの意思というものを尊重するような制度改革というものは、今後私たち、心がけていきたいと思っております。

○保坂委員 加えて、大臣に重ねて申し上げますが、子供たちにさまざまなチャンスをとということが、掲げられている教育改革の趣旨だろうと思うのです。とするならば、中検も十五歳で受けて、中検でぜひ自分はやりたいという子はそれをやる。それ以外の子は、例えば試験を受けるというふうな開いた途端、もう自分はだめじやないか、高校も、それ以上の進路がなくなるんだ。

つまり、現在はいろいろな形で柔軟に卒業をさせている学校が、文部省やいろいろな上の方から書類がおりてきて、これからはこの中検を義務づけないと卒業は難しいのだというふうな勘違いをされるケースがかなりあるかと思うので、それは趣旨として、現在のところのフレキシブルな卒業認定が担保され、なおかつ中検が選択肢に加わる、こういうふうな理解してよろしいのでしょうか。そうでないと、余計に中検という試験が義務づけられてしまふということになってしまわなかつたと思うのですが、いかがでしょうか。

○小杉国務大臣 すべて弾力化して自由にしたらいいじやないかということにはならないと思うの

です。やはり義務教育ということで、一応小中学校九年間は義務教育ということで、国の税金も地方自治体のお金も相当出していますから、本来ならば学校へ行かないという生徒を減らすというのが本筋であって、ただ現実には、残念ながら学校拒否という生徒さんが非常に多いという現実を踏まえて、基本はできるだけやりみんが学校に行ける、そういう学校にしなければいけないという努力が第一。しかし、残念ながら、現実的にそういうお子さんが出た場合には、それはもう全く疎外してしまうということではなくて、現在、十分学校と連絡をとって、例えばフリースクールで区の施設を使っているとか、そういう場合には、そこに出た日数を指導要録上、出席扱いにするとか、それからその施設へ通う定期代については通学定期の扱いにするとか、かなり私は踏み込んだ扱いをしていると思うのです。

しかし、基本はやはり義務教育という、あるいは国民の税金を使っているという制約もあるわけですから、全部が全部フリーにやれるかというと、そういうところも御理解いただきたいと思います。

○保健委員 しつこいようですが、大変踏み込んで取り組んでいただいている部分は認めるのです。

それで、今回の中絶によって、それはもうがらりと変わって、あらゆる登校拒否の子供が中絶を受けないと卒業できませんよということを文部省あるいは文部大臣はおっしゃりたいわけではなく、私は理解しているのですが、そこところ、明言していただきたいと思います。

○小杉国務大臣 これは中卒程度認定試験を受けなければ卒業させないというふうに固定的に考えているつもりはありません。これはあくまでも学校長の判断で、その程度によっては、かなり出席できなかったというお子さんであってもいろいろな状況を勘案して、生徒さんの立場というものを十分考えた上で判断できるという余地は残しておきますので、全部が全部、中卒認定試験を受けなければだめよ、こういうことではないというふうには私は考えておりますし、そういう方向でいきたいと思っております。

○保健委員 ありがとうございます。ちよつと関連して、この教育改革というのは多様な教育機会を子供たちに与えようということだと思つていますが、例えば中絶以外に通信制中学というのがあるとして、東京では一橋中学がございいます。例えばそこに中学生を紹介しようとする、学齢期の子供はちよつと難しいのです。受け入れてもらえないのです。つまり、十六歳以上ですと、働いていたり、そういう方が通信制中学に入れない。ところが、大阪に行くと天王寺中学が受け付けてくれるようなんです、個別のケースによると。

東京がだめなら大阪があるという話もありますけれども、これはどうなっているのでしょうか。東京でも受け付けてもらえないのでしょうか。○辻村政府委員 中学校の通信教育の関係でございいますけれども、これは戦後の学制改革の移行措置として講ぜられているものでございまして、その対象者は法令で明定されておりますけれども、「尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者」という形で限定されてあります。

ただ、別科という制度がございまして、それは正規の中学校にございまして、そこでも、そこで教育を受けるといふ人たちのための授業というものは行われております。したがって、私も、東京それから大阪、それぞれの中学校に聞きましたところ、大阪におきましても、学齢相当の子供はこの中学校には入っていないという報告を受けております。東京につきましても同じように、学齢期の子供は就学をしていないということでございます。

○保健委員 続いてお願いしたいのですが、やはり学齢期の子供も、例えば訪問教育で非常に弾力化していただいて高校も範囲に加えていただいた、親たちも子供たちも喜んでいられると思うのです、何らかの選択で、この通信制中学もぜひ学齢

期の子供もアクセスできる、入学できるというふうな改善の意図はございせんか。○辻村政府委員 私ども、中学校の子供たちの心身の発達状況を考えますと、やはり通信というふうなことはなくて、先生と直接接する形で学習というものが大変大事だと思います。したがって、戦後の切りかえ時におきましては暫定的にそういう制度があったわけですが、これも、やはり本来の中学校教育のあり方というものを考えますと、正規の、今行われている中学校に通つてもらいたい、こういうふうな考えております。

○保健委員 戦後の混乱期に加えて、今、戦後第二の混乱期だと私は認識しています。本場に大勢の若者が、十五歳から二十歳まで、高校中退を加えますと登校拒否体は大体百万人いるのです。これらの人たちが、高校においては、大検があり、私塾のバイパススクールもたくさんできてかなり弾力化されてきた。ただ、中学あるいは小学校において、実際の教育難民が発生しているという事実を踏まえて、今後ぜひ検討をお願いしたいと思つています。

時間がなくなつてまいりましたので次に行きたいと思つても、ここところ、文部省の教育改革プランが伝えられている状況の中で、大学センター入試の問題が連日紙面をにぎわしております。そして、この大学センター入試も、細かい問題は言いませんけれども、出題ミスがあったりとかいろいろな問題がありますけれども、最大の問題というのは、いわゆる旧数学の課程と新課程の、つまり浪人の皆さんが主に受験したところの平均点が四十二点余り、新課程の方が六十四点ぐらひですか、それで二十一・七点差という大差が開いてしまつた。

これは、文部大臣の掲げる、一人一人の個性とあるいは生きる力とか輝きとか、自由に伸び伸びとか、スポーツとか、若者は若者らしくとか、というのはますますできなくなる世の中になるなというものが、現場の子育て真っ最中の親たちの声なんです。

文部省はいいことを掲げているけれども、実際はこうじゃないか。つまり、試験はほとんど難しくなり、あるいは中高一貫も、先ほどちよつと私が懸念したように、どうも狭い門の競争になるのじゃないかという疑念の音が渦巻いていますので、ぜひこれは文部大臣にお願いしたいのですが、今回浪人としてこのセンター入試を受けて、苦杯をなめた、うまくいかなかった、非常に悔しい思いをした、あるいは現役の高校生で受けた、こんなことを感じた、そういう受験生と、受験を終えた若者たちと直接対話をしていただけではないでしょうか。

○小杉国務大臣 今回、大学入試センターの数学で、旧課程と新課程で二十二点の差ができたというところはまさに残念なことでありまして、できるだけ、作題、題をつくる場合に一生懸命やっているのですけれども、結果的にこういう差が出たというところは、私は本当に残念だと思つています。そこで、得点調整とかいろいろ案があったのですけれども、私はやはり、そうするとまた新たな不公平が生ずる、ぎりぎり何ができるかといつたら、なるべく足切りを行わない、二段階選抜をできるだけ避けていたというお願いを特に、文部大臣として通達を出させていた。かなり昨年よりは改善されたのであります。

この入試センターの問題については、私は、できるだけ大学の先生方の意見あるいは高校の先生方の意見、そしてできれば生徒さんの、受験生の話も聞いていきたいと思つておりますが、現にもうこの数日の間に、受験生の母親、それは現役の人浪人もいろいろ意見を私のところへ寄せていただきました。参考にさせていただきますが、またそういう場があれば、私はできるだけオープンな姿勢で、聞く耳を持っていきたいと思つております。

○保健委員 文教政策の一番の主人公はやはり生徒であり、子供であり、あるいは子供たちがこれからの未来に向けてどう可能性を羽ばたかせるのかということ、当事者の声というのはとても

も大切だと思つたのです。ですから、次の機会に、いじめについて悩んでいる生の肉声をできれば録音テープで皆さん、この委員の方にお聞きいただくといいことも考えたと思います。それから、きょうもこの論議を見守っておりますけれども、学校に行かない体験、不登校のつらさを骨身にしみて体験した人たちの、少数派ですけれども、そういう声も、文部大臣、そして各党の皆さんもぜひ聞いていただきたいというふうに思っています。

そして、これから教育改革というのは、文部省が旗を振って組み立てて上から下へおろしていくというよりは、むしろ現場の人たちが知恵を持って、力を持っている。実際に子供の悩みに直面し、その解決を迫られている民間団体あるいは学校の中の人たち、そして学校の外のさまざまな、子供の命、本当にこれを支えようという人たちが大きくなつて、安心して子供が産める社会をぜひつくり上げていただきたいことをお願いして——これは、教育ストレスというのが物すごくあると思います。もう時間がないからきょうは言えないのですけれども、今、ゼロ歳からカードで教育するというのが、もう教育産業花盛りです。物すごい数のお母さんたちが行っています。三歳になると大体もう学習塾に通い出しますね、知能開発塾ですか。そういう中でさまざまな弊害があります。三歳児がミミズを見てしと読んだり、そういう中で本当に心が育つのか。

ですから、総論で教育改革のことについて、豊かな心とか生きる力、賛成です。で、ぜひ各論に、具体的な、先ほどの中論のことでもそうですけれども、魂を通した改革をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○二田委員長 午後零時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩

午後零時三十六分開議

○二田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。藤村修君。

○藤村委員 新進党の藤村修でございます。午前中から議題になっておりますが、一月二十四日に発表されました教育改革プログラムということ、まず御質問を申し上げたいと思います。

教育改革ということで、私も新進党でも、もう結党以来、部会を設けて、種々御提案をしたり、その中で一昨年、中高一貫というのを提出したり、あるいは昨年六月には制に具体的な中高一貫プログラムも御提示をしたり、そんな中で、教育改革をやるということにおいて、本当にこれは多分与野党をたがわずに、戦後五十年、五十一年の教育の中でやはり大きく見直す点がいっぱいあるということ、午前中の審議の中でもはつきりしていること、でございます。そして今回、教育改革プログラムが出されたということ、あります。タイトルについて、我々も非常に期待をし、あるいは一緒にやっていきたい、こんなことをまず御表明申し上げます。

ただ、改革をするということに当たっては、改革の理念と申しますが、これも午前中はかの委員からも、理念はどうかという問われておりました。あるいは、下村委員からも先般のクリントン・アメリカ大統領の九七年一般教書でもという話がありました。これはぜひ、もう大臣もお読みのこととは思いますが、御紹介したいのは、非常に短く言えば、今後の四年間で教育改革を内政の最優先事項として、米国民が世界最高の教育を受けられるようにする、非常に格好いいですね。具体的目標としては、八歳で全員が字を認め、十二歳で全員がインターネットに接続でき、そして十八歳で全員が大学に通え、すべての米国人が学習を続けることができる社会というものをにつくりたい、それについてちゃんと財政も、そのために教育関係予算の二〇%増額を提案すると、割に簡潔に、しかし非常にわかりやすく言っていたらいておるところでございます。

何もこの中身をまねしろとかそういうことではありません。日本は日本の問題でありまして、小杉文部大臣の方では、一月二十四日にこれを発表されて、割に多分すぐだと思ひます、補正予算の参議院の予算委員会が質問に答えて、大きな方向としては、一つは、科学技術創造立国とか国際化とか情報化とか、そういう新しい時代の変化に対応できる人材養成、もう一つは、正義感や思いやりなどの豊かな人間性を涵養する、この二つを取り上げられて、そしてその進める視点というので、子供たちの能力とか個性に応じて多様な選択ができる、そういう柔軟性、多様性を教育制度の中に盛り込む、二つ目に、外へ向かってオープンな姿勢で門戸を開く、三つ目に、百の議論よりも一つの実行が大切、全部タイムスケジュールを設けてきちっとそれまでに達成する、こんなお答えをしておられて、これがきょうの午前中の答弁でもお答えの範囲だったようにお伺いをいたしました。どうも、考えてみるに、橋本総理が多分一月七日に指示をされた、それからわずか十四日ぐらゐですか、一月二十四日に文部省は鋭意四六答申であるいは六二二答申を抽出して、まだできていないことを、ある意味では各縦割り部局別を持ち出された、その内容に今度はタイトルをつけたのがどうも今の小杉文部大臣の説明ではなかったかと考えるを得ないのではありません。

でも、改革をやるというからには、細かくいろいろ当然中身が出てくるわけですが、まず最初に、理念、目標、そんなものが必要であります。このクリントン流のような理念、目標、少しわかりやすく、短く言っただけでないかというのが最初の質問でございます。

○小杉国務大臣 私は、これからの国がどうあるべきかとか、我々の人間像がどうあるべきかというような問題は、一方的に文部省が押しつけるべきものではないと思ひます。これは、やはり社会全体、国民全体が考えるべきテーマだと思ひます。そういう中で、今まで随分答申とか中教審の答申とかいろいろの中で、恐らくこれは国民全体の合

意として受け入れられるのではないかと、そういう部分を今度の一つの目標として掲げているわけですから、それは今御指摘になったような、一人一人が夢や希望あるいは目標を持って創造性やチャレンジ精神が発揮できる社会、そういう一つの生き方。あるいはまた、冷戦構造が終わって、例えば世界的に環境問題とか食糧、エネルギー、人口、女性の問題、こういうグローバルな問題がふえてきましたので、もう少し、一人一人の生き方と同時に、世界の中で地球市民としてどう生きるか、こういう一つの姿もこれからの日本人としての生き方の中に加えるべきじゃないかと私は思っています。

いずれにしても、冒頭申し上げたように、こういう理念とかこれからの目標というものは、一応ここまではうたつておられますけれども、本格的にはこれから国民的な議論を通じて、日本としてどう生きるべきか、日本人のアイデンティティーをどう求めるか、こういうものはこれからみんなで合意を形成していくべきものだと思います。ただ、今申し上げた一つの考え方というものをここにうたつていくわけでございます。

○藤村委員 我々が中高一貫を提案したときにも、教育は未来への先行投資、こんな言い方をしました。これは多分与野党ともに割に共通したタイトル、標語になるかと存じます。

おもしろいのは、先般のクリントン大統領の一般教書で教育のところを幾つか述べられていて、最後に、教育は未来に向けて重要な国家安全保障問題である、このとらえ方というのなかなかアメリカ流なんだろうと思ひます。いざにしろ、我々の方はやはり教育は将来に向かっている先行投資という考え方、これは大臣いかがでございますか、この考えについては。

○小杉国務大臣 そのとおりだと思ひます。○藤村委員 それで、一月三十日の参議院の予算委員会でも、私が非常に感銘を受けるのは、百の議論よりも一つの実行が大切、そして全部タイムスケジュールを設けて、きちっとそれまでに達成

する。これは大変な御決意だと受けとめております。

そして、今回のプログラムをちよつと整理してみますと、タイムスケジュールを全部、すべてきちつとおつしやうたので、本当かなと思ひまして見ると、いや、まあ大分違ふな。もちろん、先ほど来話題になつてゐる小中学校の通学地域の弾力化とか、あるいは教育長の任命の廃止の件とか、社会教育関係法令の見直しとか、平成九年度中にとつて、タイムスケジュールがござい

ます。ただ、タイムスケジュールがないのも非常に多いですね。ちよつと例を挙げますと、例えば「近い将来、全ての学校がインターネットに接続する」「これは近い将来ですね。あるいは「既存機関を活用して、教育、文化等に関する総合的な情報提供のナショナル・センター機能の整備」をするとか、あるいは「面接など丁寧な選考方法などによる人物重視の教員採用を推進」とか、これは、割に重要な問題がタイムスケジュールがない。実は、たくさんあります。まだまだ。タイムスケジュールがあるのが一枚とすれば、ないのがこの二枚ぐらゐになります。

その意味では、そうすると、やはりこれだけたくさん出されると、当然重点といひますか、早急にやるといひますか、あるいは小杉大臣御在任中に必ずこれとこれとこれはやるといふことはあるのでしょうか。

○小杉国務大臣 御指摘のように、すべてのプログラム、全部具体的なスケジュールは明示できませんでした。これは、今それぞれの該当する審議会で審議してゐる内容もございすし、そう簡単に、早急に、いついつまでにやるといふ結論が出されない、そういうテーマもたくさんございす。したがつて、私は、先ほど申し上げたように、これからの教育改革というのには一朝一夕にできるものではない。むしろこれからがスタートだといふつもりで、今当面私たちが考えられる教育改革プログラムは何かといふことを今までの数ある答

申の中で精査をいたしまして、そして並べたといふのがこの教育改革プログラムでございす。

私は、特に一、二申し上げますと、例えば学校週五日制、これは中教審の答申では二十一世紀初頭という文言しかなかったのです。しかし、これはやはり具体的に時間を設定すべきじゃないかといふことで、ざりざり事務局にも詰めてもらつて二〇〇三年といふのを打ち出しました。これもかなり、必要があれば後から答弁させますが、いろいろやつてみますと、時間的には大変厳しいスケジュールなのですが、何とかそういう今までの提言をされてゐて実行されてなくて当面急ぐべき課題についてはきちつとタイムリミットをつけようじゃないか、こういうことでも取り組んだところでございまして、これからもういろいろ各審議会で六月とかあるいはことしの秋とか来年とか答申が出されるのがありますが、そういうものを逐次、一つ一つタイムスケジュールを設けて、いついつまでにこの問題はやろう、こういうことを設定してまいりたいと思つております。

○藤村委員 今、一つだけ二〇〇三年の五日制をおつしやいました。これはやると。あるいは、中高一貫制度は、一応六月に答申が出る、これを見てといふと、割に近い将来であります。

この点につきまして、一つ内容の問題であります。が、中高一貫制度を、六月に答申が出て、平成九年度のうちにどの程度やるのか。すなわち、これは学制の改革なのか、それとも大臣おつしやる複線化で、こういうことも一部できますよといふのか。つまり、法律関係でどういふふうに変えるのか、その辺までもう既にお考えかどうか。あるいは、その中で、今、中教審でも論議されておりますが、義務教育を九年とするというのが大體主流のようでありまして、大臣はどうお考えでしょうか。

○小杉国務大臣 これは教育制度の改革ではありませんが、新進党さんの御提案ですと、すべて中高一貫教育に移行せよといふ御主張のようですけれども、私たちは全部これを一律に導入するとい

う考え方ではなくて、従来の六・三制をそのまま生かしながら、しかし他面では、この中高一貫の学校も選択できるという、そういう多様な教育の仕組みをつくつていこうといふことでありまして、今までの六・三制度を崩すといふことではありませぬ。(藤村委員「義務教育のことについては」と呼ぶ)

義務教育については、これはいろいろ考え方があるが、確かに国によつて違ひます。例えば、シンガポールなどは義務教育年限を十二年としておりまして、イギリスなどは六・五制で十一年といふこととでありまして、それは世界各國、それぞれの国の判断で義務教育制度といふのが決まつてゐるわけですから、私たちが、現時点においては、今この六・三制の義務教育を崩すといふ考えは持つておりませぬ。

○藤村委員 私どもの中高一貫についてもちよつとだけ説明しますと、相当の議論をいたしました結果としては、義務制九年といふのは、世界的に見て決してそれは低くない、相当高い方でありまして、その九年の義務教育を一応堅持しよう。といひます。義務教育でありませぬから親の義務までかかつてきまして、行かせなければならぬといふことにはしない。ただ、中高といふ三・三でくつつけると六年制の一貫教育が一つ実現するわけ、その際に、後期の、今言う高校の部分、これを、就学保障という新しい考え方を打ち出して、くつつけております。

それから、全部を一律にある日から突然やるといふことでもなく、もちろん各県単位で一校、二校とモデルをつくつて、二年後ぐらいに大體そういうふうに移行する、こんな考え方ではございまして、念のために申し添えます。

それから、内容の点でもう一点は、教育制度の弾力化で、通学区域の弾力化に向けて各市町村における多様な工夫、午前中の質問もございまして、これで、午前中聞いていてわからなかつた点も幾つかあるのですが、今、就学校の指定は国の事務ですね。機関委任事務で地方に委任して、

地域の事情や保護者の意向を考えると、これは市町村が主體的に決定できる団体委任事務とできないかという質問を、私はちよつと一年前この本委員会でも、二月二十三日でしたか、いたしました。

そのときの当時の初相局長は、就学する学校の指定を機関委任事務から地方公共団体の事務とした場合、憲法上の国の責任を果たすことができるのかどうか、そこはもう少し細かく検討していくことが必要、こうお答えです。

となりますと、午前中のお答えも聞いていますと、つまりこれは弾力化であつて、国の事務を地方に、団体事務に移すといふ問題とは違ふのかどうか、これをちよつとお答えいただきます。

○辻村政府委員 ただいま先生御指摘になりました機関委任事務が団体委任事務かにつきましては、ただいま地方分権推進委員会の方でなお検討をされてゐるところでございす。したがつて、このとらえ方をどうするかといふことは、まだ最終的にどうという報告が出てゐるものではないと思ひます。その結論は結論としてこれから見出されるという段階のものでございす。

一方、今回私どもが通学区域の弾力化といふうにいたしましたのは、そうした就学事務を、講学上と申しましたようか、理論上どういふふうにするかといふことは別といたしまして、実質的に子供たちをどの学校に就学させるかといふことは市町村教育委員会の権限と責任で行われておりますので、その権限と責任の行使のあり方として、もう少し弾力的な運用ができるのではないかと、運用をしてほしい、そういう趣旨の通知を申し上げた、こういうことではございす。

○藤村委員 そこで、結局弾力化は、さつき午前中の下村委員もありましたけれども、三千三百ある中で十幾つで弾力化した、あるいはそれを五十にしたら弾力化したと言へるわけですが、では、それが改革の名前に値するの。教育改革でありまして。小杉大臣、これはどうお考えですか。本場に通学区域の問題を国が国の事務としていつまでも持つていないといけないのか。いよいよ市町村

にそういう判断はお預けする、つまり機関委任事務から団体委任事務にするということはどうですか。大臣としてのお考えをお聞かせください。

○小杉國務大臣 午前中の議論でも申し上げましたけれども、義務教育については、その枠組みとか、それから指導の内容の基準とか、そういうもののについてはやはり国の役割というものは厳然としてあるわけですね、憲法、教育基本法に基づいて。そして、もちろん都道府県という地方公共団体に責任あるわけですが、そういうった仕組み、国と地方との役割分担というものはきちっと私たちがはわきまえていかなきゃいけないと思います。が、その中において、従来のように余り固定的にやるんじゃないくて、それぞれの市町村あるいはそれぞれの都道府県、地域の実情とか、あるいは生徒さんの意向とか、親の、保護者の意向とかそういうものをできる限り取り入れられる、そういう柔軟性といえますか、そういうものをできるだけ取り入れる、そういう工夫をやっているじゃないか、こういう考え方で、これはやはり、今までの均一的というか均質的というか、そういう教育の非常に硬直性を打破する教育改革の一つであるというふうに考えております。

任命承認を行わないとどうしてもいけないのですかと伺いましたら、これは今もいらつしやる小林助成局長、地方分権推進委員会でも検討事項の一つになっております。文部省といたしましては、地域における教育行政を一層活性化をし、地域の実情に即した施策の推進を図ることが求められるものと認識しているところでございますので、今後の推進委員会の審議状況も踏まえながら、教育委員会を活性化させるという観点から、ただいま御指摘のありました問題も含めて、今後慎重に検討をしていかなければならないというふうに考えておりますということでありまして、慎重に検討するというのは、これはなかなか難しいことですかと聞きましたら、同じく小林局長は、教育行政というものは、教育委員会がそうでございますように、党派的な争いの影響を、子供に影響を与えないということから教育委員会制度が設けられ、そのかなめとなる教育長にもやはりそうした要請があるわけでございます。そういったところもこの承認制度によつて制度的に担保したい、こういうふうな考え方であるとおっしゃったわけですね。

さらに続けて、私どもとしては、やはりこれだ

意味では七日の総理の指示で二十四日の決定に近い状態でプログラムが出た。これは、おっしゃるような慎重な検討をされたのでしょうか。これについてどうクリアして今おっしゃっているのか、教えてください。

○小林(意)政府委員　お答えいたします。

先ほど先生が、昨年、ちょうど一年ほど前の私の答弁を引用されたわけですが、それと今と決定的に違うのは、地方分権推進委員会の第一次勧告が出されたというところでございます。その過程におきましては、先ほど先生引用されたようなことを私どもとしては御理解をいただくべく分権推進委員会の方にも申し上げましたが、やはり分権委員会としては、今日、地方公共団体の人事に対する国等の関与をなくすということを重視をした勧告が出されたわけでございます。

したがって、私どもといたしましては、教育長の任命承認制度を廃止することを前提にして、その他の先ほどおっしゃられたような問題意識は依然として私ども持つておりますので、そういったことをひつくるめまして、教育委員会が社会のニーズに的確に対応して活性化した状態で運営されるような仕組みというものをこれから、検

すので、そういったものを全振りしてくるめてこの調査研究会で御検討をいただきたいというふう
に考えておるわけでございます。
調査研究事項といたしましては、大きくは四
点ほどに分かれますが、一つは多様化する住民の
ニーズに対応した行政運営のあり方、二つ目に教
育委員会と学校等との関係のあり方、それから教
育委員会の事務処理体制のあり方、四番目に国、
都道府県、市町村の関係のあり方、こういったふ
うなことをさまざまな角度から御議論いただき
たい、こういうふうにご考えておるわけであります。
なお、ちなみに、ちょうど平成十年でもって教
育委員会が我が国に誕生してから五十年になるわ
けでございますので、この間の社会的なニーズと
いったものが大きく変わっているのではないかと
いうといった背景を踏まえました検討にしてまいり
たい、こんなふうな考え方でございます。
○藤村委員 大臣も当然検討委員会のことを裁定
されたのだと思います。
朝から話題になつてゐるのは、これは田中委員
もおっしゃつていましたけれども、どうも文部省
主導といえますが、この教育改革全体を文部省で
やつていこう、あるいは審議会もくくるめてやつて

○藤村委員 改革でありますので、午前中も出ておりました、今までの手法なりその延長線で、いけば修正することでは多分ないはずであります。

けを取り上げるというのではなしに、教育委員会をどうして活性化したらいいのか、その中の重要な一環として、その教育行政のかなめともなる教

討議委員会を設けたばかりでございすか。研究を
してまいりたいというふうに考えているところだ
ございす。

いこう。あるいは模範委員会をつくっていいということ。しかし、必要なのは、プログラムにも書いてあります、国民からの多くの思いが寄せ

行政だけではなかなか限界がありまして、やはり政治の立場からのいろいろなサジェスションというものが必ず必要だと思っておりますので、もちろん、文部省としては、中央教育審議会を初め各種審議会、私もこの間初めて横断的な審議会の会長さんとの会合を持ちましたけれども、そういう審議も踏まえていきながら、しかし、教育関係、国公私立の関係者あるいはPTAとか青少年団体とか生涯学習団体、経済団体との定期的なフォーラムというようなものもさつき申し上げたとおりでございます。そして、そういうところとの連携、文部省としてできる限りの学校外、教育界以外との連携ということとは十分やっていきたいと思っておりますが、やはり国会の皆様から、政治的な立場からほとんど発信をしていただいて、私は、大いに協力しながらこの教育改革プログラムが国民の間に広がっていく、こういうことが必要かと思っておりますので、これから各党の御提案にも、我々、国民各界各層の意見に謙虚に耳を傾けて、できるだけ充実した教育改革をやっていただきたい、そういうことでありまして、国会の意見を聞かないなどという、そういう狭い根拠を持っておりませんで、できるだけオープンに幅広く意見を徹したいと思っておりますので、ぜひ御協力いただきたいと思っております。

○藤村委員 大臣、そのお約束のとおりにやっていただいたいと思っております。ただ、今指摘しましたように、このプログラムの中に、今おっしゃったように、教育改革を理解、支持される体制づくりとして幾つかありますが、国会が抜けていることを御指摘しておきたいと思っております。

教育改革だけでなしに、もう一つお伺いしたいので、これと実は関連するといえれば関連するのでありますが、つまり、国会はどうも一番最後の結論、法律をとにかく審議し通してくれたらいいという姿勢がないかどうか、この辺ちよつと疑いがあるのをお尋ねをするのです。

昨日日本委員会に付託になりました国立学校設置法の一部を改正する法律案、これは毎年のように出てきておりまして、国立大学の学部の名称の問

題とか廃止の問題とかありますが、これは法律の中でそうせざるを得ないところもあると思いますが、今回、非常に重要な問題がその中に潜り込んでいる。政策研究大学院大学（仮称）を新設するという問題でございます。これは昨日付託になり、多分本日趣旨説明がなされるかと存じます。これさなければというか、これはちよつと一つ取り出して、大変な重要な問題ではないかなという点を御指摘したいと思うのですが、その政策研究大学院大学の創設に当たって、背景となる動機、理念、目的、特色、組織、教育課程などなど、私たちが一度も聞いたことがありません。一生懸命言ったら何とか資料を届けていただいて、これだけのものにもうまとまっているのです。これは平成八年九月に出されております。「独立大学院大学としての政策科学研究機関の創設準備について」、準備会が多分ずっといろいろな議論されてきた、その一番最初の、「創設の趣旨」「(1)必要性」「(2)目的」になってるのですね。これは何か、えらくにわかに必要になったからばたばたとやったのではないかと疑いますら抱く。

つまり、例えばつい先日私どもの部会、文教の関係でこのことを一応聞いた。そのときにやと埼玉から神奈川へ行くんだという話も聞いた。これは去年の八月で、選挙の前でありますから、そのときにはほぼまとまっていた話で、それも何が重要かという点、これは大学院大学を国立で一つ新設するわけでありまして。既にもう三つほどあるのでしょうか、四番目であります。そして何より新しい点は、文科系であります。きょうまでは三つともすべて科学技術系、理科系であります。そういうものををつくらうというのに、その背景となる動機や理念や目的や特色や組織や云々ということが十分に説明をされてない。少なくとも私はちよつと最近に知りました。

だから、これは相当中身を検討しない限り、この法律、日切れ扱いだと言われても、ちよつとすぐにはいと言ったことができないのではないかと思いますが、大臣は去年の選挙の後に就任され

て、多分当然すぐ聞かれたと思います。この重要性といえますか、法律を通してもらって一つの大学をつくるんですよという話は、ちよつとこれだけ簡単にいつていいかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○雨宮政府委員 若干経緯のあることでございまして、私が御説明をさせていただきたいと思っております。

先生御案内のように、我が国の大学というのは基本的に学部中心で形づくられていたわけでございまして、それに対して、大学院というものは学部とはある程度相対的に独立した形であつても充実していくべきであるという考え方が示されてきたわけでございまして、基本的には、昭和五十一年に学校教育法の改正というのがございまして、そこで、学部を持たずに大学院だけでも大学をこしらえることができるという法改正があつたわけでございまして。

それを経て、先生先ほど御指摘のように、総合研究大学院大学、あるいは北陸、奈良にそれぞれ先端科学技術大学院大学というものが設けられて今日に至っているわけでございまして、また確かに自然科学系中心であつたわけでございまして。また一方で、社会科学系系統においても、やはり現実の政策課題についても大学院レベルの専門研究を振興すべきであるという声もいろいろな方面からあつたわけでございまして。また、埼玉大学におきまして、昭和五十二年でございまして、学部に基づいて、政策科学研究科というものがございまして、政策科学研究科というものを設けまして、この研究科におきまして、例えば地方公務員であるとか、あるいは東南アジアからの政府関係に勤めておりますような留学生を相手にして、種々教育研究を積み重ねてきたという実態があるわけでございまして。

それやこれやの背景を経た上で、それをさらに充実発展させたいということで、関係者ともども相談の上、準備が整ったということで、このたび政策研究大学院大学という形で独立させて設置し

たい、こういう動きになってきたわけでございまして。具体的には、埼玉大学に創設準備室というものを設けてやってきたわけでございしますが、もちろん、先生ただいま御指摘のように、この新しくつくる大学院大学の構想というものがどういうものであるのかということとは当然御審議いただくこともございまして、今後とも、御審議に應じていきたい、かように考えておるわけでございまして。

○藤村委員 我々も、国が大学からいよいよ大学院にシフトをしますというか、そのことに賛成であります。それだけに、これはある意味で、今後の二十一世紀に向けての国の大きな仕事になるわけで、その大学院構想というものは、やはりこれは相当前広に相談をしたり、皆さんの知恵を集めたりしないといけない。今の法案に出てくる大学院については、政策科学研究機関創設準備委員会なるものが設けられたようでありまして。学者の方あるいは専門家の方、施設・設備等専門部会の名簿を見ますと、何とか設計研究所長さんだとか、もう何かすべておぜん立てができていて、建物建てるんだということになっているんじゃないかな。

これは、費用の面でもいいますと、投資経費として設備費十二億円、施設設備費四十八億円、合計六十億円。それから後の運営費がずっと毎年かかってきますけれども、結構大きなお金を使う事業であります。そして、今後の日本の教育全体の中で大学院というものを位置づける、文科系としては初めてでありますから、その意味では相当これは広く国会でも議論をしていきながらつくっていく、そういう種類のものが今回の国立学校の一部法律改正の中にずっと潜り込んでいるような印象を受けるのですが、大臣、今後、特に行革の中でこれだけお金がふえるのですけれども、どうお考えか。

○小杉国務大臣 社会人文科学系の大学院大学の意義につきまして御評価をいただいて、大変あり

がたいと思います。

それに対して、事前の説明が不十分であったということは申しわけないと思っております。まあ、昨年の予算編成の過程とか、そういうときを通じて、できるだけ国会の先生方にもこの件についての御説明が行ったかと思いますが、さらにこれからの国会を通じて、また各党のいろいろな御意向にに応じて、できる限り御説明の場を設けたいと思っております。

中身については申しませんが、とにかくこれだけの厳しい財政状況の中でこういうものを発足させるわけですから、私は、今の自然科学だけではなかなか解決のできない、これからの情報化あるいは国際化に伴う、自然科学だけでは、社会科学、人文科学面でのさらに奥深い研究が必要だという意義は認めていただいているわけですが、一層この意義を生かす、そういう大学としてできるように全力で取り組んでいきたいと思っております。

○農林委員 本当に大学院大学をつくっていくというの大きな構想であります。特に、今回文科系を一つ初めてつくっていくことであります。予算も相当かかるものであります。そして、今行財政改革元年の年でもあります。となれば、当然やはりスクラップ・アンド・ビルドを考えていくとか、その辺が政治でやっていかないといけないわけ、文部省がこういうのをつくりたいとなつて、それで文部省や審議会や一部の専門家ですつとつくつてきて、それで、国会で、じゃ、これ頼みますと言われても、これはちよつと違いますよというのを、ぜひともこれは大臣にも御理解をいただいて、今お話しのとおりであったと思います。さらに、この内容については、政策研究ということでもありますから、これは政治家とか官僚とかそういう人を輩出するわけで、非常にこれまた我々にも関心があるわけで、重要な問題でもございいますので、この辺、本当に慎重に説明をし、あるいは議論をし、進めていきたい、こういうふうにお願いをしておきたいと思っております。

残り一間だけ、簡単にお答えを願えればと思います。

この四月に中教審の人事が多分あるんでしよう。今、中教審の委員の中には、二十人定員で十八人、だから二人空席があるようであります。報道によれば、日教組の関係者もそういうところに入られるかどうかという話が浮上しているようでもございます。戦後の長い、ある意味では文部省対日教組という抗争の歴史があるわけですが、小杉大臣としましては、今後日教組とどういう関係を持つていくのか、あるいは過去のいろいろな抗争はもう既に清算、総括されているのか、その辺を短くお答え願えればと思います。

○小杉国務大臣 ある意味では文部省と日教組の対決というのは非常に不幸なことだったと思います。私は、やはり教育における教員の役割というのは非常に大きいわけですから、とにかくこれから文部省と教員の方々のパートナーシップという協力というのは非常に大事だと思っております。

それはともかくとして、国旗・国歌につきましては、日教組は、平成六年度の運動方針では、「君が代」が果たしてきた歴史的役割と歌詞が国民主権の憲法に反することから強く反対する、そして日丸は学習指導要領などによって学校教育に強制することに反対するということを一貫して主張してこられたのですが、平成七年度以降の運動方針においてはこの点は触れられておりません。

今中央教育審議会の問題に触れられましたが、今そのために二人あけているわけではございません。しかし、日教組の関係者を委員に発令することについては、その必要性も含め、今後総合的に検討してまいりたい、こう考えております。

○農林委員 時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○二田委員長 佐藤茂樹君。

○佐藤(茂)委員 文教委員会で質問の機会を与えていただきましたので、私の方からは、文部省と

してどうしてもやはり力を入れて喫緊にやってもらわなければ困るという、そういう問題について二、三、大臣の所見をお伺いしたいと思っております。まず最初に、青少年の覚せい剤の乱用問題と、またそれに対しての薬物の乱用防止教育問題について、特に文部大臣、さらには文部省、そして警察庁の方にお尋ねをしたいと思うのです。

平成八年の薬物事犯の概要というのがこのほど警察庁によつてまとめられたわけですが、これを見させてもらつて、本当に恐ろしい時代になった。日本の社会において覚せい剤の第三次乱用期に入ったのではないかと、そういうことまで言われるぐらいに非常に深刻な事態になってきておる。とりわけ何が今の時代で特徴があるのかというと、青少年、特に中高生の間で覚せい剤の乱用というのが急激にふえてきておるわけがございす。特に、国会でも取り上げられましたが、昨年三月、千葉県の松戸市におきましては小学六年生が使用して捕縛されたという、そういう事件はまだ記憶に新しく、大変ショッキングな事件なわけですが、深刻なのは、小学生までにはびこる中で、特に高校生の覚せい剤の検査数というのが年々倍増しておるという、そういう事態もあるわけがございす。

それで、議論を始める前にお互いに共通の認識に立ちたいこともありますので、警察庁の方に、特に青少年による覚せい剤乱用の現状について、実態はどうなつていのか、またそれに対してどう認識されているのか、対策をどのように考えておられるのか、まず最初にお尋ねをしたいと思ひます。

○警視庁説明員 お話にありましたように、平成八年の薬物乱用の事犯を見ますと、特に顕著な点といたしまして覚せい剤事犯の増加が挙げられようかと思ひます。検査人員が一万九千四百二十人で、前年に比しまして二千三百十九人、一三・九%増加をしております。中でも、覚せい剤事犯で捕縛しました犯罪少年は一千四百三十六人で、前年に比しまして三百五十七人、三三・一%増加

をしております。これは、御指摘のように二年連続して大幅に増加をしておりますし、特に高校生につきましては二百十四人、前年に比しまして約二・三倍に急増をしております。これら少年の事犯を見ますと、仲間同士で購入をして安易に乱用に及んでる例、あるいは学校内が薬物の取引や乱用の場となつた事犯が相次いでおりまして、極めて憂慮すべき状況だといふふうに考えております。

そこで、このような状況の背景をいたしましては、駅前や繁華街などでイラン人などの密売人が声をかけたり、あるいは携帯電話で注文を受けるなど、少年でも容易に薬物が入手できる状況が出てきておること。そして、少年が覚せい剤に對してダイエット効果があるなどといった誤った認識を持ったり、Sとかスピードとか称しまして抵抗感が希薄になっていくことなど、少年に薬物の危険性、有害性についての認識が欠けていることなどが考えられるところであります。

警察といたしましては、少年に対する薬物の供給源の取り締まりを徹底することはもとより、乱用少年の早期発見、捕縛に努めているところであります。また、学校との連携強化を図りまして、少年自身が薬物の危険性、有害性についての正しい認識を持つよう生徒指導の強化を要請しておりますし、学校に専門的な知識と経験を有する警察職員を派遣して、薬物乱用防止教室の積極的な開催に努めているところでございます。また、これに加えて、家庭や地域に対する広報啓発活動にも取り組んでいるところでございます。

○佐藤(茂)委員 今御説明をいただきましたけれども、検査されるというのは本当に氷山の一角でして、あと、今はお答えになりませんでしたけれども、乱用で捕縛された青少年というのが、私も勘違いしてしまつて都会が多いのかと思つていましたら、もう全国各都道府県に青少年の検査者というのが及んでおるということでございまして、ある意味でいえば、もう全国的にそういう覚せい剤汚染というのが蔓延しつづつあるという、そ

ういふ認識に私は立っているわけです。

今回のこの乱用というのは、歴史的に見ても、昭和五十年代に第二次乱用時代と呼ばれた時代があったんですけれども、それに比べて際立った特徴というものは、第二次乱用時代というのは高校生の補導というのはほとんどまねたケースだったんです。ところが今回は、先ほど御報告がありましたけれども、昨年度で二百十四人、そのうち女性が百三十一人という数でございまして、ほとんど校内に持ち込まれていて、そういう事態が明らかになっているわけです。

このような将来を担う青少年の薬物汚染というものをやはり今食いとめなければ、これはもう学校教育が危機であるだけではなくて、日本の社会自体が、薬物汚染の先進国と言われているような欧米にほとんど後を追ってついでいくような、そういう瀬戸際に立っているのではないかな。今こそやはり抜本的な対策を打っていただきたい。

ところが、先日文部大臣の大臣所信というのを拝見させていただきましたけれども、どこを読んでもそのことは書いてないんです。ところが、文部省所管の予算概要説明には一言ばつと書いてあるわけですね。だから、大臣として、本当にこういう事態に対してどれほどの危機意識、また、学校を今こそ薬物汚染から救うためにどういう危機管理をしないといけない、そういう御認識を持っておられるのか、まず最初にお尋ねしたいと思えます。

○小杉国務大臣 所信表明は枚数に限りがありまして、細大漏らさず全部網羅することはできなかったんですけれども、だからといってこの問題を軽く考えているわけではありません。今御指摘のように、小中高にまで及んでいる薬物乱用のこの蔓延、これは極めて憂慮すべき事態だと受け止めております。

そこで、今、総理大臣を本部長とする薬物乱用防止推進対策本部というのを設けまして、私自身も副本部長としてやっております。これはやはり背景がいろいろありまして、容易に薬物入手で

きるといふような社会的な状況もありますし、また、子供さんたちが自制心が欠けてきている、自心の欠如といったさまざまな要因が複雑に絡み合っていると思われるわけですが、私は、今日のこの状況を踏まえて、文部大臣としてできる限りの対策を講じていきたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 先ほど大臣の答弁の中でも言われましたけれども、これは、同僚議員が昨年の参議院の本会議で代表質問をいたしましたので、そのことを奇貨とした上で橋本総理も決意していただいと、薬物乱用対策推進本部、各府県はもとより、常任中身が格上げされたというのがある中で、一月の閣議で決定されたというのがある。今文部大臣もおっしゃいましたけれども、特に副本部長として名前を連ねておられた大臣所管の省庁は、ただ推進本部に格上げされたと言っただけではなくて、具体的にこれからそれぞれの省庁でできる範囲のことを何を手を打っていかれるのかという、そこがやはりことし特に一番大事になってくるんじゃないかな、そのように思うわけですので、やはり学校現場がどうなっているのかという事態をつかんではどうなのか。

だから文部省として、薬物乱用、また、それに對してどういふ防止教育をされているのかという実態調査を全国的にこしされてはどうかなというところをまず御提案申し上げたいんですけれども、大臣の所見を伺いたいと思います。

○小杉国務大臣 実態把握については、覚えい刑の所持とか使用というものが違法性を持っているわけですから、そういう違法行為が明らかにならない段階で調べ上げようというのは、どうも実態的にはなかなか難しいところなんです。しかも、相手が発達段階にある児童生徒ですから、これは保護者の理解を得ることも必要ですし、まあ一番実態に合ったやり方としては、やはり関係省庁、特に警察庁が主体的にそういう実態把握に努めて

いただいて、そして通報していただいて、いろいろ連携をとってやっていくことではないかとあります。

それから、しかしだからといって、文部省としてやるべき仕事はきちつとやっていかなきゃいけない。特に、薬物乱用というのがいかに有害であるか、健康に対してどれだけの影響があるかということをお教える必要がある。そういうことから、現在、中学校、高等学校の保健体育におきまして十分この薬物乱用と健康に関する学習をやっていることにしておりますけれども、そうした学校内での指導、さらに、家庭とか地域との連携ということも視野に入れないで適切な指導をやっているかと思っております。

○佐藤(茂)委員 今の御答弁ではちょっと納得いかないんです。というのは、例えば、福岡県の教育委員会が昨年約十万人の高校生を対象にアンケートをとられていたんです。だから要は、そんな犯罪者を出せなというそういう実態調査をやったわけじゃなくて、どういふ意識を高校生が持っているのかとか、その程度の実態調査は当然であるはずなんです。さらには、それに対して各学校でどういふ防止教育をされているのかというところについては、文部省がやる気にならなければ当然実態は把握できるんじゃないですか、そこからどういふ手を打つかということが教育現場で検討されてしかるべきじゃないですか。

大臣、もう一度答弁をお願いします。

○佐々木政府委員 実態把握についてのお尋ねでございますが、大臣からも御答弁申し上げましたように、実際に覚せい剤を所持していることあるいは使用することが法的には違法に当たるといふこともございまして、そういう違法状態というものを子供を通して調査をするということになりますと、やはり児童生徒の発達段階、精神的に与える影響等も十分考えなければならぬわけでございますし、また、その保護者の理解を得るということも大切でございます。

さらには、そういう違法状態の把握ということ

になりますと、的確な、正確な状況把握というのがなかなか難しいというふうな事情もございまして、文部省といたしましては、関係省庁あるいは関係機関との問題については慎重に相談してまいりたいと思っておりますのでございまして。

○佐藤(茂)委員 余りこの問題にこだわらないういんですけれども、確かに慎重にやらなくちゃいけないんですが、そうしたら、福岡県の教育委員会が教育委員会を挙げてされたことに対してはどういうように判断をされているんですか、文部省としては。

○佐々木政府委員 福岡県教育委員会においては、やはり学校の実情あるいはその地域の状況等を勘案しながら対応されたことと考えております。文部省といたしましては、福岡県教育委員会における対応について、それぞれの地域に応じた対応として理解をしておるところでございます。

○佐藤(茂)委員 私は、やはりそういう認識でいられるから、ほとんど高校生なんか、実態もつかめないうまま、結果として警察にお世話になる検査者というのをふやしていくような流れにしかならないんだ。やはりまず学校が、今どういふ状況になっておるか、また、そこに通っている高校生、中学生がどういふ意識を薬物に対して持っているのかぐらひは当然調査してしかるべきだろう。そのことだけ申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

特に、先ほど大臣も言われていましたけれども、また警察庁の方も言われていたんですが、この覚せい剤の問題というのは、もう関係各省庁が連携をとって対応していかなければいけない問題ではあるんですが、やはりポイントは一、二あるんですね。一つは、いかにして供給を遮断するか。これは、どちらかというと文部省は余り関係ないところだと思えます。もう一つは、需要の削減をいかに図っていくのか。この需要の削減をいかに図るのかというこの二つのポイントにおいては、新たな乱用者をつくらない、こういう意味で、やはりどう教育していくのかということが非常にポイントに

なってくるわけでは、先ほど言われましたように、今、覚せい剤という名前ではなくて、青少年の間では、Sとかスピードとか、本当に危険な覚せい剤、そういう意識が薄らぐ中で普及している。

さらには、警察庁や厚生省の方にお聞きしますと、使用の仕方というのも大分ふえています。我々も注射というイメージがあったんですけども、特に女性に広まるなどという、広まっていることを憂えているわけじゃないんですが、感心したのは、銀紙の上に覚せい剤を置いて、下からあぶってその煙をストローで吸う、そういう使用の仕方とか、ジュースの中に入れて飲むとか、本当にそういう広がりもある。

さらには、何かそれぞれの横々で、ダイエットにいいというふうな、それはもう神経が麻痺して満腹感を与えるから物を食べなくなる、それで栄養失調になってやせていく、また睡眠不足になる、それでやせていく、そういうことからダイエットにいい、そういうことまで言われているという部分があるんですね。

私は、先ほど大臣でしたが政府委員の方でしたか答えられたんですけども、文部省も、平成元年から学習指導要領を改訂してそういうことに手を打っている、そういうように言われているんです。確かにそのとおりなんです。保健体育の指導要領の中にちよっと書いてあるわけです。ただし、後で言わせてもらいますけれども、喫煙や飲酒とあわせてこういうものは健康によくないですよというところで、薬物ということで書いてあるんですね。しかし、これを書いたから、そうしたらこの結果として警察庁の検挙数が減ったのか、高校、中学生、学習指導要領に載せても全然効果はないんです。逆に結果として、平成元年から平成八年までは、中高生合わせてほとんどこの使用者というの、検挙数だけ見てもふえていって、おる、そういう現実があるわけですね。

私は何も、アメリカのように小学校上級から中学生まで百時間をかけて教育せよというふうなこ

と、これはもう悲劇的ですから言いませんけれども、やはり学校の教育現場でエイズ予防教育と同様ぐらゐの徹底した防止教育が必要ではないかな、そのために、今、関係機関のやはりいろいろな手段、ノウハウというものを教育現場にきちっと導入して、そして徹底的に汚染というものをとめていく必要があるのではないかな。

その一つとして、今、警察庁並びに各都道府県警察で巡回しております薬物乱用防止教室というのがあります。これをやはり積極的にいもっと推進を図っていただきたい。これは警察庁の方とか都道府県警察の方に聞いたんですけども、やはり学校側に、寝た子を起す、そういう言葉であるとか、薬物問題を抱えた学校だと思われたくない、そういうことから、非常に巡回に對して慎重になっておられる、そういう警察の主催の教室をやるということに対して慎重になっておられる、また、それほどまででもないいいんじゃないか、そういう甘い判断もあるというふうにお聞きしておるわけですが、私は、事の重大性にかんがみて、今こそやはりきちっとした手を打つべきではないかな。

そのことで、特に大臣はこの問題で、警察関係者であるとかまた厚生省の麻薬取締官あるいはそのOBであるというふうな人たちが学校現場に講師として入られることに、大臣としては抵抗を持たれますか、それとも、防止教育のためにどんどんそういう人は協力してもらいたい、そのようにお考えになつておられるのか、御所見を伺いたしたいと思います。

○小杉国務大臣 現在、保健体育で、いろいろ麻薬、薬物乱用の危険性とか有害性を指導しておりますが、それに加えて、今御提案のように、警察官とか麻薬取締官のOBとか、そういう人に積極的に学校現場で教えていただく、そういう専門的知識を持った人、大いに生徒に指導していただく、こういうことは大変有益だと思いますから、積極的に対応してまいりたいと思います。

○佐藤(茂)委員 もう一つ、防止教育のことで文

部省もつと頑張れということをお願いするのは、これ、今予算案の中で、一億百万の予算がこの件についてついているんですね。内訳を見させてもらいました。そうすると、高校生のビデオの作成、配付を新たにします、これは各高校に一本、さらには中学、高校のパンフレットの作成、学校当たり一冊ずつ、そういうことなんです。あともう一柱として研修会の開催、そういうことなんですけれども。

私は、具体的に教師もなかなかわからない、しかしながら、教材としてしっかりしたものをつくらなければ、何もけちけちして、例えば学校当たり一冊ずつ分なんというせこいことをせずに、例えば中学一年生に入れたら、また高校一年生に入れたら、それぞれ中学校用、高校用のパンフ、教材というものがきちっとこの件で全員に行き渡る、予算知れていきますから、やはりそれぐらいの配慮をこの際きちっとしてもいいのではないかな。中学、高校生から見ると本当にわかりやすいものがそれぞれ、中学、高校に行けばきちっと最初の年に全員に手に入る、そういうようなことぐらゐは少なくともされてはいいかなと思うんですが、この件について御所見を伺いたい。

○佐々木政府委員 御指摘のとおり、児童生徒に薬物乱用の危険性あるいは有害性を早期に認識させることは、極めて重要であると認識しておるところでございます。

そこで、文部省におきましては、現在御審議いただいております平成九年度予算案において、薬物乱用の危険性あるいは有害性をわかりやすく解説した中高校生用パンフレットを作成をし、学校備えつけ用として配付するとともに、高校生用ビデオを作成して学校に配付することとしておるところでございます。そのための予算を計上しておるわけでございますが、このような児童生徒用の資料につきましては、今後とも引き続き充実をしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、教師のためといたしましては、薬物乱用

防止教育の充実のために中等学校教師用指導資料の作成、配付を行つておるところでございますが、本年度中に小学校の教師用指導資料の作成、配付を考えておるところでございます。

研修会の実施とあわせて、今後とも積極的に教育の充実を努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○佐藤(茂)委員 そういう役人の答弁というのは予想しているのですが、要するに、具体論もと言っているのです。

中学生が入ってきたときに、各学校へ行つたときに一冊ずつしかないので、そういう教材パンフの数でいいのかな。少なくとも、今は少子化ですからクラスは少ないでしょうけれども、二、三クラスなら二、三クラス、全一学年分全部、例えば高校一年生のときにそういう教材が当たる、また高校生なら高校生、入つたときに一学年全部教材が当たる、そのぐらいの配慮をしないと実用的ではないのではないかな。学校当たり一冊ずつぐらゐ行つたところで、どういうふうに教師も使つていいのか全然わからない。そういうことに対して前向きに努力をしていただきたいということを言っているのです。もう一度お願いします。

○小杉国務大臣 薬物乱用防止教育については、今局長から答弁したように、非常にいろいろなことをやっております。ただ、ここ最近急激にふえてきておりますので、これだけでは不十分でありますので、私も、来年度もその次も、予算の際にはできるだけ、さらにこの施策というか防止教育の充実が図られるような、そういう対応をしてまいりたいと思つておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

○佐藤(茂)委員 もう一つこの件、最後にしたいのですが、先ほど言いましたが、学習指導要領の中にそれぞれ、中学、高校と同じように保健体育の科目の中で載せられておるのですが、例えば中学生はどういうふうに学習指導要領の中になつておるかという、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、疾病の要因と

もなること。」ということで、これは「疾病の予防について理解を深めさせる。」そういう扱いをしています。高校では、「生活行動と健康」というところで、「また、喫煙や飲酒、薬物乱用と健康との関係、医薬品の正しい使い方について理解させる。」そういう扱いをしてあるのですが、私は、やはりこの学習指導要領の扱いでは不十分であると思う、この際。

なぜ不十分かというと、まず、健康という観点から、確かにこれは害なんです。しかし、社会的にも悪であるということをやはりきちつと教えるようなことをもつと強調してやらないといけないということ、もう一つは、喫煙、飲酒、薬物乱用、この三つを並列していること自体が、やはり文部省としてどういう意識をされているのかな。喫煙や飲酒というのは未成年ではあかんあかんと言いながら、家へ帰ったら、我々でもそうですが、子供の前では見せておるわけですよ。ある意味で言うたら、喫煙や飲酒というのはあかんことやというように言われていながら、健康に悪いという教育を受けながら家へ帰ったら大人はやっておるやないか、そういうものなんです。ところが、薬物というのは、大人も子供も関係なく、これはもう健康にも悪い社会的にも害なんです。

だから、そういうものを同じように並列に学習指導要領に載せるのではなくて、一つは、そういう薬物教育また薬物の害というものを別項立てできちつとやはり教えていくような学習指導要領に変えていくべきではないかな、そのように思うのですが、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○佐々木政府委員 御指摘のとおり、中学校あるいは高等学校の保健体育において指導がなされておるわけでごいまして、例えば中学校では四、五時間程度そういった指導に充てる、高等学校におきましては四、五時間程度そういった指導に充てるということが行われておるわけでごいします。

この考え方といたしましては、薬物乱用防止に関する指導というのは、これらの行為を行った者

に対して法律に抵触するとの観点からの指導を行うと同時に、児童生徒一人一人が薬物乱用と健康のかかわりについてきちんと理解をし、そういった行為をしないという態度を身につけさせるという観点に立つて行っておるわけでごいまして、こういう観点から指導は、教科としての保健体育だけではなくて、道徳あるいは特別活動等においても行われておるところでございします。

このように、薬物乱用防止教育は学校の教育活動全体を通じて現在実施してきておるところでございまして、今後、この点についてさらに充実を図ってまいりたいと考えておるところでございします。

○佐藤(茂)委員 この件はもう終わりたいのですが、今おっしゃったように、特別教育とかホームルームでも当然教えておられる、また、どんなきちつとした教育をしてもあらわれないといけない。そういう観点から、当然、教える側の教師が、これは有害ですと程度の範囲を超えられないような教え方ではなくて、きちつと教えられるように研修をしつかりしていただきたい、さらには、そういう意味からいうと、やはり教員というものが養成される過程で、そういう薬物についての知識がきちつと身につくような文部省としての課程のシステムまたはカリキュラムの前進的な検討をお願いしたいということを申し述べまして、二つ目について質問をさせていただきたいです。

それは、午前中にも社民党の委員からございしたけれども、大学入試センター試験と大学入試制度に関して、何点かにわたって文部大臣の所見を伺いたいです。

先ほどありましたものではしりたいのですけれども、ことしの大学センター試験というのは一月十八、十九日に行われまして、私立が百五十二大学も、これは史上最高ですけれども、それを含んで三百大学が利用して、五十八万人ぐらいですが、きょうの新聞を見ますと、それぐらいの方が受験された。それは、数の多さというのは非常に評価

できるかとは思いますが、しかし問題は、やはり運営する側にさまざまな不手際とか、またミスが続出して、大きな課題を残したのではないかな、そのように私も実感しているわけです。それは無理もないといえは無理もないのですが、一つは、旧教育課程から新教育課程への移行元年であった、そのことによつて、科目数も十八から三十四ですが、これぐらいにふえたという事情があったにせよ、しかし非常に粗末なミスもあったのだですね。

先ほど、午前中もありましたが、五件に上る出題のミスであるとか、また国語の選択の紛らわしさであるとか、さらには問題用紙自体が不足していたという点、そういう問題もありました。やはり何といつても問題になったのが、浪人生向けの旧数学Ⅱというのが、現役が多く受験した新しい教育カリキュラムで出題された数学Ⅱ・数学Bの平均点、百点満点中、平均二十一・七点も低くなった、こういうことがあるわけですね。この点数格差については後ほど詳しくちよつとお聞きしたいのですけれども、そういう意味で、いろいろなそういう細かな部分と大きな問題点も含めて、今回のセンター試験が今社会問題になるぐらいに受験生、またその保護者の皆さんに大きな不信を与えたことは、私はこれは疑いようのない事実である、そのように思っておるわけです。

これから本当に受験生からの信頼を回復するために、来年度へ向けて問題作成とか、また運営システム全体をやはりきちつともう一度早急に総点検して、生かしていただきたいと思うのですけれども、大臣が今の時点でことしの大学入試センター試験についてどういふように総括されて、また来年度へ向けてどのような対策を考えておられるのか。また、ことし、これからの手を打つということがあれば、そのことも含めておっしゃっていただきたいと思います。

○小杉国務大臣 もう二月二十五日、国公私立の試験が始まるわけでありまして、今新たな対策を指示するということはいたしません。受験生に混乱を

与えるだけですから、私は今のままぜひ受験生は全力を出し切つて頑張つていただきたい、こうお願いいたします。

入試が終わりましたから、今御指摘のように幾つかのミスがありました。これについての反省というものは、当然これは入試センターを中心にやらなければいけませんし、それからこういうミスが二度と出ないようなチェック体制というものの確立、あるいは難易差が余り出ないような出題の仕方、これも十分気をつけてやってきているはずなんですけれども、ことしは今御指摘のように、従来の五教科十八科目から今回は六教科三十四科目に激増をいたしましたし、そして受験生も六万人に達するという点で、私も直前に入試センターに行きましたけれども、残念ながら注意するようにと言ったのですけれども、残念ながらあのような結果になりました。

これを踏まえて、私どもは徹底的な検証をしながら、来年度以降この入試センターの信頼回復あるいは信頼感を一層高める努力をしていきたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 それは大臣もそのようにおっしゃるかと思つたのですけれども、特にやはりこの問題は今もまだ尾を引いているのですよ。さっき言いましたけれどもそれは何かというと、数学Ⅱの旧と新で二十一・七の格差があった。これは端的に格差の原因は何かということをお伺いしたいと思います。

大学入試センターが二月五日の段階で次のように会見をされている。報道からですけれども、冒頭に、「結果として数多くの問題が発生したことは申し訳ない。原因究明に努め、ミスが繰り返されない体制作りをしたい」、そういうおわびの言葉を言われた後に、「少しの差であればともかく、結果的には難易度の差が中心ではなからうかと思う」、そういうふうな緒方邦夫さんという副所長が言われておるのです。この言葉をそのまま受けると、問題の難易度の差によってこれだけの差が出たんだということを大学センターの方としても

やはり明確に認めたものであるというように、マスコミもそう書いておられるのですが、私たちもそう認識しているのですけれども、そういう認識で間違いないと思います。

○兩宮政府委員 先生御指摘のように、旧数学Ⅱの平均点が四十二・二、それから数学Ⅱ・Bで受けた受験生の平均点が六十三・九〇ということでごさいます。二十点を越える差ができたわけでごさいます。これは先生先刻御案内のところであらうかと思ひます。例えば、Aという人がXという科目を受けて八十点という点数をとった、Bという人がYという科目を受けて六十点という点数を得たという場合にそれをどう分析するかということでごさいます。理論的にAとBが等質の人である、こう仮定するならばその平均点の差は問題の難易差によるもの、こう考えるべきであると思ひますし、逆に問題の難易度が同じであると仮定するとこれは学力の差に由来するものである、こういうふうに一般的に理解されるわけでごさいます。

問題は、その程度を一体どの辺に考えるのかということでごさいます。これは大変難しいことでごさいます。従来から、ある科目を受験したいわゆる素点というものを他の科目で得た点数とどう調整するかということについては大変慎重なわけでごさいます。今回大学入試センター試験も八回を教えるわけでごさいます。昨年まで大学入試センターとして考えていた得点調整というのは、理科と社会の同じ教科の中での選択科目について三十点以上の開きが出たときに、ある一定の方法によつて得点調整があり得るということをごさいます。もとより、素点について手を加えるということについては非常に慎重なわけでごさいます。これもなかなか難しいという一つのあられではないかと思ひます。

今回そのような二十点余りの差が出たということは、結果として大変ぐあいが悪いことであるわけでごさいますけれども、はてそれに対するうまい得点調整の方法があるのかどうか、これは種々検討して、お答えしますと大変長くなりますので省略をいたしますけれども、結果的に申しますと、万人が、あるいは万人と言わないまでも大変多くの人たちになるほどと思ひしめるようなしかるべき得点調整の方法はなかなかないということでもごさいます。また、得点調整をする、先ほど大臣が申し上げましたように、また新たな混乱を生ずる。

例えば、同じ浪人と云われる方々でも、かなり多くの方が旧数学の方を受けているわけでごさいます。一万八千人の方が逆に新しい教育課程によりまして数Ⅱ・Bの方を受けている、こういうことがございまして、一方を調整したら一方他方はどうなるのか、例えばこういうようなことが出てくるわけでごさいます。そんなことでセンタースタリにとりまして、また私にとりまして大変不本意なことであつたわけでごさいます。

そのような困難さということ踏まえて、なおかつ私どもとして何が出来るかということをごさいます。先ほど来大臣から答え申し上げておるすように、第二次選抜のチャンスは極力、できるだけ確保させてやりたい、こういうような方途をとつた、こんな経緯でごさいます。ちよつと長くなつて恐縮でごさいます。そんなことでごさいます。

○佐藤（茂）委員 私は、そういう技術的に難しいという話は、これは当然難しいと思ひますが、そんなことを答弁を聞きたいがゆえに言つておるのではなくて、例えば平成九年度の大学入学者選抜実施要項の中に、冒頭にこう書いてあるのです。「大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにあつた能力、適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。」公正かつ妥当な方法で実施する」ということを実施要項の中で冒頭に言われておるのです。果たして今回の試験が公正かつ妥

当な方法だったのか。

確かに経過措置としての配慮でつくられたのですけれども、先ほど理科とか社会の話をされました。これは最終、たとえ難易度によつて点数の差が生じたとしても、本人たちが意味で言えばどの科目を選ぶかというのを自分で選択するわけです。確かに今回選抜はしたけれども、浪人生というのは現役時代に旧数学Ⅱしか教えてもらつていないのです。だからほとんどの人が、よほど要領のいい受験生以外は、今回八五%ですが、八五%ぐらいの人が、浪人生であればほとんど自動的に旧数学Ⅱをやはり選ぶんです。だから、浪人生であるというだけで最初から難易度の差によつてこれだけの差がついたというところに問題があるわけ、この実施要項の「公正かつ妥当な方法で実施する」という部分と相反するのではないですか。もう一度答弁をお願いします。

○兩宮政府委員 いろいろ問題を生じ、御心配をかけておるものですから、なかなか公正かつ妥当でやり切りましたということが言にくいわけでごさいます。いすれにしても、関係者ともどもそうでごさいますけれども、この入試要項に係ります方向で努力したことは事実でごさいます。ただ、今御指摘のように、理科、社会の中の選択というところと今回の数学の問題というのは、確かに異なつた様相があるわけでごさいます。いわゆる新しい教育課程につきましては、大変教科が多様化したということとは先ほど委員も御指摘のとおりでごさいます。その関係で十八科目が三十一プラス旧課程用の三科目、合わせて三十四科目ということになつたわけでごさいます。この旧教育課程によりまして科目設定と、それから新教育課程によりまして科目設定とをどうつなげるかということ、試験問題作成上の大きな問題であつたわけでごさいます。一番単純である意味では乱暴なやり方としましては、もう旧教育課程のことは無視して、新教育課程のことを浪人の方々が勉強し直してやつたらどうだというのが、一番ある意味で単純であり、また見ようによつては大

変乱暴なやり方であるわけでごさいます。

それではぐあいが悪いということ、しかし新教育課程と旧教育課程の連関を考へまして、科目の出しぐあによつてはある程度同じような出題のもとでも大体両方有利、不利ということが考えられないというようなこともかなりあつたわけでごさいます。それはそれで、それらの科目の中で、同じ一つの科目の中で若干の選択性を持たせるといふような形でやつたわけでごさいます。

ただし、数学の二科目と理科の二科目につきましては、新教育課程によりまして科目の内容と旧教育課程によりまして科目の内容との連関が大変ふくそうしておるというふうなことで、また大学入試センター試験自体ができるだけ高等学校の教育内容に即したものとしようと思ひます。この三科目につきましては、そんな関係もございまして、この三科目につきましては、あえて旧教育課程の方々のために別途科目を用意した。もちろん旧教育課程で受けた方々も新教育課程で受けてもいいよということ、事前に書いてあつたわけでごさいます。それが先ほどの申し上げました二万人近い方々の受験にもあらわれてきたわけでごさいます。

○佐藤（茂）委員 私のところにもこの問題で本當に悩まれた浪人生とか、さらには保護者の皆さんが言つてこられたりした中には、本當に一生を台なしにされた、まだ二次試験終わつてませんけれども、それで、大学入試センターであるとかまた文部省に対して、結果次第によつては行政訴訟を提起したいというようなことまで強烈に言う方もいらつしやるのです。

そういう意味から、本當に、今からでも前期日程、また後期日程に間に合う。まず、ことしの対策何かないのか。大学の二次の個別試験の最終判断のときに今回の点数格差のことを本當に考慮して最終合否の判断をせよというふうな、そういう、例えば文部省としての通知を出すとか、さらには、ことしどうしてももうできないのであれば、来年度以降に二度とこのような失敗のない

〔委員長退席、河村（建）委員長代理着席〕
二十一世紀は、インターネットが世界を制覇する時代でもあります。その中にある大切なことは、人間の頭脳、知性、それとともに自国への認

一九七〇年に行われた安保改正でも、どの教科書も反対運動に大きなスペースをとっており、改正のもたらしたよい面というのは述べられていないのです。また、明治維新も、フランス人ピゴの風刺画を用いて、私は何で外国人の絵をわざわざ使わなければならないか不思議なのです。

国際協調とか国際理解とか、そういう観点から検定をしないさい、こういうような記述もありますし、そして、その検定を通つたものが、各教育委員会なり地域でそれを選択をして、学校の現場に教科

実として記述をしていく。しかし一方において、やはり日本のすぐれたところ、例えば、明治維新によって、さつき國面のことを言われましたけれども、やはり明治維新によって日本は開國をし、

発展をした、あるいは戦後の教育の発展とか、大正デモクラシーとか、光の部分もかなり取り上げているわけでありまして、私は、そういった客観的といえますが、学問的成果に基づいて、教科書がよりよいものになっていくようにこれから努力をしていきたいし、それから、今言われたように、未来志向ということ、これもやはり国際協調、国際理解という観点からも大いに考えていくべき問題だと私は考えております。

○池坊委員 検定制度並びに教育審議会については、後でちょっとお尋ねしたいと思っております。

大臣がおっしゃいました努力していきたいという中には、さつき大臣がおっしゃいました一つ一つの実行ということでございますので、教科書を変えていただくことがやはり努力の中の実行ではないかと思っております。

では、新指導要領は、その目標の第一に、我が国の歴史を、世界の歴史を背景に理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を考えさせるとともに、国民としての自覚を育てるとしておりますけれども、国民の自覚というのを文部大臣はどのようにお考えでございましょうか。大臣に答えていただきたいです。

○小杉国務大臣 中学校や小学校あるいは高等学校でもそうですが、まずやはり自分自身というものを、そして他人に対する気持ち、さらに自然とかあるいは世界、そういうふうになんなん発達段階に従って関心を自分のことだけから、また他人とか自然とか世界に広げていくということを社会科なりなんなりで教えていくわけですから、も、当然その中には自分の国の伝統とか文化というものを教えるということは必要であり、それは学習指導要領にも載っておりますし、また教科書にも具体的にそういう記述を設けてやっております。

○池坊委員 自国を愛し大切にすることのない人間が、国際社会の中でどうして言語、習慣、価値観などの違う他国の人間を尊重し、そしてまた自分も相手から尊重で見詰められることができるのか

だろうかと私は思うのです。

私は、愛国心というところに日本人は右翼とか左翼とか言われましても、右翼、左翼に関係なく、欧米諸国でも東南アジアでも世界のどの国をとっても健全な国民は愛国心を養う教育をされていると思っております。愛国心のない国民によって形成される国家は、滅びていくと思っております。

私は、このような視点からも、日本の自虐的な歴史観が日本を愛する感情をはぐくんでいくとは到底思えないのです。そういうような観点に立つて、大臣、ぜひもう一度教科書を見直していただきたいと思っております。今、子供たちは育つてきております。育つていく子供たちにとっては、取り返しのつかないこれは現実だと思っております。政治は現実だと思っておりますので、ぜひこれを重ねてお考えいただくようお願い申し上げます。

それから次に、教育の主権ということについて、私、伺いたいと思っております。

五十七年に、鈴木内閣において、宮澤官房長官に端を発し、教科書は変更を余儀なくされてまいりました。学校教育法に規定された文部大臣の権限と責任において検定すべき教科書が官房長官の介入によって変えられたというのは越権的行為ではないだろうかと思っておりますが、大臣はどのようにお考えでございましょうか。大臣に答えていただきたいと思っております。——いけないのですか。越権的行為ではないかということに対してどのようなお思いになるかということについて、大臣に答えていただきたいと思っております。

○河村(建)委員 経緯は私存しておりますので、もう調べましたから。

○池坊委員 経緯は私存しておりますので、もう調べましたから。

○小杉国務大臣 学校教育におきましては、平和的な国家とか社会の形成者を育成するということが目的として行われているわけですが、その際に国際理解とか国際協調の資質を培うことも重要なことだと考えております。この点については、何と官房長官談話が出たからとかいうことは関係なしに、教科書の検定におきましては従前から配慮

してきたところであります。

昭和五十七年、今御指摘のような教科書の検定基準に、さらにそのこと、文言が加わったわけでありまして、これが直接のきっかけでやっておりますわけではございませんで、前々から私も国際理解、国際協調ということは、教科書あるいは教育の中で重要なことだということでやってきております。

○池坊委員 私は、教育のあり方というのは本当に大切なことである、国を揺るがすような大きなことであるというふうに思っております。

教育というのは、マスコミの動向とか政治の変動にかかわりなく、守るべきものは守り抜く毅然とした姿勢が大切なのではないか、何物にも侵されない中立の立場というのが大切なのではないかというふうに思うときに、多少現状を憂うわけではあります。

私は、司法、立法、行政という三権分立でございまして、それに加えて教育権というのがあってもいいのではないかと、それぐらい教育というものは大切な部署だということに考えております。文部大臣はどのようにお考えでございましょうか。

○小杉国務大臣 教育権というものを司法、立法、行政の三権と并列に位置づけることがいいのかどうかはわかりませんが、教育は、憲法からさかのぼっていえば憲法、教育基本法、その他法令で規定されておりますように、国民全体のために行われるものであって、不当な支配に服することなく、政治的にも中立性を保って行われなければならないというふうには私は考えております。

そして、今度の教育改革プログラムでも申し上げているように、教育というのはあらゆる社会システムの基盤であり、非常に重要なものであるというふうに考えまして、先ほど来お答えしているように、一人一人の個性をはぐくみ、夢とか希望、目標を達成できる、そして創造性とチャレンジ精神が発揮できる、そういう社会をつくるために教育改革を実行していくんだ、こういうことを申し上げているわけではあります。

○池坊委員 それでは、私は次に、先ほど大臣がおっしゃいました検定について触れさせていたいただきたいと思っております。

アメリカでは複数の教科書を使って一つの物事をさまざまな角度から眺めて検討させるような教科書の使い方をしております。それからイギリスでは、一冊の教科書が大変厚いので、どこをとってもいいように、先生がそのとりたところだけをとって教えることができます。ですから、受教のためにそれを丸暗記しなければいけない。それほど教科書というのは、やはり与えられたらそれを全部覚えなければいけないというのが日本の現状だと思っております。

先ほどの予算委員会でも、大臣は、検定の審議会に判断しているのに、文相というのはオールマイティーではないから、それを訂正させることになれば国定教科書に戻すしかない、先ほど申し上げたけれども、大臣は検定に訂正勧告はおできになるのですか。そして、どの程度まで検定に対してタッチをしていらつしやるのか、指導していらつしやるのか、その辺をちょっと伺いたいと思っております。

○小杉国務大臣 検定について文部大臣が意見を申し上げることは可能であります。そして、そのときには、明らかに誤字とか誤記があったり、あるいは事実と明らかに違う、あるいはその後の事情、客観的な状況が変わったということがあれば、それは修正を求めることはできますけれども、そうでない限りは修正を求めることはできない、こういうことであります。

○池坊委員 そうすると、例えば教育理念なんかをお持ちで、それを反映させていくということはおできになるのではありませんか。

○小杉国務大臣 私、今の教科書の検定制度というのは、国が特定のそういう教育、歴史観とかそういうものを押しつけるということではなくて、民間の自由な発想に基づく、執筆者として発行者

の裁量によって出版をされて、それを検定基準に基づいて審議会が検定をする、そしてそれを採択する、こういう仕組み、これは繰り返すことになるけれども、そういう制度になっております。したがって、私どもが特定の理念とかイデオロギーを、何といいますが、強制するとかそういうことは学問的な一つの成果というのに基づいて教科書が編さんされている、こう理解しております。

○池坊委員 そうすると、文部省の教科書課の方に伺いたいのですね、例えばこれを入れるとか、そういうようなことをおっしゃるということはないのでしょうか、伺いたいと思います。あるのではありませんか、伺いたいと思います。

○辻村政府委員 検定制度の基本的な考え方、運用は、今大臣が御答弁されたとおりでございます。ただ、著しくバランスを欠くというようなことでございまして、例えば、通説というのが二つ、三つというようにある場合に、ある特定の通説だけでその教科書が記述されているというような場合には、それは他にも有力な説がございますよというように形の検定ということはあるわけではございません。しかし、原則として、先ほど言いましたように検定制度は、教科書の著作編集者がまず執筆する、それを受けて検定基準に照らして誤ったところを是正するという考え方に立っているということでございます。

○池坊委員 まず執筆者が自由に書くということでございます、同じ時期に七冊の教科書に同じ絵が載っているというのは、みんなが、七人の執筆者が偶然にそう思ったのかということ、大変私は不思議でございます。やはりそこに、文部省がこの絵はいいとおっしゃったのではないかと私は疑問に思うわけでございます。

それで、文部省は審議会に任せているとおっしゃるけれども、本当は文部省の意向が強く働いているのではないかと、私には推察するわけです。そうすると、何か責任の所在がはっきりしないという気がしてまいります。

ここで私は、それならばもう規制緩和をして、検定というものを、検定システムを廃止なさってはいかがですかという御提案をしたいと思うのです。規制緩和は何も通産省や大蔵省のお話ではございません。文部省でも規制緩和があつてしかるべきだと思います。検定というののも一つの規制緩和だと私は思うのです。

なぜかと申しますと、予算は四百三十四億でございます。そうすると、これはやはり教科書会社にとつては膨大な収入であると思えます。ですから、教科書会社というのは、そのエネルギーを、中身に使うよりも教育委員会へのセールスだとかあるいは文部省への配慮とか、そういうことに使つていくのではないかと、伺いたいと思います。これが懸念だけであつたらいと思ひますけれども。

それから二つ目には、ではどこが決めるのか。私は、校長の責任においてそれぞれの学校で決めたらどうかというふうに思ふのです。そうしたら、今問題になっております校長の権威、責任と権限が失墜したというふうに言われておりますけれども、それも必然的に取り戻すことができるのではないかと、それから教える先生のレベルも上がつてくるというふうに思ひますけれども、大臣、それはどのようにお考えでいらつしやいますか。

○河村(建)委員長代理退席、委員長着席
○小杉國務大臣 幾つか問題があると思ふのですが、少なくとも教科書を自由発行にしたらどうか、こういう御意見です。

もちろんそういうお考えの人もいるかと思ひますけれども、考えていただきたいのは、日本はやはり義務教育制度ということで、小学校六年間、中学校三年間、そして国の責任としてひとしく国民に教育を受けさせる義務、そして子供たちは受ける権利がある。こういうことで、国としてそういう枠組みをきちつとつて、そしてさらに何を教えるべきかという一つの基準といひましようか目安といひましようか、そういうものを決めて、それぞれ東京と鹿児島で教えることが全く違つて

か、そういうことではなくて、やはり日本人として義務教育の中で最低限これだけは教えなければいけないという一つの目安という基準といひましようか、そういうものが必要であらうと思ひます。

したがって、私は、義務教育制度の中で今の教科書の検定というものはそれなりの役割を果たしてきたし、日本の教育の機会均等とか教育水準を高めることには大変役立つてきたと思つております。

それから、教科書の採択範囲をもつと縮めてそれぞれの学校に任せたらどうかということですが、これも、確かにそういう意見の方もおられますが、この点はいろいろな、技術的なといひますが、弊害もあり得ます。これは事務当局の方から答えさせますけれども、採択制度を限りなく学校単位に小さくして自由に裁量させたらどうか、こういう御意見に対しては、私は、やはりそれは限界があるというふうに思ひます。その辺は、ちよつと事務局からの答えを聞いていただきたいと思ひます。

○池坊委員 結構です。今大臣がおっしゃいました、最低限の知識を教えなければいけないのだ、そして、何を教えるべきかの基準というのがある、その枠組みがあるとおっしゃいました。私も本当にそのとおりだと思ひます。人間として学ばなければならぬルール、人間としての最低限の知識と、それから知性と、それから精神のあり方みたいなのは必要だと思ひます。

でも、私がなぜ申し上げるか申しますと、それならば、その最低限の知識の中に今のような歴史観があるということなんだと思つと、私はとても残念でございます。こういう教科書がある、さつき申し上げました、歴史教科書が大変に負の部分が多いというふうに申し上げました。その負の部分が最低限の学ばなければならぬ知識といふうには私は思ひまわらないでございます。何を教えるべきかの基準があいまいだから、それならば検定といひましようか必要なのではないかということ、私は申し上げたかったのです。

それと、先ほど検定の審議会のお話が出ました。それで、検定の審議会のメンバーの選定が私は大変大切だと思います。なぜならば、教科書というのは、先ほどのお話を伺つていふと、検定の審議会によって検定されるのだというニュアンスと受けとめました。すると、そのメンバーの選定並びに審議内容といひましようか、私はぜひ情報公開をしていただきたいと思ひます。どのような人間がどのようなシステムの中でしているかということが私は大切な点だと思ひますが、いかがでございますか。

○辻村政府委員 まず第一点の、審議会の委員の選定でございますけれども、審議会の委員の方々は、それぞれの分野のまず専門家でございます。幅広い識見を持った方の中から文部大臣が任命を当たりましては、それぞれの学会、教育界の動向などに精通されまして、総合的、大局的な観点から審査をしていただく、そういう方がよいと思ひます。それからもう一点、教科用図書検定調査審議会の審議の状況を公開してはどうかというお話でございます。ただ、教科用図書検定調査審議会といひましようか、教科書について検定を合格させるか不合格にさせるかという行政処分にかかわる、そういう審査をする審議会でございます。したがって、審議会としての責任は、最終的な結論、そこにおいて審議会の全体としての意思があらわれるわけでございます。審議の過程で、個々の委員がどういふ発言をなさつたかということ公表するといひましようか、公正な審議に支障が生ずるのではないかと考えておりました、これを公表するといひましようか困難なことだと思ひます。

ただ、その申請された図書、それからその後検定を経た図書、それを公開して、どのような審議が行われたか、あるいは、主たる検定について付した意見といひましようか、あるいは、積極的に公開していき、こういう努力は今もしておるところでございます。まして、今後もしていきいたいというふうに思つて

おります。

○池坊委員 そうです。公開の仕方というのがあつて、名前なんかを出さなくてもいいわけですし、こういう意見があつたと、いろいろな仕方をはり考えていただければ公開というのはできると思いますので、これは速やかに、実行の文部大臣でいらつしやいますので、文部省の方もぜひ実行を速やかにしていただきたいと思ひます。

それから、せめて著者の明記というのはしていただきたいと思ひます。項目ごとの執筆者の明示というのは、これは大切なことだと思ひます。書いた人間が執筆したこと責任を持つというの、執筆者の基本的な姿勢だと思ひます。書きながら、それがだれが書いたかわからない、これは私はやはり責任がなさ過ぎると思ひます。ぜひとも、教科書を新しくおつくりになるときは、これだけはやっていただきたいと思ひます。

それから、次に、私は学校選択の自由化というのを提案したいと思ひます。なぜかと申しますと、教育熱心な親というのは、自分の住まいを決めますとき、その小学校がいい学校かどうかというのを考えて住まいを決めることが多うございします。それが一点。

それから、少子化の時代になってまいりました。教育のあり方が問われてまいります。もし学校選択が自由であつたならば、これは学校の質の競争になつて、レベルアップになるのではないかと思ひます。

それからまた、今はやはり教育委員会の力が強いので、校長先生といえども大変に遠慮してということがございします。校長先生が教育的見識を全力投球することができるとは思ひません。

それから、いじめ問題というのが時折出ておりますけれども、いじめというものは、この小学校しかない、ほかには転校できないと思ひながら、なお深刻になっていくんだと思ひます。この地域に住んでいくからこの学校しか選べないというのは、私は大変に不公平だと思ひます。地域によつては、公立の学校でも、優秀だと思はれる学校、

それからちよつと問題だと思はれる学校、それの格差が大変に強うございします。いい学校と言われておりますのは、どんなにいい学校になつていくんです。中学校なんかでも、悪いと思はれる学校は、なぜかどんどん悪くなつてまいります。それらのことを考えますときに、私は、自分の意思で、親の意思ですけれども、学校が選べるということは大変に大切なことだと思ひますけれども、それに対しては、大臣、いかがでございしますか。

○小杉國務大臣 午前中にもそういうお話がありました。従来、地理的あるいは身体的あるいはいじめ問題等の場合には通学区の変更ということとを認めてきたわけですが、昨年の十二月に行政府改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見」が出されまして、保護者の意向にもより配慮する必要がある、こういうことで提言をいただきました。

そこで、市町村教育委員会に對しまして、文部省を求めております。恐らく各市町村で、そういう保護者の意向を酌んでどういふふうな学校の指定を行ふか、これから見守つていきたい、また、適切に行はれることを期待しております。

ただ、いきなり余り自由化しますと、例えば極端な、さつきも話が出ましたように、一つの学校に集中して一つはがらになつてしまふ。こういうことも競争を促進する意味でいいじゃないかというふうな意見もありますけれども、しかし、これはまだまだ、割と創意工夫を生かして、保護者の意向をそんたくして弾力的に運用していった場合にどういふ問題点があるか、その利害得失をやはり相当検討する必要があると思ひます。

そこで、文部省としては、できるだけ多様な工夫を各市町村にやつていただく、そして、その中でどういふ事例があるかということも積極的に情報を取集し、それを各市町村に提供していくというふうなことで、各教育委員会の取り組みがさらに前進ができるように努力をしたいと思ひております。

○池坊委員 P.T.A並びに父兄の意向をそんたく

するということは大変大切なことだというふうには思ひますけれども、私は、教育改革とおつしやいましたからには、改革というのは、教育だけではありまけんけれども、大英断がなければ改革なんていうのはできないのではないかと思ひます。先ほど田中先生がその改革のことをおつしやつて、手を結んで改革をしたいというの意でございしますけれども、ちよつとずついろいろ人の意見を聞きながら、いろいろな人間に遠慮しながらしていただければいい改革というのはできない。やはり改革というのはいち切つてやらなければ、多少リスクを伴つてもそれぐらいの気持ちでなければ改革ができないというふうには私は思つております。

時間も余りございしませんので、全く教科書とは別の問題になります。教科書は、私は、文部大臣はきつと変えてくださる、未来の二十一世紀を担う子供たちが今も育つておりますことを思うときに、きつと変えてくださるとかたく信じておりますので、次の問題に移らせていただきます。

私、ちよつとオリンピックのことについて伺いたいと思ひます。

オリンピックは来年開かれます。文部省の管轄でございします。文部大臣、オリンピックというものはスポーツ大会ではないのでしょうか。どのように認識していらつしやるか、伺いたいと思ひます。

○小杉國務大臣 バラリンピックについては厚生省が主体でやつていくわけですから、世界の身体障害者が集まつて、スポーツを通じて身体障害者の自立と社会参加を促進するという面で、しかも国際交流を深めるという面で非常に私は意義のある大会だと思つております。

障害者福祉という観点から厚生省が中心になつて支援を行つておりますけれども、文部省といったしましても各競技団体でいろいろ参加する選手についての指導とかあるいは協力を行つております。

○池坊委員 私は、バラリンピックをぜひ厚生省だけでなく文部省と共同で運営していただきたい

と願つております。

今おつしやいましたように厚生省の管轄になつておりますのは、それをリハビリの延長とお考えだからだと思ひます。でも、バラリンピックに参加しております競技者たちは、本場にスポーツとして競技を競ひ合つて、その日のために一生懸命訓練したり練習をしたりいたしてあります。諸外国ではバラリンピックはオリンピックと同じような国民的レベルで声援があつて、国民的行事として扱つております。

バラリンピックの場合ですと、九年度予算といふのは何と一億六千七百万、三年間で二億八千四百万でございします。ところが、もうじき長野オリンピックが開かれるからでなければ、オリンピックの場合には九年度予算総額は十九億八千二百九十一万円、六年間の総額は、もちろん建物を建てたりすることも含まれてはいるからだと思ひますけれども、三百四十六億でございします。それぐらいバラリンピックにかける経済的支援、援助といふのは少ないのです。ですから、私はそれを考えるときに、これは経済的援助もぜひやっていただきたいと思ひます。

それから、みんながこぞつて声援をする、そのような国こそが、それこそ福祉だけでなく教育の問題でもあるのだと思ひます。教育というのは何も学校で教えることが教育なのではなくて、この社会の営み、社会のあり方こそが教育ではないかと私は思ひます。人と人との触れ合いの中で、どんなふうに分が手を差し伸べあひあひ自分が受けとめるか、それが生きた教育だと思ひますときに、縦割りの行政と言われておりますけれども、これはぜひとも文部省と厚生省でやつていただきたいと強く希望いたしますが、大臣はいかがでございしますか。

○小杉國務大臣 来年の二月の長野オリンピックにおきましても、例えばいろいろな競技に文部省所管の競技団体から組織委員として参加するなど非常に協力をしておりますし、またこのバラリンピックで使う施設の建設が今進んでおりますが、

そういう補助につきましても文部省は一生懸命やっているとあります。

今後とも、今お話しのとおり厚生省と連携をとりつつ、この教育的な効果というのは非常に今御指摘のようにあるわけでございますから、文部省として現在行っている支援に加えてどんな支援ができるのか、今後ともスポーツ振興という観点から検討していきたい、また厚生省とも相談していきたい、こう考えております。

○池坊委員 検討し相談するということは、していただくということなんでございましょうか。ちよつとしつこいようございしますが、先ほど大臣は一つの実行とおっしゃいました。私、本当にそれを大切に胸に受けとめたのです。

私、政治家になりましてむなしなと思いますことは、実行に移されなかつたら、これはどんなにいい審議がされても何にもならない、国民のためにはならない、社会に貢献はできないのです。ですから、一つ一つの実行こそが本当に大切な課題なのではないかと私は思っております。

文部大臣は大変まじめで誠実な方と私伺っております。きつとそれはバランス感覚のとれた教育をお受けになって今日がおりになるんだと思えますので、教育問題並びにその実行について心より希望して、私、きょうは初めての委員会での質問でございますが、終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○二田委員長 三沢淳君。

○三沢委員 私は、新進党の三沢淳です。

本日は、委員会質問初登板になります。これまではマウンドでチェンジアップや変化球を自由自在に操りながらバッターを打ち取っていましたけれども、この委員会のマウンドは切れ味のいい球が投げられるかどうかはわかりませんが、大臣初め委員の皆様、どうかよろしくお願いいたします。

さて、私はスポーツの世界で生活をしてまいりました、ついこの前までは本当に一国民の一人でありました。その中で感じましたのは、やはり国民

民の生活の中でスポーツというのが随分影響しているのではないかと、生活の中で本当にスポーツに一喜一憂されている方が多いということを自分でも感じておりました。

そこで、日本のスポーツは世界には通用しない、そういうふうなこれまで言われてきましたけれども、皆さんも御承知のとおりですけれども、伊達にしたって、あの野茂にしたって、大リーグの選手、私さつとアメリカンドリームを勝ち取る、と三振をとってアメリカンドリームを勝ち取る、こういう日本人が海外へ出てスポーツの世界で頑張るというのは、子供たちにも随分いい影響、大人にもそうすけれどもいい影響を与えているのではないかと、そういうふうな思っております。

オリンピックが去年ありましたけれども、成績は少しだめだったのですけれども、それぞれの選手から感動を与えてもらいまして、そして有森選手なんかは四年に一回の大会であれだけ賞に入るといことは大変な努力だと思えます。そういう意味でも、改めてやはりスポーツのよさ、すばらしさを確認いたしました。そして、私もスポーツの世界で生きてきた人間といたしまして、スポーツの振興には人一倍興味を持っておりまして、これから現在の立場からいたしますとスポーツ振興の責任を負う一人であると痛感しております。

私は、小さいころ、実は今のジャイアンツの長嶋茂雄監督にあこがれまして、小学校のころから大きくならなつたらプロ野球の選手になるんだと。勉強は大したことなかったのですけれども、やはり長嶋茂雄という大スター、大スーパースターがいまして、道も外さず野球の世界を本心に一心に駆けめぐってまいりました。やはりスポーツというのは子供たちにとっては夢をはぐくむ下地になっているのではないかと、そういうふうな思っております。

そこで、今の子供たちに将来何になりたいんだと聞いたりしますと、よう考えて、わからぬ。何かあるだろうと言つたら、ないと。安定した生活

が送ればよいというふうな、こういうふうな、子供たちに夢がなくなつてきているような時代になつてまいりました。そこで、やはりスポーツというのは子供たちに本心に夢を与える仕事じゃないか、僕はそういうふうな思っております。

大臣初め各皆さんも、小さいころは野球選手とかいろいろな職業にあこがれたと思います。そういう意味で、もう一度やはりこのスポーツを通じて、子供たちの教育の中で、育成の中でいい影響を与えていくんじゃないか、そういうふうな思っております。

そして、子供たちがじゃなくて、これから高齢化の時代を迎えまして、総医療費が一兆円に一年間でいつてしまふというような時代になつてくるので、予防するためには体を動かすということが完全に必要だと思えます。そういう意味でも、お年寄りも、部屋の中にいますと病気になるてしまいます。健康な老人をつくつていかなくてはならない、そういうふうな思っております。

人間の体は二十五歳までは成長するそうです。鍛えれば鍛えるほど強い体になつていく。その二十五歳からはどうやって体力低下を少なくしていくかという、これはやはり一つには運動も随分影響してくるんじゃないか。年とつて寝込んで長くいくんじゃないか、やはり元氣よくはつらつと表を歩けるような、こういう老人をつくつていかなければいけない。そういう意味でもスポーツというのはすばらしい効果を発揮するんじゃないか、予防医療としても随分力を発揮するんじゃないか、そういうふうな思っております。

そこで、私は、健康は国の国力である、そういうふうな思っております。文部省におきましては、この二十一世紀に向けてのスポーツ振興政策をその中でどのように考えておられるのか、文部大臣に御所見をお伺いいたします。

○小杉国務大臣 今、野茂選手の話を出されましたけれども、私も、三沢さんより大分年上ですけども、終戦直後に古橋さん、水泳選手が世界新記録を繰出して随分希望と自信を植えつけられた

経験を持っておりますが、こういうようにスポーツというのは非常に活力を与えるものだということとで、特に私はこれからの高齢化社会などを考えますと、あるいはこれから国際化が進む中で競技スポーツが非常に盛んになっているということを考えますと、このスポーツの存在というのは非常に大きいと思っております。

そこで、文部省としては、一口にスポーツと言っても、私は三分野があると思うんですね。一つは、人生八十年時代の生涯スポーツ、どうするか。

それから、先ほどから出ておりますような競技スポーツ。私も、先日長野のエムウエーブへ行きました。スピードスケートの世界選手権に出てきた状況ですけれども、しかしソウル、バルセロナ、アトランタと期待したほどの成績が上げられなかつたということを残念に思っている国民も多いと思えます。そういう競技スポーツをどう向上させていくかという点。

それから三つ目は、学校教育における体育スポーツのあり方。先ほどいろいろ薬物乱用の話も出ました。また、体格だけは立派になつたけれども、体力、運動能力は非常に衰えてきている。しかも家へ帰つてからも、外で遊ばないでパソコンとかファミコンで遊んでる。こういうような状況の中で、教育における体育スポーツのあり方。こういう各方面にわたつて私は対策を考えていかなければいけないと思ふんです。

それは、一つには施設の整備もありましようし、また指導者の養成ということもありますし、またいろいろな事業、イベントの実施というふうないろいろな施策をやつていかなければいけない。そういうさまざまな問題に対してどうしたらいいのか、私も文部大臣に就任しましてから、保健体育審議会という、ちよつと今どきにはふさわしくないネーミングなんですけれども、何とかネーミングも変えろということをやっているんですが、こういった三つの分野のスポーツのあり方につい

て、本格的にひとつ議論してくれと二十八年ぶりに私は諸問をいたしました。

そして、ことしの秋をめどにその保健体育審議会で三つの、今申し上げた分野のそれぞれの答申をいただくことになっておりまして、今度の予算、平成九年度の予算におきましても、例えば科学的なトレーニングとか、物理的なあるいは医学的なメンタル的なスポーツというようなことで、スポーツ科学センター、これの予算も盛り込んだところでありまして、いずれはナショナルトレーニングセンターというのを整備していかなければいけないと思いますが、スポーツの振興の重要性というのには、三沢委員と私は全く同じに考えておりますし、そのために一層の努力を傾けたいと思っております。

○三沢委員 今文部大臣の力強いお言葉で、これからスポーツがどんどん盛んになって、皆さんが本当にお金もかからないで取り組めるんじゃないかというような感じを持っております。どうかこのままスポーツの世界も何とか日の当たるようにいろいろ討論をしていってほしいな、そういうふうにも思っております。

さて、次にまいりまして、ここに平成六年十月に行われました総理府の体力・スポーツに関する世論調査、それによりますと、今地域では健康のために生涯スポーツ、先ほど文部大臣も言われましたけれども、生涯スポーツ、これは大変重要視されてくるようになってくると思います。

そこで、地域の、国や県または市町村の人たちがどういうことに力を入れてもらいたいのかというところをこの調査で調べましたところ、スポーツ指導者の養成を挙げた人が、これは三九・四％と最も高いんですね。その次がスポーツ行事・大会・教室の開催、これが二九・一％。あとは省略させてもらいますが、ここらが大体地域の方々が要望されていることでして、その中でも、四割の方がスポーツの指導者がおられないという、どういうふうなスポーツをしていいの、どういうやり方が

いいの、か、どういうふうな体力に合った競技を選ばないのか、その辺のところが一一般の国民の方々は戸惑っておられるんじゃないか。

やはり指導者の方が、ウォーミングアップはこういうふうにした方がいいとか、競技はこういうふうにより始めた方がいいとか、そういう指導員の方が本当に少ないんじゃないか。だから、スポーツはやりたくてもなかなかできない。それと同時に、施設がほとんどその地域の団体に押さえられたり、一年間普通の人たちがなかなか体育館やグラウンドを使えないというふうな、施設の数の少なさもあるとは思っていますけれども、今、平成八年二月の文部大臣認定社会体育指導者の登録数は六万五千五百六十二人となりまして、これではちよつと少ないんじゃないか、そういうふうにも思っております。文部省以外でも、体育指導者の養成というのはやっておられると思えますけれども、これは文部省だけにしておきます。

本当に国民は、運動したくても場所がない、教えてもらう人がいないという、こういう悩みにつかかっております。そして、これは学校教育にも波及しております。今、子供たちがクラブをやりたいくても教える先生がいない、先生もなかなかクラブを教えたがらない、顧問になりたくない、ましてや自分の好きなクラブをやりたいんだけれども、新しいクラブができない、やむなくほかのクラブに入るという、そういう声が現場の方からも聞かえております。

そこで、国民の四割の人がスポーツ指導者の養成を望んでいますが、文部省としてはどのような取り組みをなさるのか、お伺いしたいと思います。○佐々木政府委員 御指摘のように、総理府世論調査においては、約四割の方がスポーツ指導者の養成を望んでおられるわけでございまして、文部省ともうものが極めて大切であるというふうな認識をしておるところでございます。

そこで、御指摘にございましたように、昭和六十二年に、各スポーツ団体が実施するスポーツ指導者養成事業のうち一定の水準を備えて奨励すべき者を文部大臣が認定をする制度を設けたわけでございます。これによりまして、すぐれたスポーツ指導者の養成確保に努めているところでございまして、この制度におきましては、主として、一つは、地域におけるスポーツ振興の観点、二つ目は、競技力向上の観点、そして三つ目は、新たにスポーツを実施する者等への配慮の観点、そして四つ目は、少年スポーツへの配慮の観点からスポーツ指導者の養成確保を図っておるところでございます。今後ともスポーツ指導者の確保について積極的に努めてまいりたいと思っております。

そういう観点に立ちまして、現在スポーツ指導者養成活用システムの改善充実に関する調査研究というのを実施しております。ここにおきましては、さらに資質の高いスポーツ指導者の養成から効果的な活用に至るまで、現在の制度の改善充実のために必要な調査研究を行っておるところでございます。今年度中には一定の結論を得たいと思っております。

それと並びまして、文部省におきましては、直接主催する、あるいは地方公共団体等と共催することを通して、例えば体育指導委員の研究協議会、野外活動指導者や登山指導者の研修会、講習会等を実施するとともに、都道府県が実施しておりますスポーツリーダーバンク事業等、スポーツ指導者養成確保事業への補助も実施しておりますところでございます。今後とも充実に努めてまいりたいと思っております。

○三沢委員 ぜひ指導者の方をたくさん養成されたい、何とか国民の皆さんの要望にこたえていただきたいと思っております。

さて、これは学校のクラブ活動に關してのことなわけですけれども、これは埼玉県のある中学校の話なんですけれども、今日本ではクラブ活動が必修になっているのじゃないかと思うのですが、これを地域のクラブで、学校のクラブ活動のかわりにその代替クラブといいますが、その学校のクラブ活動を地域のクラブの人に任せて学校のクラブ活動をしたというような形を、この中学校では生徒さんとか親御さんとか学校の先生と話しまして、学校のクラブを地域のクラブの方に任せて、その地域の方がその生徒さんの指導にいたしますか、その活動内容を受けて、最終的にその報告を受けて学校のクラブ活動を行ったというふうな、こういうふうな地域クラブ代替ということが今この中学校では行われているのです。これからはこういうクラブ活動を学校外の方にどんどん指導していただくということは、これは出てくる問題じゃないか。それと同時に、逆に外部の方が学校のクラブを指導する、先生以外の方がクラブにかかわってくる、こういうふうなことがこれからどんどん起きてくるような感じがいたします。

この学校では六人の代替を認めたそうです。一人は、地域のクラブは浦和レッズのサッカークラブ、そしてスイミングクラブ、クラシックバレエ教室、ピアノ教室の四団体で、こういうところに生徒さんが行かれてまして、学校のクラブのかわりにその地域のクラブに入って活動をするという、この辺のところのこれからの連携というのが、地域と学校とが連携するということが出てくるんじゃないかと思っております。これは非常にいいことではないかと思っております。先生も休日を奪われてしまふというような問題が起きてくるそうなんです、この辺のところではやはり学校と地域のつながり、これは十分これからはいいいことではないか、そういうふうにも思っています。

教育課程の活動として必修づけておる国は、アメリカのごく一部の学校を除いて今日本だけになっております。諸外国、世界の主要国においては、やはり地域スポーツクラブが学校のクラブ活動の一端を担っているというのが世界の実情でありまして、これからは学校づくりにはいこうした外部とのネットワークが必要になってくると思っておりますが、文部省としてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○佐々木政府委員 学校と地域との連携というのは

は、これから教育活動を効果的に展開する上で極めて重要なことと認識しておるわけでございます。その一環といたしまして、いわゆる運動部活動につきましても地域の人材の御協力をいたいただくということも極めて大事なことでござっております。

そういった観点に立ちまして、平成九年度予算案におきましては、外部指導者の活用を図るとともに、それら指導者に対する研修会を実施をする、さらには地域の種々の運動施設の活用も含めて、運動部活動と地域社会との連携をさらに進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○三沢委員　こういうことが実現すれば、その地域の学校も地域も活性化になると思いますので、ぜひどんどん行っていたきたいと思っております。しかし、こういう問題にもたくさん問題がありまして、私がきょう一つここで大きい声で述べたいのは、実は、この中で一つはプロとアマの関係があります。

野球の世界だけ、要するに今オリンピックでもプロが参加できるような時代になりました。今この日本で我々野球関係者にとりまして、高校野球、高野連だけが何か一つ壁をつくってしまったというふうな、こういう言い方をしたら怒られるかも知れませんが、アマとプロが他の競技でしたらほとんど技術の交流とかいろいろ行っているのですけれども、学生の野球に關しまして、ここだけはプロと接したらアマの資格というものが剥奪されてしまうというふうな、アマの資格がないと野球大会に出れないというふうな、元プロの人たちとの接触がありませんと、現役の選手もそうですけれども、アマの資格を剥奪されるという大変厳しい制裁がありまして、これは今のこの時代におきましては、前近代的な制限と言わざるを得ないような感じがいたします。

日本のプロがこれからオリンピックにも参加すると思いますが、その中で、今選手の強化とか技術の向上とどうなわっている中で、どうして野球だ

けが技術を教えられないのか。プロの選手といったら、やはり最高の技術を持っています。最高の精神力を持っています。それでない、いろいろな意味でプロというのは務まりません。その中でどうしても私は納得できない。野球界の人間が納得できないという、これはアマチュアの人たちの言い分はあるかも知れませんが、どうしてそういうことができないのかという一番の私の疑問点をきょうぶつけてみるのですけれども、やはり、相撲にしてもサッカーにしても、ゴルフにしても自転車競技にしても、あらゆるものでもプロの選手がアマにいろいろな指導を行っているという、つい前までは長嶋監督は、一茂君が学生のころ、監督が自分の息子に教えられないという、この辺の矛盾があります。例えば、学校の先生が自分の子供に勉強を教えられないというふうな、この辺のところは、やはりこの世界だけは少し何かおかしいのじゃないか、そういうふうに思っております。

プロ野球の選手というのはやはり国民の、プロ野球の選手に限らず、プロの選手というのは国民の財産だと思っております。このマンパワーを活用しない手はありません。子供のころスポーツターと一緒に、プロの選手と練習をした、あの選手に教えてもらった。例えば、今はオリックスのイチロー選手が、高校でも中学校でも行って選手に声をかけてやる、少しでも教えてやるという、このことだけでもすばらしい子供たちが、僕は将来的に本当に精神的に強い子供たちが出てくるのじゃないかと。間違つた、道を外さない人間も出てくるのじゃないかと。私も、先ほど申しましたけれども長嶋茂雄さんにあこがれまして、もしあこがれなかったら道を外した選手が、野球選手にも何人かいるのです、正直言っています。やはりそういうすばらしい選手がいるからこそ、正しい子供たちも中には出てくると思うのですよ。

そういう意味でも、プロ、アマ、確かに文部省が手をつたんで指導することはできないかも知れませんが、やはり財団法人として文部

省が認めている以上は何かの関係があるのじゃないか、指導というまではないかも知れませんが、プロ、アマの問題についてどのようにお考えでしょうか。

○佐々木政府委員　野球界におけるプロとアマの交流の関係でございますが、さまざまな経緯がございます。社会人野球、大学野球、高校野球の各関係団体において、それぞれが規定を設けて一定の制限が設けられているところでございます。他方、お話にもございましたように、二〇〇〇年のシドニー・オリンピックから野球についてもプロの参加が認められるようになるなど、国際的にもスポーツ界全体にプロとアマの垣根が低くなっているというふうな状況がございます。

そうした中において、野球界におきましても、プロ、アマを通じた野球界全体の発展を目指して、プロ、アマを問わず野球に関する団体が集まって、平成六年に全日本野球会議が発足しております。この会議におきましては、プロ野球OBが指導者となったアマチュア野球指導者への研修会を行うなど、プロ、アマの交流について前向きに取り組んでいるというふうな承知をしておるところでございます。また文部省におきましては、平成六年度からでございますけれども、プロ、アマの関係者による交流会議を開催するなど、野球界を含めたプロ、アマの連携の促進に努めておるところでございます。

文部省といたしましては、野球界におけるこのような自主的な動きにつきましては、御指摘の点も念頭に置きながら適切に支援してまいりたいと考えておるところでございます。

○三沢委員　考えているだけでは、これはずっとこのまま来ているのです。ですから、文部省が何とか手を打たないといつまでたつてもこの壁は破れない、そういうふうな思っております。

アマチュアの規定で、高校野球でも一つあるのですけれども、例えばほかの部員さんが何か事件を起こした、そうしたらその学校の野球部は甲子園には出られない。ほかの生徒がやったのに、

そのために自分たちが犠牲になる。こつこつまじめにやってきた生徒、これが将来物すごくひっかかってくるのですよ。あのときに自分たちは出たのだ、どうしてあのときに出場停止になったのだ、ほかの生徒がやったのに何で自分たちが出られないんだというふうな、こういうふうな矛盾も今たくさんあります。だから、その辺のところが高校野球だけは突出した異常な世界になっております。

その辺のところ、プロ、アマというのは、これは本場に長年の、みんなが望んでいることなんです、プロもアマも一緒になって技術の向上をしようという。野球のここだけが特殊なんです。その辺のところ、文部大臣はどのようにお考えでしょうか。

○小杉国務大臣　プロとアマの垣根がだんだん低くなっているというのは世界の趨勢だと思っております。ただ、日本の学校教育の中でスポーツというのは比較的、ビュリタニズムというのではありません、そういう部分がなかったとは言えないと思っております。教育という側面から考えて、高校生までの段階で余りプロと一緒にやっていいのかどうか、その辺はちよつと研究を要するところだと思っております。

ただ、傾向としては、やはりプロのすばらしい技術力とか精神力とか体力とか、そういうものは大いにアマの人たちも見習って競技力向上を図っていくということは大事故だと思ひますし、高校野球でほかの部の人たちが不祥事を起こして、それではほかの部の人たちが制裁を受けるというのは、余り行き過ぎたそういうビュリタニズムはいかかかとは思ひますので、これはやはりその時々状況に応じて、余り厳格にやるといふのは、私も実際に経験がありますけれども、そこはやはり弾力的に考えるべきところは考えていかなければいかぬと思っております。

○三沢委員　今、文部大臣、プロが教えたらいけないというようなことを言われましたけれども、ほかの競技はプロがアマチュアに教えているのです、

現に。要するに、ゴルフにしろサッカーにしろ、サッカーはしっかりした組織力があります。底辺づくりは大変これはすばらしいことだと思えます。野球界だけがジグザグになっていまして、一本化になってないのです。これはずっと昔からです。伝統とかそういうことではないと思います。野球だけがプロが教えたらいけないのか、教育上悪いのか、高校生に教えてはいかぬのか。ほかのスポーツは全部やっているじゃないですか。

この辺のところ、なぜ野球だけが悪いのか、ちょっとお答え願いたいと思うのです。

○小杉国務大臣 その点はちょっと研究してみたいと思います。

○三沢委員 研究って、これは簡単なことだと思ふのですけれどもね。野球界だけおかしいというのはだれが考えても、研究しなかつたって、こんなものやばいことですよ。

さつき大臣も言われましたけれども、今度オリンピックにプロも出られるのですよ。アマチュアの最高の祭典というのはこれはもうオリンピックだったのですけれども、プロが出るのですよ。今国民が求めているのはやはりすばらしいプレーです。確かにアマチュアリズムというのは必要なのもあるかも知れませんが、あのバスケットのアメリカンドリームのチームを見た、これはすばらしい感動を与えました。そういう意味でも、やはり見て感動を与えるということもこれからの日本の生活の中で必要じゃないか。やはり仕事をせよとせよとせよと、仕事ばかりして残業もしてという時代ではありません。これからは休日家族で、地域の人たちとみんなどういふうに余裕を持って生活をしていこうかという、その中でスポーツは随分お役に立てような部門じゃないか、僕はそういうふうに思っております。

野球の世界の中もこういうまだまだ雪解けにならない面がございますので、ぜひとも早急に、今大臣も言われましたけれども、研究というか考えをおきますと言われましたけれども、ぜひアマチュアの人と、プロの人はいいのですけれども、

プロはもう早く、指導したいと言つたらおかしいですけれども交流したいのですけれども、どうしてもアマチュアの団体の方だけがたかたかな感じがしておられるのですけれども、ぜひ文部大臣からいろいろなお話をあげまして、何とか早く野球の世界も一本化できるようにしていただきたい、そういうふうに思います。

それと、まだもう少し時間がありますから簡単に申し上げますけれども、私、全く違う世界へ入りまして、自分のペースでできませんので、毎日まだよたよたしている状態ですけれども、文教委員会に入らせてもらいまして本当にありがとうございます。

そこで、私がちょっと調べたところによりますと、文部省というのは体育行政を担当する行政組織なんです。大体一番大きく扱っていると思えます。その中でも、文部省設置法の第五条において、スポーツの振興に関することは文部省であることと規定されているのです。だから、文部省が大体のことはスポーツ振興に関したら権限を持っていると思うのですけれども、一つ私が不思議に思いましたのは、同じようなスポーツ振興の政策は、文部省以外の十二省庁にまたがってこの政策が行われているというところに少し疑問を感じました。

スポーツ振興政策の平成八年度の予算の総額は四千五百三十四億一千三百八十六万三千円になっています。これに自治省の厚生福祉施設整備事業債の二千三百六十四億九千四百万円を加えると、スポーツ振興関連予算は十三省庁で六千八百九十九億七千八百六十三万三千円です。そしてこの内訳を見たら、施設に関する予算として九省庁にまたがっているのです。五千三百二十八億三千七百七十一万九千円がスポーツ施設の整備拡充のために計上されているのです。そして今度は、スポーツ指導者の養成に関する予算としては四省庁にまたがりました。これも三十五億二千六百十四万六千。額はもう省きますけれども、あと、その他の組織育成に関する予算が四省庁にまたがっています。

して、そしてスポーツ事業の振興に関する予算が九省庁にまたがっています。このような、同じような政策が各省庁にまたがって、ばらばらに予算が執行されている。これは本当に効率のよい運営ができるものかどうか、そういうふうに思っております。

今、行政改革と言われまして、ただ単に省庁を減らすことではなくて、やはり予算のむだをなくし、効率のよい運営を目指すことにあると思えます。すけれども、この辺のところは文部省がリーダーシップを発揮して、スポーツ関連の予算の一元化というのは図るべきじゃないかと思われすけれども、どうでしょうか。

○小杉国務大臣 文部省としてはスポーツ振興についての責任を持っているわけですから、学校体育、生涯スポーツあるいは競技スポーツ、各般にわたって関係政策を推進しているわけですが、政府全体の中で、今御指摘のように、数々の省庁が国民の体力向上という観点からそれぞれの行政目的に応じてさまざまな政策を行っているわけですから、同じようなことを幾つもの省庁がやるなんというところは許されなわけで、これはやはりきちつと統制というか、連絡調整をしてやっていくということが必要だと思えます。

これは、今の行政改革あるいは財政改革という観点からも効果的なあるいは効率的な展開ということが必要だと思えますから、これは文部省、主體的に各省庁と連携をとって、効率的、効果的に行政ができますようにスポーツの振興に取り組んでいきたいと思っております。

○三沢委員 時間が来ましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○二田委員長 山元勉君。

○山元委員 民主党の山元でございます。

いろいろと大臣にお尋ねをいたしておりましたけれども、その前に、今、子供が置かれております状況、いじめや登校拒否、あるいは長く続いている入試地獄という言葉もありますけれども、大変な

状況になっている。あるいは、先ほど来お話がありますように、文化やスポーツでも大きな課題を抱えているというか、山積をしている文部行政の責任者でございます大臣にぜひ御審議いただきたいと思ひます。

先日、所信表明を聞かせていただきました。残念ですけれども、大臣の教育への真摯な思いといひますが、積極的な情熱というものをなかなか感じられませんでした。きょうはひとつ、子供たちの現状がどうなんだ、あるいは日本の教育の将来はどうなんだという大臣の生の所信を、あるいは教育への思いというものを語っていただきたい、お聞かせをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○小杉国務大臣 文部大臣というのは、これは公人でありまして、個人の見解といつてもやはり公人として受け取られるわけですから、おのずから制約があるわけでありまして、ありきたりになるかもしれませんが、繰り返しになるかもしれませんが、やはり私は、五つの行政改革を初めとする改革、今度の内閣の最重要課題として発表されたのですが、そのとき私は、率直に総理にも官房長官にも申しました。すべての改革はやはり人間がやるのじゃないか、人間そのものがどうあるべきかというとなしにあらゆる改革はできないのじゃないか、つまり、五つの改革のすべての共通の基盤は教育だ、したがって、教育改革というのはいくら一番基本になるべきじゃないか、こういうふうに考えまして、私は随分発言をさせていただきました。

この教育改革プログラムの中にも書いてありますように、やはりただ単に、勉強ができるからいい大学へ入り、いい会社へ就職して、それですべて人間の価値というものが判定をされてしまうという社会ではなくて、それぞれの人がそれぞれに自分の目標を持ち、そしてそれに向かって努力をしてその充足感を味わう、そして、すべてにチャレンジ精神を失わないでやっていく、そういう社会をつくるということが私は望ましいのじゃない

かというふうと考えております。

それで、今まで随分いろんな改革の提言とか議論も行われてきたのですが、私は、先ほども申しましたように、時代は随分変わってきた、昔は、読み書きそろばんというものを基本として、とにかく基礎的な知識を教える、こういうところに力点が置かれて、だんだん知育に重点が置かれてきたと思うのです。しかし、この五十年の間に随分時代が変わって、例えば国際化という中で、ただ単に日本の中だけで考えている教育じゃなくて、やはり国際的にも通用する人材養成が必要じゃないか。それから情報化が猛烈な勢いで進んでおります。したがって、インターネットを初めとするそういう新しい情報社会に生きる能力を身につけさせるとか、それから、戦後いろいろ環境問題、人口問題、エネルギー問題、あるいは女性の問題、冷戦後はむしろそういう問題こそ大きなテーマになってきておりますので、そういうものに関心を持ち、携われるような、例えばボランティア教育とか、そういう新しい時代に対応した教育というものを求めていくべきではないか。

それからもう一つは、やはり今まで、どちらかというと、豊かな人間性をはぐくむという点が少し欠けていたのではないかと。自分本位の生き方じゃなくて、他人に対する思いやりとか自然に対する愛情とか、あるいは国際的な視野というものを考えますと、やはりもう少し、豊かな人間形成という点で、正義感とか思いやりとかあるいは倫理観とか、そういったまさに心の教育という点を重点に置くべきじゃないかな、そういうふうと考えております。

○山元委員 今、先ほども言いましたように大変な状況になっていて、子供もそうですが、親も教職員も、そしてまたあえて言えば各地方の教育委員会も大変困っているし、戸惑いがあるわけです。公人とおっしゃいましたけれども、やはり全国のそういう人たちは文部大臣の姿勢を見ているわけですから、教育に対するひたむきな愛というものが感じられるような、そういう行政を進めていっ

ていただきたいなというふうをお願いをしておきたいと思っております。

それで、教育改革について朝から随分と議論がございました。私も、私なりにしっかりと読ませていただきました。率直な感想を申し上げますと、いかにも拙速な論点整理であったなという、失礼な言い方ですけれども、そういう感じがいたしました。よく練られて、そして日本の将来が見えてくる、大きな筋が見えてくる、あるいは根本的な改革のコンセプトが明確になっている、ちよつと言えないものだったというふうには私は思います。いずれにしても、これからそれぞれの課題で議論をしっかりとみなでしていかなきゃならぬわけですが、幾つかきょうお尋ねをしたいと思います。その前に一つ、このプログラムの前文、リードの部分でどうしてもひっかかって、私やはりお尋ねをしたいわけですが、

この文章の中に「我が国の唯一の資源である人材を育成する」、教育のことで子供を資源と見るという考え方についてはいかがなものか。子供を資源として見るという。資源といえは、開発をして、あるいは質を高めるというのですか、付加価値をつけて、そして活用、消耗していく、こういうのが資源だろうと思う。私も一週、私の感じが違っているのかということ、字引を引きました。日本語大辞典を引いたら、資源とは「人間が採取して利用する天然の物質の総称」であると書いてあるんだ。天然の物質の資源であるという言葉を、教育の場で、教育の前文のところでそれを使うという考え、立場というのはいかがなものかと思うのです。

やはり尊厳を持つ、主体としての人間をはぐくんでいくんだということがなければ、そのことがにじみ出てこなければ、教育に対する思いというのは私は寒々と思うのですが、大臣、どうですか。

【委員長退席、河村(建)委員長代理着席】
○小杉国務大臣 先生の言わんとするところはよく理解できるわけです。ただ単に経済成長とか物

質文明の道具としての人材養成という響きはよくないというお気持ちにはよくわかりますが、私も、しかし、資源にしても食糧にしてもほとんど外国からの輸入に頼らなきゃいけない、そういう制約条件の中で、日本が明治以来ずっと発展をし、さらにまた戦後の廃墟から立ち上がってきた、その姿というのは、やはり教育に物すごく力を入れた、そして人材が大いに發揮をして、外国からいろんな資源やエネルギーを輸入して、そして非常に高い技術とかあるいは研究の成果を加えてこれを加工して大きな価値を生み出して、それを外国に輸出して経済が豊かになり、またひいてはそのことによって日本人の生活水準も上がってきた、こういう厳然たる事実というものは否定し得ないと思うわけですね。

したがって、私たちは、やはり二十一世紀に向かっててもそういった経済の発展も続けつつ、そして一人一人の国民が安定した幸せな生活を送っていくためには、やはり人間一人一人を育成していくという視点は大事だと思います。私は、単にそういう冒頭申し上げたような目的のためのだけの人材養成ではない、こう考えております。

したがって、私は、そういう観点を持つならば、今までのように知識偏重というか、そういう教育ではなくて、一人一人の子供が個性が尊重されて、そして自分の持っている可能性を引き出して、本当に一人一人が目標を持って、生きがいを持って生涯を終える、そして、どんな子供にもチャレンジと創造性が生かせる、そういう社会をつくるというところが大事だと思いますので、先生のそういう思い込みは、ぜひひとつお持ちにならないようにしていただきたいと思っております。

○山元委員 あえてこれは議論をして結論を出そうと思いませんけれども、やはり教育を論じるときに、子供たちを、青年たちをどう見るかという思いが出てこないといけないと思うのです。で、さっきの辞典で、あと「(転じて)事業などに役立つ物資や人材」と丁寧に書いてあるわけです。「事

業などに役立つ」、そういうものだというふうな字引には書いてあるわけです。ですから、教育の場で使う必要はないわけですね。大臣が、私が一言言つてそれだけ説明をせんらぬのは、やはりいけないと思うのです。これから余り使わないうに文部省は気をつけてもらいたいというふうな注文をしておきます。これは、議論はなんですから、具体的なことで、学校五日制の問題です。

教育が変わっていく、改革をしていくという上で大きなテーマで、これに失敗するとあらゆるものが崩れていくだろうというふうに思っています。ですから、このことについては議論を十分しなければなりませんけれども、中教審答申でも、やはりゆとりと豊かさのために実現する必要があるというふうな明記をしていますし、今度のプログラムでも二〇〇三年というふうな、大臣先ほどおっしゃったように明記をされました。私どもが求めてきたことですからこれは賛成ですけれども、しかし、早く実現をしたいと思います。幾つかの課題がございます。

その一つは、この実現のために日本の教育を考えてみますと、明治以来、牢固として学力中心の画一主義で教育がずっと進められてきた。これはやはり今も変わっていないわけですね。さらには、先ほど少し話がありましたけれども、厳しい検定制による教科書がしっかりとある。そして、そういうものの上に、それでどう力があるのだといういわゆる学歴社会、学歴偏重の社会があるわけですね。そういうものを壊さないと、とてもじゃないが、学校が休みが二日になったというだけになってしまつて、裏返したら、学力中心主義というのがなお進む、塾が繁盛する、こういうことになつてしまつたろうと思うのです。ですから、学校五日制を実施しようと思うと、教科書のありようだと学力中心だとか学歴偏重だとかいうものを辞めていくことをしっかりとやらないと成功はしないだろう、間違つた方向へ行つてしまつたろうと思うのです。

そういう意味では、このプログラムにもしっか

ですから、大事なことは、教科書もそろい、教員の研修も済むという前に、やはり地方で——この間、地方分権推進委員会が「地域が人を育む」というふうにテーマをつけられた。私は、やはり今度の教育を変えるときに、地域の皆さんの一生懸命やって議論をして、うちの県のうちの市の子供はこういうふうに出てもらいたいんだ、このことは教えてほしいと。雪国と、北海道と鹿児島とで同じ教育内容ということは考えられぬわけですから、ですから、自分のところの県はこういう教育をしたいということとをどう進めていく。いわゆるカリキュラムの自主編成権と言ったらかたい言葉になるかも知れぬけれども、ほとんど先行的に各県が、二〇〇三年を待たなくても学校五日制をうちは一年早くやるということでもいいんじゃないか。そういう地方の自主性を認めるということとを私はぜひ進めるべきだと思うんですが、いかがですか。

○辻村政府委員 ただいまの御指摘でございますけれども、小中等学校の教育は、それぞれの地域の特色を生かした教育活動ということも大変重要な観点でございますけれども、教育の機会均等という、そういう要請も大変重要な観点だろうと思います。ですから、学習指導要領が全国の学校の活動をがんじがらめにするという、そういうことではいけないわけでございますけれども、やはり基本的な基準のところでは、どの学校に学んでも同じようなレベルの教育が受けられるということは大変大事だと思うんです。

そういう意味で、やはりその基準になります学習指導要領の制定、それから、それに沿った教科書の整備というようなものを踏まえて完全学校週五日制も円滑に進んでいくものだというふうに考えております。

○山元委員 そんな答弁はもう何十年も続いているんですよ。今地方分権の時代になってきて、そして中高一貫も取り入れようとかいろいろなことを考えておるときに、全国均一なんて、そんなことを言っているときではないと思うんです。

私は、やはり文部省が、例えば宮崎でやっている中高一貫教育の学校が一つだけある、五ヶ瀬中学、高等学校が。あそこは全部自分たちでプログラムをつくっていますよ、カリキュラムをつくっているわけですね。文部大臣は、そういうことをやる県が出てくれれば私たちは支援をしたいということをおっしゃっている。ですから、各県が、中高一貫であろうとあるいは五日制であろうと、十分その最低の基準は満たして、うちの地域ではこういう教育をしたいことを先導的に志向していくということは私は認めるべきだというふうに思うんです。

それは、今御答弁があったような形でしっかりと、全国均一の、画一の教育でなければならぬが、保障しなければならぬという考え方はもう捨てていいと思う。そうでないと、その地域にふさわしい学校五日制のありよう、地域社会と家庭、学校との結びつきをしっかりとそれぞれの場でつくってもらおうということにはならぬでしょうがどうですか。

○辻村政府委員 今、五ヶ瀬の中高一貫校のお話でございますが、あの五ヶ瀬の中高一貫校も原則としては学習指導要領を基準として教育活動が展開されております。ただ、研究開発学校ということで、特に現行の教育課程の基準によらないでいいという、そういう例外的な適用を受けておりますので、ただいま先生が御指摘になりましたような活動が許されているわけでございます。

そこで、がんじがらめというわけではございませんが、やはり国としての大綱的な基準というものがあって、それはそれで教育の機会均等という要請から大変必要なことでございますから、その基準は基準として従いながら各学校が裁量を十分に生かしていくということだろうというふうに思います。

そういうことであれば、私たちもそのこととこのこととを考えておるところでございます。

○山元委員 それはそれとおりですよ。各地域の人たちが、うちの子供にはこういう最低限の学力

とかそういうものは要らない、これをしたいねというところは言わないですよ。本当に地域の人たちと一緒に、今おっしゃる基準なら基準、この教育はきちっとせんならんな、けれども、うちはこのいうふうな展開をしていくということとを積極的に認めないよということも言っている。もうそういう時代になっているということも認識をしてほしいわけですね。

時間がないので、もう一つ学校五日制の問題でございます。この間、日本PTAの方のアンケートを見てももらったんですが、端的に今の特徴が出ているんです。学校五日制になることについて小学生が七六・七％、中学生七八・一％、およそ八割近い子供たちが賛成をしているわけです。けれども、保護者、親は賛成が二八％。子供たちは何で賛成かといえば、その理由は、ゆつくり休めるから、友達と遊べるから賛成だというのが八割近くあるわけですね。今、逆に言うと、友達と遊べない、ゆつくり休めないという状況を子供たちが何とかしてくれと言っているのだと思う、保護者が二八％しか賛成できない、やばいわと考えているのは、やはりこれは塾へ行かさんならぬのではないやろか、うちの子はおくれへんやろかと、あるいは、私たちはまだ五日制になっていないからかざつ子にうちの子がなるんではないか、こういうことに心配があるから親はこういう数が出てくるんだらうというふうに私は思います。

PTAの分析も大体そういうことなんですけれども、私は、そういう条件をやはり解消していくことを一方で、さつきちよと大臣図書館とかそういうことをおっしゃったけれども、十分そのことについて手だてを講じないと、五日制を実施をしても私は大間違いをするというふうに思うんです。

例えばもう一つの例でいいますと、学校図書館の問題を私たち一生懸命になってやっていますけれども、月に一冊も本を読まぬという子供は、小学生では十何％、中学校へ行くと一月に一冊も本を読まなかったという子供は五割を越すんです。

高校生になると六割を越すんです。この一月一冊も本を読まなかった、図書館へ一通も行かなかったという子は。ですから、そういう子供ではやはり五日制にしたらたちまち、図書館へ行つて本がゆつくり読めるわということではなしに、やはり塾へ行く子になってしまふ。

ですから、この子供たちが伸び伸びと休めるとか友達と遊べるというのは大事にしなければいかぬと思うんですが、そういう条件をつくっていく必要があるわけですが、文部省として、これは余り時間がありませんから簡単でいいですが、具体的にとどういうような場をつくらうとしているのか、手順を踏もうとしているのか、あつたら教えていただきたい。

○草原政府委員 御指摘のとおり、学校週五日制は、やはり家庭やあるいは地域の教育力を充実するということと相まって初めてその趣旨が生かされるものであるというふうに考えております。

そのための具体的な取り組みということでございますけれども、家庭の教育力ということにしましては、各都道府県、市町村でいろいろな事業を行っております。これに対して文部省が財政的な支援をしているわけでありまして、先ほど大臣からも御答弁ございましたように、特に、親子で共同体験をするような機会をふやしていくとか、あるいは父親が家庭教育、地域の活動に参加するような機会をふやしていく、そういうことを重視しております。

それから、地域社会の教育力ということでございますけれども、現在既に、子供たちが週末などに地域の人の指導のもとにいろいろな文化的な活動、スポーツ的な活動、そういったことに参加できるような事業を実施しております。

それから、さらに、平成九年度の予算案においては、新たに学校、家庭それから地域社会、企業等も含めて、そういった関係者の連携のもとに地域全体で学校外活動を推進できるように体制づくりというのを考えておまして、それに必要な経費を計上しているところでございます。

それから、先生御指摘ありましたように、やはり、場の整備という意味では、図書館や博物館の整備も大事だと思っております。

そういったさまざまな取り組みを通じて、家庭、地域社会の教育力を充実するように努めてまいりたいと考えております。

○山元委員 大変広範な範囲にわたってそういう努力をしなければなりませんから、これから五年なり六年なりの時間の間で、しっかりとそのことについて見えるようにしなければいけないということについては御理解をいただきたいというふうに思います。

次のテーマへ入ります。中高一貫教育です。先ほどからもありましたけれども、戦後の六・三・三制にかかわる、学制にかかわる重要な問題だと思っております。しかし、このプログラムを見たところ、行数が多ければいい、字数が多ければいいというふうに言うのじゃありませんけれども、三行ほどで、六月に導入すると書いてあるわけね。

〔平成九年六月を目途に結論を得る。〕性急に過ぎやしませんか、これは。学校五日制で見ますと、長年にわたって、月一回だ、月二回だとずっと試行してきたわけでしょう。それでも、先ほど来だと、中教審の中間まとめを国民に見せて、そして一年後に、こういうふうな結論を、これから国民的な議論をしようというふうにおっしゃっている。ところが、中高一貫教育という制度を導入するということについて、六月をめぐって結論を得るようにする、それで六つです。国民的な合意とかそういうことは全然なしに、余りにも私は性急に過ぎると思うのですが、これからの手順をどのように踏もうと考えていらっしゃるのか、大臣、お答えをいただきたいと思っております。

○辻村政府委員 中高一貫教育の問題につきましては、一昨年にはなりましたけれども、その際は、学校間の接続ということで御諮問の事項に入っております。ただ、中教審は、まず第一次答申に向けて、先生今お話しされております学校週五日制の完全化ということについて集中的な議論をして、昨年の七月、答申を出したということ、いわゆる中高一貫の問題は先送りされていたわけでございますが、その第一次答申が終わりまして、昨年の九月からこの中高一貫の問題につきましては精力的な審議が行われておりまして、一応六月を目途に結論を得るということでございまして。その間に、いわゆる一日中教審でありますとか関係団体からの意見を聴取するとかいう形で、さまざまな形での意見の聴取をしながらだいたい中教審で審議が続けられている、こういう状況でございます。

○山元委員 ですから、続けられているという状況だというのは、私が聞いたのは、これからの手順をどうするんだと聞いているわけですね。時間もありませんから、これから十分これは議論をして、五日制と同じような意味が、僕は違った意味であるというふうに思います。先ほど言いましたように学制にかかわる問題ですから、大変問題にしなければいけないというふうに思います。簡単に考えられることは、今、接続の問題だとおっしゃいましたけれども、確かに中学校、高校で教育内容が重複をしているということ、これは何とかできる。これは宮崎の実験でもできているわけですね。私学がそういうことをやっている、これはいいと思う。

ところが、例えば、それではその学校へ入ることができる子供はどういう子供だ。今の子供たちは、小学校を卒業するときは選択肢は二つ。地元の公立の中学校へ無試験で入るか、私立あるいは国立附属の方へ試験を受けて入るか。そこへもう一つ、中高一貫学校へ入ることができるといふ、この三つの選択肢になるわけですね。その選択肢の三番目のこのことができるというのは、宮崎の五ヶ瀬中学校でも、一回目は定員四十人に四百人を超す子供たちが応募してきたわけでしょう。十倍を超しているわけですね。そしてこれは、入れたらやほしてみんなが、親も喜んで赤飯炊いて家へ送る、こういう子供たちができるわけでしょう。そういういわばこれはエリート。選抜についてはいろいろ

と工夫がしてあるように思われますけれども、やはり一過は学力選抜のところを通過してこないといかぬわけですね。

ですから、そういう学校、エリート校になる。そして、現実的にはどういいますか、小学校から卒業するときに、地元の公立の中学校へ行こうか、附属へ行こうか、そして中高の学校へ行こうか、こう選択するときに受験勉強をしなければならぬ。六年生の子供が、今もう六年生の子供でないくらいから、もつと小さいころから受験勉強がいのことをするわけですね、ますますこれは受験年齢が低下をする結果を生むわけですね。

ですから、よほど注意をしなければならぬのですが、私は、今ここで具体的に一つ一つということでは、中等教育の全般的な改革をやるというところをお考えになって導入しようとしているらっしゃるのか、選択肢をふやして複線にするというだけのことなのか、もう一つは、それを全部に及ぼそうとしていらっしゃるのか、これは次の問題になりますけれども。

○小杉国務大臣 これは、全国化を図るという考えは今、持っております。

要するに、教育制度の複線化構造を進めよう、こういうことの観点から、今、中央教育審議会ですら議論をさせていただいて幅広く考えていただいているわけですね、一応六月をめぐって結論を出してほしいと言っておりますけれども、これ、いろいろメリット、デメリットはあるのです。先生も御指摘になりましたけれども、その辺のメリット、デメリットをどう考えるか、その辺のことを十分審議をさせていただいて私どもも考えております。

もつと具体的なお話があれば、政府委員の方から答えさせますが、今先生が言われた幾つかの点もあります。またメリットも非常にあるということも事実であります。そういう両面を踏まえて、今、一生懸命議論をさせていただいていると思っております。私ども、中教審だけじゃなくて、いろいろ人たちの意見も聞く耳を持ちたいと

思っております。それから、申し上げましたようにメリットはありますね。重複だとか三年目ごとの受験の苦しみとか、そういうことはメリットとしてあります。ただ、そのメリットを一部の子が受けるのか、あるいは一部の子が受けることによって全体の教育が乱れるのかということについては、最大の配慮をしなければ取り返しのつかぬことになるだろうと思っております。どういふまとめが中教審から出てくるかわかりませんが、私は、やはり、今の流れからずっと見ると、中教審は導入ということで出てくるだろうと思っております。

そこで、今申し上げましたような心配というのは本当に全国にあると思っております。県一つ一つのか、もしくは七市だから七つぐらいはつくらないければならないのか、そういうことがある。そのときにどういふ混乱が起るかということについては、現場の人たちは大変な心配をしているわけですね。ですから、安易に、中教審答申が出たから、まとめが出たからということではなしに、やはり文部省もうしつかりと、私たちでも余り議論をしていないわけですね、こういうことについてです。ですから、十分な議論をさせていただくようにこれはお願いをしておきたいと思っております。

幾つかあるものですが、次、行きます。大学の教員の任期制の問題が出てきております。この問題も、大学関係の教員の皆さんには大変な問題だと思われ、日本の大学のありようを変えていくものだと思われ、日本の大学のですね。ですから、ここにも書いてあるのですね、教育研究の活性化に本当につながっていくのかどうかということもしっかりと考えなきゃいかぬ問題だと思っております。

そこで、大分前から懸がれていて法案が出てこないのですが、このところでは「本通常国会に提出すべく」というふうなプログラムでは言い切つてあるわけですね。準備はどうなっているのか、どういう手続がこれから踏まれるのですか。

○兩宮政府委員 大学教員の任期制につきましては、これまでおおよそ大学改革が論じられていた場合には必ずその話題の一つに上つてきた大きな問題でございます。

これまで種々論議されてきたわけでございますが、近年、特に大学審議会におきまして、その組織運営部会を中心に行なうとして集約的な審議が行われて、これが昨年の十月の末でございまして、けれども、結論を出したわけでございまして、各大学の判断によって任期制を導入することができると、このような選択的任期制というものをとつたらどうか、こういう御提言をいただいたわけでございまして、この答申のねらいとするところは、やはり教員の流動性向上によります教育研究の活性化、それから多様な経験を通じた若手教員の育成、こういうものを挙げておられるわけでございまして。

もとより、先生御指摘のように、制度というのはすべて一〇〇%その制度だけでいいというものではないわけでございまして、その制度を動かして、その制度のねらいとするところを上手に生かしていくということが重要なわけでございまして、いずれにいたしましても、そのような選択的な任期制という答申を得たものですから、私も、私どもといたしましては、その法制化、その実現化というこのために現在関係省庁と協議をいたしまして準備を進めている、こういうところでございまして。

○山元委員 時間がありませんから全部言えぬですが、研究の活性化ということで、一方で関係法案を通常国会に提出するというところで、どういふものがあるのかと考へてみたら、お尋ねしようと思つたのですが、私の知る限りで言うところ、一つは人事院規則ですね。人事院規則に、恒常的に置く必要がある官職の職員、これは大学の教員の皆さんもそうでありまして、恒常的に置く必要がある官職の職員の任期を定めた任用は禁止をする。だから、うちは五年制にする、四年の任期にしようといふ、任期が切れたら自動的に、あなたは定年です、再採用なしです、こうなつてしま

うことは禁じられているわけですよ。労働基準法でも一年以上の任期を付した雇用の禁止という条項があるわけですね。これはやはり労働者の、働いている人の雇用の不安をなくしようといふ法的な目的でございます。

そうすると、大学の先生は、大学当局がやろうといふことで言うてやったら、四年でチョンになるかもしれない、五年でチョンになるかもしれない、という心配を抱えながら勉強をしなきゃならぬ、こういうことですか、関係法令のこのうのは。

○兩宮政府委員 今先生御指摘のように、国公立大学すべてについて考へておられるわけでございまして。

その場合の国公立大学という場合には、公務員の身分を持つておられるということでございまして、国家公務員につきましましては、今先生御指摘のように人事院規則の扱いということがございまして、もともと基本的には、やはり公務員制度全般のもとで、基本的には一たん採用されたら定年まで身分が保障されるという法制度になつておられるわけでございまして、その法制度との調整をどう図るかという問題が一つあるわけでございまして。

また、私立大学の教員につきましましては、基本的にはいわゆる民間団体の雇用関係ということに帰せられるわけでございまして、これにつきましては、ただいまも先生御指摘のように、労働基準法の十四条におきまして、一年を超える労働契約は締結しなさいかぬという規定があるわけでございまして。この規定の意味内容は、余り長期間その労働契約によつて労働者を人身拘束的に拘束するといふようなことであつてはならないといふ趣旨のものだといふように理解しておるわけでございまして、いずれにいたしましても、そのこととの何らかの形で調整というのがやはり任期制ということにおいては必要になつてこようかといふことでございまして。

それらの意味合いにおきまして、関係省庁と先ほど申しましたけれども、公務員制度をつかさどる人事院、あるいは労働関係法規をつかさどる

す労働省等を中心に行なつて、いろいろ制度のすり合わせを行つておられる、こういうことでございまして。

○山元委員 文部省が、そういう人事院規則もあえて、労働基準法もあえて変えていくようなことをねらつたようなことをしない方がいいと思つておられる。

本日に教育研究を活性化させるというのであれば、やはり私はもつとほかにしなきゃならぬこともたくさんあるだろうと思つておられる。今の教育予算のことを考へてみると、本日に学校の設備、備品が粗末だ、貧困だと言つてもいいくらいに状況になつておられると、あるいは先生の研究費の問題もそうだし、教職員定数の問題もそうなんだ。そういうことをやつて初めて教育研究の活性化が図れるということを考へないといけないといふふうに思ふのです。

公務員の定年六十歳を、もう一延言うけれども、大学の先生は任期五年で、再任用されなければ、たとえ四十歳でも次に雇用されないわけですね。そんな乱暴なことで、大学が落ちついて仕事をしなされる、日本の教育あるいは研究といふものがまともに進んでいくといふふうには私は思いません。

それが証拠に、私のところにも幾つかの教職員団体の皆さんから反対の御意見が来ています。自分たちの暮らしの安定の問題とか、あるいは一生懸命に教育研究のことを、将来を考へる立場やいろいろな立場から、これはやるべきではないといふふうに御意見が現場の人から来ているわけですね。私は、そういう人たちにこういうものを押しつけるべきではないといふふうに思います。ですから、元来教育とか研究とかいふものは押しつけてやるものでもないし、馬を川へ引つ張つていて無理やり水を飲ますようなものでもないわけですから、しっかりとそこを合意ができればいいといふふうに思ふ。

いずれにしても、そういう根幹、これは雇用の

根幹にかかわる問題ですから、人事院規則あるいは労働基準法ですから、ぜひそういう現場の皆さんとも十分な話をしたい、これは要望しておきます。

次でございますが、幾つもの課題で申しわけないのですが、このプログラムは実に多くのものに、大臣は先ほどおっしゃつていましたけれども、全部ざつと見て書いたペーパーだとおっしゃいました。しかし、こういうたくさんの方が書いてある、藥物までずつと書いてあるの、私、ずつと見て、人権教育という言葉が一言も使っていないのにびっくりしたので、どういふことなんだ。十分御承知のように、人権教育のための国連十年が始まつてもう三年になつていて、昨年は国内行動計画が発表され、まとめられたわけですね。いよいよ人権教育についても国を挙げて取り組んでいくということが決意表明されておられるわけで、そして、去年の暮れには人権擁護法推進法ができて、附帯決議には、二年後には啓発、教育についてしっかりと審議の結果を出す、そして進めるんだということが可決、決定をされているわけですね。

そういうときに文部省が、人権教育にかかわつてはつきりと、私たちは変えていきますと。人権十年の対応でも、あるいは教育、啓発の問題でも対応が足りない。これは同和教育の問題だけではなしに、いじめの問題を見てもそうだし、障害を持つておられる子供に対する意識についてもそうです。ですから、そこをしっかりと、本当に人権を大事にするという教育とか日本とかいふものをつくつていくんだ、そういう課題意識が一言もないのは驚いて、間違ではないかと思つてもう一遍私も見直して、秘書の子にも一遍ちよつと探してみても言つたら、やはりない。これは一体どういふことなのか、文部省は人権教育についてこれからどうするのか、お聞かせをいただきたい。

○辻村政府委員 先生ただいま御指摘の人権教育といふのは大変重要な課題だといふふうに思つて

おられます。

御指摘は、いろいろやっているかもしれないけれども、この教育改革プログラムの中に人権教育という言葉がないのはいかかということだと思ひますが、私もどなたかかという事だと思ひますが、この「豊かな人間性の育成」という事項がございしますが、その中にこの願いを込めたつもりでございます。

この「豊かな人間性の育成」のところでは、正義感、公正さを重んじる心や他者を尊重する心など、豊かな人間性の育成が学校教育活動の全般を通じて積極的に展開されるよう云々と、それから、家庭や地域社会における取り組みについても云々という形で、この中にたゞいまの先生の御指摘の趣旨は織り込んで理解をしているというふうには私も理解をしております。

○山元委員 今までの人権教育についてだとかあるいは同和教育だとか、そういう論議、部落の問題だとか障害者の問題だとか女性差別、そういう差別などについての論議やあるいは取り組みからいって、今の答弁というのは白々しいですよ。本当に、そのことを今までどおり豊かな人間性という中に入れて進めていけばそういう差別もなくなる、人権侵害もなくなるというのだったらおめでたい話だと思ひます。けれども、そうはならぬでしょう。なっていないから国連も十年やると言っているのです。推進法ではこれから二年頑張つて変えていくんだというふうにおっしゃっているのですよ。

今の一般的に豊かな人間性でやるのですということについて通るような今の状況ではないということや文部省はしっかりと感じて、出してこなければいけないと思ひます。私は前のときに、国連十年の初年でしたけれども、何にもないじゃないか、何にもやっていないではないかと言ったことがありますが、三年目になってきていよいよ行動計画もできたから文部省も教育の場ですっかりやるんだということかなければいかぬと思ひますが、大臣、これはどうですか。

○小杉国務大臣 憲法の基本精神の中で基本的人権の尊重ということがうたわれているわけですし、それに基づいて教育基本法もできているわけでありまして。

確かに先生御指摘のとおり、今度の教育改革プログラムには人権という言葉はありませんが、これは、教育改革プログラムのコンセプトの中に全くないうことではありませんが、今初中局長が答えたところでございます。

私としても人権教育について、平成七年から今先生が御指摘の国連十年というものが開始されたわけでありまして、私も、人権教育のための国連十年推進本部というものができておりますが、その副部長としてその重要性を認識しているわけであり、これからこの教育改革プログラムをきちんと整備していく中で、きちとした位置づけをして人権教育というものを取り上げていきたいと思ひております。

○山元委員 ぜひしっかりと目を向けて努力をしていただきたこととお願ひしておきたいのですが、一つ、この附帯決議の中に、これから人権擁護推進委員会というのができる、そのメンバーというのは「人権問題に精通した学識経験者」を選ばなければいけないというふうな附帯決議になっているわけですね。

教育関係でもこの審議委員会を出される、推薦されるのだらうと思ひますが、その作業はどういうふうに進んでいるのですか。私は、この附帯決議というものは、わざわざ「人権問題に精通した学識経験者」という言葉とあるのは、やはり差別を経験した痛みを知っている人、あるいはそのことで一生懸命になって努力をしている人たちの本当の声だと思ひます。ただ単に通る一連の審議会をつくつてもいいけれども、痛みを知っている人、あるいは難しさを知っている人をきつちりと入れてもらいたいという附帯決議だと思ひますが、文部省もその立場に立つて人の推薦をしていただきたいたのですが、作業はどうなっていますか。

○辻村政府委員 人権擁護施策推進法が成立いたしました。それに基づきまして、たゞいま先生御指摘の人権擁護推進審議会というものがスタートしようとしております。法務省に置かれる審議会でございますが、教育にも大変かかわりがあるというところで、私もその選考の過程に加わりまして今準備をしております。

その中におきましては、たゞいま先生のおっしゃられましたことも含めまして、十分それらを踏まえつつ選考に努力をしていきたいというふうな思ひております。

○山元委員 ぜひ今申し上げましたような立場から、ああ、いい人を、わかつてもらえらるる人を出してもらつたなというところ、そして、二年後に教育、啓発の問題について出てくる、それに期待ができるというふうなぜひしてほしいと思ひます。文部省の御努力をお願いを申し上げます。

最後に一つだけですが、大変たくさんの方々が欲張つて言うので早口で申しわけないのですが、大学の入学年齢の制限を緩和をするということが打ち出されています。大学入学年齢を、十七歳で入れる、低めよう、こういうことです。特にすぐれた才能や独創性を有する者を対象としている。ある文書ではたしか希有な才能を持ったというふうな書いてありましたけれども、私は、時間もありませんから端的に言つて、これは賛成しかねると思ひます。

私も学校現場の経験が二十年あるわけですから、私も、例えば、地域で、小学校、中学校、高校、こういうところ、勉強している子供たちが考えていることは、やはりいい高校へ入りたい、いい大学へ入りたい、できれば東大へ入りたい、こうなっているわけですよ。これは今否定できぬのです。

そういう中で、ごく少数の子、ことし大学へ入る子は私立公立入れでそれだけになるかわからぬ、六十万人ですか、六十万人のうち何人がこれに該当するのですか。何百人ということにはならぬと思ひます。ごくわずかな、人間を一つまみと言つたら悪いけれども、ほんのごく少数の人、希有な才能を持った人を、十七歳で大学へ入れる資格を与えるんだ、それには公正を期すためにいろいろの専門の機関をつくつてというのですか、何かメンバーをつくつてやるんだと。

そんなところにエネルギーを使う必要があるのですか。そういう選ばれた子供は、確かに、例えば村の大秀才、町の歴史に残るような、こういう誉れかもしれないけれども、全体の子供に与える影響というのははかり知れぬものがあると思ひます。それがどうしても日本の教育だとか日本の科学や文化に必要なことなのか。もつとも、広い範囲でとか、あるいは、どちらかという逆を落とすことの方が先ではないか。そのことが大事なのではないか。そういう努力をしている人に水を浴びせるのがこの制度だと思ひます。

○小杉国務大臣 先生の懸念しているような方向に進むということは私は考えております。もちろん、そういう落ちこぼれをなくしていくという視点は大事でありますけれども、同時に、今の日本のこれからの経済構造というものを考えた場合に、世界の先端的な、あるいは独創的な技術というものを開発していくということもこれまた重要なことでありますから、特に理科とか数学など、物理というような特定分野に限って、非常に希有な才能を持つていて生徒について、その個性を最大に引き出すという見地から、何といひますか、教育制度の弾力化という中で、全部が全部、そういうのを本格的に取り入れるのではなくて、大学の判断によつてそういう人々を取り入れる、そういう余地もつくつたらどうか、こういう発想であります。

もちろん、大学の公開講座などで、高等学校の特に理数系のことに興味を持っている子供にどんな大学の講座に来てもらつたり、そういうこともやつていくと同時に、もっと早く大学教育を受けさせてそういう能力を引き出すということも

あつていいのではないか。そういうことも含めて、今、中央教育審議会で論議をさせていただいているわけでございます。先生が心配されるようなことにならないような手だては何かということも今審議をさせていただいております。いづれにいたしましても、六月をめどに、教育制度の弾力化という観点からこういう制度も一つ選択肢としてあつていいのではないかとということ、これを全部押さえて全国の展開をするということではありませんで、ぜひ私たちとしてはその中教審の結論を踏まえて適切に対応していきたいと思っております。

○山元委員 私、やはりあつてもいいんではないかという選択肢としても用いてはならぬ選択肢だということに思います。それは大きな影響を与える。例えば文部省も初等局長と高等局長と論議をしたらいいと思う。初等局長が初等教育に責任を持つて、これでええというんやたらまだ論議になろうと思うけれども、私はやはり理解できませんと申し上げて、終わります。ありがとうございます。

○河村(達)委員長代理 次に、山原健二郎君。

○山原委員 時間の関係で、一月の十八日、十九日に行われました大学入試センター試験の問題です。けさも質問が出ましたけれども、新たに質問をいたしたいと思えます。

旧数学Ⅱの平均点が現役生向けの数学Ⅱ・Bよりも二十二点低かったことが同センターの集約で明らかになっています。そこで文部省は、二月五日に「二段階選抜について」という通知を出し、二段階選抜の緩和を求めてきました。しかし、この措置は足切りの緩和だけであつて試験の点数そのものの差をなくしたことはないと思います。

二十五日から二次試験が始まるが、試験を受ける前に受験生がすっきりとした気持ちで受験ができるように、臨めるように、それまでに素点の調整をさせていただきたいと思えます。これはなかなか難しいことだということは聞きますけれども、しかしこの原因をつくつたのも文部省ですから、

どうしてもやつていただかなければなりません。このことについてお答えをお願いします。

〔河村(達)委員長代理退席、委員長着席〕
○兩宮政府委員 御指摘のように、数学の旧数学Ⅱと数Ⅱ・Bとの間でかなりの点差が出たわけでございます。

これはなぜかというまずお尋ねがあるかと思うわけでございますが、作題者側といたしましては、受験者の学力ができるだけ適正な形で点数の上に反映されるような形で作題する、これは当然のことでございます。具体的に申し上げますと、大體平均点で六十点程度ぐらいのところが出るようなことを念頭に置きながら作題する。余り難し過ぎてもいけないし余り易し過ぎてもいけない、こういうことを念頭に置きながら作題するわけでございます。まして、そういう方向での努力ということは今回も行われたものと私どもは確信しているわけでございます。

しかしながら、現実に今先生御指摘のようにこれだけの点差が出たということは、やはり作題の過程で、作題自体の問題のミスがあるとかないとかというそういうチェックとはまた別に、この問題とこの問題、この難易度というものはどの程度の開きがあるかということについてのチェックがもう一つ足りなかったのではないかと、いろいろな感じを私も持つておるわけでございますが、いづれにしても、その辺のところにつきましては、作題をした側の大学入試センターにおいて十分その説明のための作業をしておるところでございます。

次に問題となつてきますのは、それならば、それだけ点差が開いたことについての調整をしたらどうかということになるわけでございます。

これにつきましては、昨年、八年度の大学入試センター試験までの間でございまして、大学入試センターといたしまして、理科あるいは社会の選択科目について非常に大きな点差が出た場合、具体には三十点以上出た場合には調整することあるべしという方針をとつていたわけござい

ます。

具体的にたまたま適用例がなかったわけでございますが……(山原委員「短く答えてください」と呼ぶ)はい。これが可能になっておりましたのは、いろいろ過去のデータの蓄積がありまして、それとの関連で相關関係というものを出すことができ、それが多分調整の上で役立てるだろうということできましていたわけでございます。

今回、新しい教育課程になりましたので、大変教科が多様化しておりますので、それをまた受験者が大変多様な形で選んでおるわけでございます。そういうことで、技術的にもなかなか困難であるというのが一つ。

それからもう一つは、やはり先ほど来の御論議にもありましたけれども、浪人の方でも新しい教育課程を受けている方が二万人近くいる。そうすると、こちらを調整するとあちらはどうするんだということ、また、たくさんさんの選択科目の中で、選択したこの旧数学だけ調整したら、ほかの科目はどうなるんだということ、新たな混乱を増すというようなことで調整をしなかつた、こういうことでございまして。

○山原委員 要するに、何にもしないということだ。あれだけ言つてあるじゃないですか。あのときに、皆様も御承知のように随分もめたんです。そうしてできたわけですからね。

私のところへ手紙が来ていまして、「日本共産党様、これは浪人生からの手紙なんです、得点調整を行えないかわりに門前払いの中止を、という話について聞いていただきたいこと」

があります。門前払いの中止を行ったところで各人の得点は一点たりとも動きませんから、浪人生が負つた得点上のハンディキャップは全然縮まらないのです。せいぜい、本来なら門前払いを食わされたであろう人も、受験する分は受験できるよというだけの話なのです。最終合格を決定する、センター試験の得点プラス二次試験の得点の局面にも、当然、センター試験における浪人生不利の状況は持ち越されてしま

ます。

したがって、この理不尽な、不公平を是正できる手段は、得点調整をいかにありますせん。どうか移行措置ゆえの異例の措置というところで、前述のような英断を待ち望んでやみませ

これは一つだけじゃない、もうたくさん来ておる。七万とも八万とも言われる学生ですからね。こんな不測の事態を引き起こして、簡単にあきらめろなんということは許せませんよ。生徒にとつては人生上の大問題だ。私は、これはもう本当に必死になつて改善しなければならぬ問題でして、こんなことをほうつて、学生が何を信頼しますか。

これは、今年から新課程に移行するために、これまでの五教科十八科目から六教科三十四科目に大幅にふえまして、昨年の試験では、旧課程最後の試験としてランクを下げて合格したいという悲壮な気持ちで受験生は臨んでおるわけなんです。ところが文部省は、九七年、九八年の二年間は経過措置がとられることや、新課程では各教科の教育内容が軽減されていることから、仮に失敗しても、来春浪人が不利になることはないとおっしゃつて

いるのです。このとおりやつてもらわれないと困る。ところが、浪人生不利という結果が生じてしまったわけですね。これでは経過措置の意味がないのではないかと。受験案内に素点の調整は行わないと書いていますが、移行期間の特例措置として素点調整をするべきである。当然です。こんなこと、ごちゃごちゃ弁解したつて何にもならぬ、生徒には、これはやつてください。

○兩宮政府委員 旧教育課程で受けたいわゆる過年度卒業生のためにという配慮のもとで、旧数学Ⅱというのを設けた。ほかに、数学Ⅰ、それから理科の二科目、合わせて三科目につきまして、別問題を用意したわけでございます。これは基本的には、先生も御指摘のように、極力、高校において受けた教育課程、その教育課程の内容に即してということでございますので、意図をいたしましては、できるだけ過年度卒業生と現役の、いわゆ

る今春の卒業生との間に余り不公平のないようにという意図のもとにこしらえたわけでございます。また、作題をする側におきましても、もちろん平均点のばらつきのないようにということで、そういう意図のもとに行つたことは私ももととして確信しております。ところでございまして、しかし、結果としてそのような平均点のばらつきが出たということは残念なことでございます。

また、この得点調整云々ということにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、技術的な困難性、それから、それをしたとした場合に新たな混乱をさらに巻き起こすということ、そういうことのためにそれはできないということを入試センターとしても改めて確認したわけでございまして、私ももといたしまして、やむを得ないことではないかというように考えておるところでございます。

○山原委員 やむを得ないでは済まぬですよ。受験生にとつてどれくらい重大な問題かわかりでしょう。だから文部大臣も一定の見解を出されておつたのですが、最後まで努力してください。受験生を守るために最後まで努力するかどうかは今問われているのです。文部大臣の見解を伺つておきます。

○小杉国務大臣 平成九年度の入学試験については、あらかじめ得点調整は行わないということを受験生には周知していたところですが、

しかし、結果的に二十二点もの差ができたということで、私は非常に釈然としなかつた。いろいろと説明聞いたのですが、釈然としなかつた。したがって、いろいろと今お話があつたように、この調整について、技術的に非常に難しいということと、仮に、当初の方針を変更して得点調整を行つた場合には、今度、得点調整を受けなかつた受験生に逆のまた不公平感が生まれてくる。そして、もう既に、点数がわかつて、それで志望校選びを終えた生徒もいっぱいいるわけですから、そういうところで戸惑いが生じて、混乱が起る。こういうようなことから得点調整は行わない、こういうこと

に決めたわけなんです。

しかし、私は、さらに何とか方法はないか、知恵はないかということで、じゃ、少なくとも足切りをできるだけなくすということで対応してもらいたい、そのためには、例えば会場を余計借りるとか、採点者をふやさなければいけない、そういう財政的な措置は考えるからということで再度要請したわけです。そこで、前年度よりも大幅に足切りをする学校が減つた、学部が減つたということと事実でございまして、今ここでまた方針を変更するということになりまして、かえつて受験生に混乱を起すことということで、今回はぜひ受験生に今の状態で全力で頑張つてほしい、そういう心境でございます。

○山原委員 やはり最後まで努力するということが大事ですね、こんな問題は。これは文部省の責任になるわけですから、受験生には責任ないので、それから、何の責任もないものを責任をおつかばされて、それで納得するはずないでしょう。いいかげんなことではだめですよ。あのときにあれだけもめたのですから。社会党、共産党、反対して審議にも加わらないでやつたのを、これですよ。

今回、これだけにとどまらず、理科の物理IBと生物IBとの間でも約十九点の差が出ておりますし、また、国語の選択の間違いや問題用紙の不十分などのミスが連続という事態を招いています。これらは受験科目が六教科三十四科目になることから懸念されていたことです。また、私大並みにこれらの中から三科目を受験すればいいなどと受験科目を減らし、かえつて高校教育をゆがめ、受験科目以外に授業が成り立たないなどという事態が起つたわけですね。

この新テスト導入は、八八年に臨教審六法案を何があつても押し通すというところでやられたわけでした、社会党、共産党、不参加のまま強引にやられたのですね。国会でも論議が不十分のままこれを世に送り出されたものですから、それ以降、分離分割、連続方式あるいは猫の目のように変わる大学入試制度が批判を浴びてきたわけなんです。

そんな経過があるわけですから、この新テストについて、これまでの実施状況とその問題点について国会に報告をしていただきたい。特に、高校教育をゆがめないこと、高校生の負担を大きくしないこと、足切りなど受験の機会を奪うことをやめ受験機会を増すこと、あるいは私立大学を含めて大学全体の入試改善という立場を貫くこと、大学の自治の尊重あるいは政治介入を排するという原則を貫いてもらいたい、こういうふうに思うわけです。

もう一度聞きますが、もうこれで一切手を打つたのか、何もほかにやることはないのか、このことについて何つておきたい。

○両宮政府委員 先ほど来大臣からも御答弁申し上げておりますように、現在既に受験が進行中でございまして、ここにおいて新たな何らかのアクションをとるといふことは、好結果を生むよりは、むしろ大きな混乱を生む可能性の方がはるかに高いといふように私も考えておるわけでございまして、少なくともこの春の入試につきましては、このまま推移を見守つてまいりたいといふように考えておるわけでございまして。

しかし、問題のあつたことは事実でございまして、また、日本史の科目のようにはつきりとしたミスがあつたこともまた事実でございまして。これにつきましては、大学入試センターといたしまして、当然その是正のための努力をしてもらわなければならないと思つておりますし、私ももととしてその方向で指導してまいりたいといふように考えております。

○山原委員 大きな声を出して恐縮ですけれども、本当にこれは必死に、やるべきことはすべてやらぬといふかめです、こんなことは。学生には何の責任もないのですから。こんなばかんなことがありますが、ふざけておる。あれだけもめてやつたことが、もう次から次へ猫の目のように変わつて、そして学生に迷惑をかける。反省しなければだめです。

私は、この際、本委員会に入試問題に関する小

委員会をつくつて、あらゆるものを報告してもらいたいといふふうに思いますので、委員長におかれまして、この点について御検討いただきたいと思ひます。

そして最後に、これは問題は別ですが、橋本首相の直属会議である行政改革会議の検討課題が明らかになつたと一部新聞が報道しています。その中で、国立大学の私立化、民営化が検討課題となつていふ言われております。

私は大臣にお伺ひしたいのですが、国立大学の私立化、民営化に対して、断固として反対されるのかどうか、この点を伺つておきます。

○小杉国務大臣 私は、単に経済的あるいは財政的側面からだけ大学教育を考えるべきではないと考えております。高度な学術研究とかすぐれた人材養成という基幹部分は国の大事な基盤でございまして、これは国の責任である。まして日本は、公教育に対する政府の投資というものは非常に少ない、公的じゃなくて、公の部門の教育に対する投資が少ない、こういうことが指摘されております。

国立大学というのは、高度の学術研究、それと将来への人材養成確保、それから地域的な偏りのない全国展開といふことが必要であります。もし、これを全部民営化した場合には、大都市にばかり集まつてしまふとか、あるいは特定のすぐれた人たちが特定の大学にだけ集中してしまふとか、そういうことになつてしまふわけであります。

私は、現在国公私立のシェアを見ましても、例えば学生数、大学院などは、国立、公立合わせますと実に六八・二％、私立は三一％であります。それから、専門分野の状況を見ますと、医学とか理工系のそれぞれの割合は国立大学では五三％、公立大学では三一％であるのに対し、私立大学では二六％でございまして、それから三大都市圏とその他のとを比較してみますと、三大都市圏では私学が七六％、国立は三六％で、その他の地域、大都市以外の地域に国立が六四％。こういうことを考えますと、大学院などの高等教育における国立の

役割、あるいは医学、理工系、あるいは三大都市圏以外の地域における国立大学の存在価値、こういうものは大いに評価をされるべきであって、一概にこれを財政的理由で民営化をするというのは極めて問題があるかと私は思っております。

いずれにしても、国公私立大学がそれぞれの特性を生かして、学術研究の維持とか高等教育の充実を図っていく。もちろん、そういう中であつて、この危機的な財政状況の中で、できる限り財政的な考慮の余地は大いに考えて改善をしていくべきだと私は思いますけれども、にわかには民営化という意見には、私どもは疑問を持っております。

○山原委員 先ほどの受験生の問題は、最後まで努力してください。これは本当にお願ひします。

最後に、この一月二十四日に、文楽人形製作修理選定保存技術保持者で、文楽人形の製作者であります大江巳之助さんが死去されました。私も、この方とは関係がいろいろありますが、死亡見舞いにもお伺ひしたところでございますが、人間国宝にという草の根運動もありまして、各地に大江巳之助さんを国宝にしてくださいという要請が出ております。桂米朝さんも、本当にかけがえのないお人であるというふうに申しまして、この運動に賛成をしておられるのですが、しかし、謡や人形遣いの方々が人間国宝として紹介されているにもかかわらず、頭を製作する人には人間国宝というのはいないのです。その対象にさえないないことを大変不思議に思うわけでございますが、これは人間国宝として対象にすべきではないかという意見が文楽その他の関係者の中にあるわけでございます。

今はそうではなくて、結局人間国宝じゃなくて、ちようにど能あるいは楽器のようなものを製作する人に与えられる称号しかないという状態ですが、これはどうなんだろうということですね。美学の問題からいたしましても、ぜひ人間国宝にすべきではないかという声がございますが、この点についてどういうお考えを持っていますか。

○小野(元)政府委員 お答えを申し上げます。

大江巳之助さんは、戦後、さきの大戦でなくなりまして文楽人形の復元や製作に大変大きな役割を果たしてこられた方でございます。文化庁といましては、昭和五十一年にそういった文化財の保存に欠かさない技術として、文楽人形の頭の製作修理ということで選定保存技術に選定いたしました。その保持者として認定をしたところでございます。先生御指摘のように、奈良県のある団体等が、大江巳之助さんといわゆる人間国宝にしようということで署名を集められたということもお聞きをしております。

その頭自体は非常に価値の高いものだとも思っております。大江巳之助さんがなぜ従来の基準で人間国宝にならなかったかという点でございます。

実は、この人間国宝は、芸能の分野あるいは工芸技術の分野でまさに大変すぐれた方が選ばれるということになっておるわけでございますけれども、この頭というのは文楽人形の一部分でございます。また、まず工芸技術というふうに見た場合、工芸作品としてその頭だけが一般に定着しているとは必ずしも言えないという点が一点あるわけでございます。

それから、もう一点の芸能という観点からどうかという点もあるわけでございますけれども、芸能という観点から見ました場合でも、直接人形を操りまして演ずるとか、あるいは演奏するということには当たりませんので、そういった観点から、重要無形文化財、いわゆる人間国宝ということには指定されなかったというふうに私どもは考えておるところでございます。

○山原委員 最後ですが、これは規定といいますが基準といいますが、そういうものがあるから、それに基づけばそういうふうにはならないということだろうと思ひますけれども、この基準は変えればいいわけですね。もちろん簡単に変えることはできないと思ひますけれども、これは一定の美学的な要素その他があれば、何も法律でもありませんし、これは変えることはできるわけです。

そういう点から考えまして、ぜひこういう問題は、巳之助さんは亡くなつていますから今さら差し上げるといってもそういうことにはなりませんけれども、一応この基準について御検討いただきたいと思ひますが、この点はどうでしょうか。

○小杉国務大臣 大江巳之助さんが大変貢献されたことは私どもも理解をしております。今次長から答弁の理由によつて人間国宝にはなり得なかったわけですが、私どもは、重要無形文化財については、対象範囲の拡大のための関連予算の拡充を図り、毎年その保持者の増加に努めているところでありまして、残念ながら、御指摘の大江巳之助さんの場合に関する指定とか認定基準について、現時点で直ちに見直すことはできないということを申し上げておきたいと思ひます。

○山原委員 なお検討をお願いしまして、質問を終わります。

○二田委員長 栗屋敏信君。

○栗屋委員 大臣、長時間お疲れさまでございませう。

橋本内閣総理大臣は、行政改革、経済構造改革、財政構造改革、社会保障構造改革、それに金融システム改革、それから教育改革をつけ加えられまして、六つの改革を火の玉となって実行しようとしておられるところであります。

私も、戦後五十年を経て、日本は成長、発展を続けてまいりましたけれども、最近の状況を見てまいりますと、そのシステムそのものが将来の日本にとつて大きな足かせとなるおそれがある、今のままの状態では日本の将来は非常に危惧される、そういう思いを持っておられるところでございまして、橋本内閣の諸改革を推進をされることにについては同感でありますし、協力を申し上げたいと思つておるわけでございます。

ただ、問題は、教育改革を除く五つの改革と教育改革との関連、これがやや不明瞭ではないか、こう思うわけでございます。

五つの改革は、要約して言いますと、国、地方を通ずる政治、行政の改革であらうと思ひます。

これは、地方分権もありましようし、あるいは規制緩和、また国の事務の整理縮小という問題もあると思ひます。もう一つは、やはり経済構造の改革。経済社会の改革にもつながると思ひますが、その二つに私は要約されるんではないかと思ひます。

その際に、国の行政の仕組み、政治の仕組みが変わる、経済構造が変わる、経済社会の構造も変わってくる、そういう変化を遂げなければならぬわけでございますが、教育改革というものは、そういう変化を踏まえたこととどういう関係にあるのか。

私は、教育改革というのは、やはり、この改革を進めるに当たつてふさわしい教育をつくっていくということと、また、改革をされた後の国家社会にとつてふさわしい人材の養成というものを目指すべきであると思ひますけれども、いかがなものでございませうか。

確かに、文部省の教育改革プログラム、これを拝見をしますと、「五つの改革と一体となつて、」こうおっしゃつておられるわけですが、どうも内容を拝見してみると、従来から中教審その他で問題となつた事項が列挙されている、新しい教育の姿というものが現れてこないという感じがいたしますが、その点、文部大臣のお考えをお聞かせいただきたい。

○小杉国務大臣 先ほどから申し上げておるように、すべての社会システムの基盤が教育である、したがつて、今言われた五つの改革を進めていく場合にも、この教育改革というのはいくつになつていくべきだ。

端的に申しますと、例えば、まあ今、行革という面から見ますと、中卒認定試験の受験資格の弾力化とか通学区域の弾力化というのは、行政改革委員会でも指摘をされておりますから、こういう改革は直接行革と結びついている。それから、地方教育行政システムの改善とか幼児教育の改善などについては、地方分権委員会から勧告が出されておりました、これはやはり行政改革と連なるも

のである。それからもう一つ、社会の要請にこたえる学術研究の振興、これは経済構造改革プログラム等でも掲げていることでありまして、これは非常に密接につながっているわけでございます。

今先生が言われたように、今度の改革、一つは、時代の変化に対応した人材ということで、例えば環境教育、これは新しい一つの柱として立てましたし、それから情報化、こういうことに関連して情報教育の徹底というようなことも加味しております。この五つの改革と教育改革との関連性というのはいかに密接にあるというふうに考えております。

○票選委員 縦横につながっているというお話でありますけれども、国家、社会の大きな変革でございますまして、私は、今までの考え方は通用しない、そういう国になり社会になる、こう思っております。そういう国になります、それにふさわしい人材の育成ということがやはり基本的には必要であるというふうに考えるわけであります。

そうして、この新しい教育改革によって形成される、また、国家、社会の変革によって期待される、そういう人間像というのは、文部大臣、どういうお考えをお持ちでございますか。

○小杉国務大臣 教育改革プログラムで文部省が将来の国家像とか人間像を、こうあるべきだということを示すというのは、ちよつと文部省としては限界があるわけでして、これはこれからの国民全体の議論にまわつてです。

今までいろいろな提言で言われておりますのは、一人一人が将来に対する夢や目標を持って、そして創造性やチャレンジ精神が発揮できる社会、そして私は、さらに加えて、もう少し、国際化の中で、国際的な視野で、人口問題、環境問題あるいはエネルギーの問題、そういうことも考えるような、そういう地球市民としての人材ということも必要だと思ひますし、それから、従来の知育偏重ではなくて、本当に一人一人の人間性、豊かな人間をつくる、こういうことが大事だ、そういう視点からこの教育プログラムを掲げたわけで

ありまして、これはあくまでも出発点であつて、これから、できるだけ幅広く皆様の意見を聞き、そして、できるだけタイムスケジュールを時限を区切つてやっていく、そして、百の議論よりも一つの実行、そして、教育界だけでなく、できるだけ幅広くオープンに、いろいろな門戸を開いて連携をしてやっていく、こういう手法を進めていきたいと思つております。お答えになったかどうか分かりませんが。

○票選委員 大臣の所信表明にも、それから総理の施政方針演説にも述べられておりますけれども、国民一人一人が将来に夢や目標を抱き、創造性とチャレンジ精神を十分に発揮できる社会をつくりたい、また、同時にこれは、一人一人の個人が、こういう資質を持つ、また夢を持つ、そういうこともお述べになつておられるのだからと思ひます。

それと同時に、やはり私は、戦後五十年、日本の経済社会というのは、規制はあるけれどもある意味では保護される、要するに、護送船団方式という言葉が適切かどうか知りませんが、そういうような経済社会だったと思ひますし、そのうちに個人個人も、次第にそれになれてきて、それに染まってきたというふうな感じもいたすわけであります。

やはり、これからは自己責任、これを持つことが必要だと思つておられます。自分のことだけ考えて、他人に思ひやりをしない、そういうものもある意味ではそういうところから出てきたのかという感じもいたすわけでございまして、やはり自由なる精神と自己責任の原則を持つた、そういう人の育成ということがこれから求められていくのではないかと思ひます。

同時に、やはり、先ほど河村委員が吉田松陰先生の松下村塾のお話をされました。また、下村委員が徳育の問題についてもお話になつたと思ひますが、私は、今回の改革、ある意味では明治維新、それから終戦時、それに続く第三の開国、建国に匹敵するのではないかと思つておられます。そういう意味におきましては、こういう重大な、ある意味では危機の時代、そういうものを乗り

り切るだけの気迫を持った人間の養成も必要であらうと思ひますし、同時に、我が国古来の伝統と精神文化に裏づけられた隣人愛といひますか、そういう精神の養成もまた必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

そういうことで私の意見ばかり申し上げて恐縮でございますが、同時に、小杉文部大臣は、地球環境問題についてつとに先見の明を持ってこれに当たつておられます。アメリカの副大統領アル・ゴアの本も翻訳をされて、拝見もいたしましたけれども、この所信表明で環境教育ということ述べておられます。

私は、地球環境の問題というのは、これから人類共通の最大の課題だと思つておられます。先般、予算委員会での愛知和男さんの質問を聞いておりますと、これからの国家目標は、地球環境大国にならなければならぬ、こうおっしゃつたようでありますけれども、私は、やはりこの地球環境問題に我々国民一人一人が深刻な思いを抱くことが、人類愛につながりますし、平和な世界の創造にも役立つ、こう思つておられるわけでありたいと思ひます。

環境教育の内容等について、お考えを承りたいと思ひます。

○小杉国務大臣 これからの人口の増加あるいは資源エネルギーの制約ということを考えますと、結局私たちは、今までの無尽蔵に物を使い大量生産し大量消費して大量廃棄するという生活パターン、あるいは企業パターンというものは変えないと我々自身が将来存続できなくなる。つまり、我々は同じ地球の中の一つの生物にすぎないという共生の考え方がいかにないか、私は、人間は生きられない、そういうふうな思ひます。

そこで、環境教育ということ、特に子供さんの時代にそういう発想を持つということが大事だと思ひまして、私も、文部大臣になりましたから、環境教育については一層力を入れたい。いろいろありますけれども、例えば、一つは、教材の中に、理科とか社会とかそういう中に環境教育のいろいろな項目をふやすということとか、

それから、指導員、指導者ですね、学校の先生が必ずしも環境問題すべて詳しいわけではありませんが、教員の養成の段階あるいは研修の段階で、できるだけ環境問題について教員の人たちの指導を徹底するという。それから、文部省として、エコスクールという構想を持っておりまして、例えば学校の屋根にソーラーシステムをつけるとか、あるいは水の循環利用を図るとかそういうふうな、施設設備の中に地球に優しいという環境に優しい施設をつけて、目に見えて体験できる、生きた環境教育ができるとか、そのほかモデル市町村だとか環境教育フェアだとかいろいろあることがありまして、主としてそんなことで具体的に環境教育を進めていきたい。

そして、今度の教育改革プログラムでも、一項目起こしまして、環境教育ということに特に強調した次第でございます。

○票選委員 時間もございせんのでこれで終わりにさせていただきますけれども、いずれにいたしましても、非常な転換期に来ておられるわけでございまして、人間が変わらなければこの転換もできない、私はこう思つておられるわけでございまして、教育はまさに重大な責任をお持ちであると思つておられます。文部大臣のせつかくの御健闘をお祈りをいたしまして、質問を終わります。

○二田委員長 以上をもちまして、大臣所信に対する質疑は終了いたしました。

○二田委員長 次に、内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。小杉文部大臣。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小杉国務大臣 国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の説明を行います。

この法律案は、政策研究大学院大学の施設、短期大学の廃止及び国立大学の学部の名称を政令で定めることとするなどについて規定するものである。

まず第一は、政策研究大学院大学の施設についてである。

これは、各分野の政策課題を対象に学際的な教育研究を行う中核的機関として大学院のみを置く大学を設置するものであります。政策研究大学院大学は本年十月一日に設置し、平成十二年度から学生を受け入れることとしております。

第二は、短期大学の廃止についてであります。これは、看護等医療技術教育の充実を図るため、名古屋大学及び三重大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止してそれぞれの大学の医学部に統合するとともに、昼夜開講制による教育体制の充実のため、長崎大学に併設される夜間三年制の短期大学部を廃止して同大学の経済学部を統合しようとするものであります。

なお、それぞれの短期大学部は平成十年度から学生募集を停止し、三重大学及び長崎大学に併設される短期大学部は平成十一年度限りで、名古屋大学に併設される短期大学部は平成十二年度限りで廃止することと定めております。

第三は、国立大学の学部の名称等を政令で定めることとすることとあります。

これは、従来法律で規定されてきた国立大学の学部等について、これまでの国会における御審議等を踏まえ、今後政令で定めるよう改めるものであります。

このほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成九年度の職員の名定員を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○二田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時七分散会

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「位置等」を「位置」に改め、同条第一項中「位置及び学部（筑波大学にあつては、名称及び位置）」を「及び位置」に改め、同項の表学部の欄を削り、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の国立大学（筑波大学を除く。）に置く学部の名称は、政令で定める。

第三条の第三項中「北陸先端科学技術大学院大学」を「政策研究大学院大学」に改め、同条第二項中「北陸先端科学技術大学院大学」を「政策研究大学院大学の位置は、神奈川県とし、北陸先端科学技術大学院大学」に改める。

第三条の第四項の表名古屋大学医療技術短期大学部の項及び三重大学医療技術短期大学部の項を削り、同表中

長崎大学 短期大学部	長崎大学 短期大学部	長崎大学 短期大学部
長崎大学 短期大学部	長崎大学 短期大学部	長崎大学 短期大学部

を削り、同表中

第五条第一項中「学部及び」の下に「大学院に置く研究科並びに」を加える。

第七条の二第二項及び第三項を次のように改める。

める。

2 前項の学群は、教育上の目的に応じて組織するものとし、その種類は、政令で定める。

3 第一項の学群で政令で定めるものの、文部省令で定めるところにより、それぞれ数個の学類を置く。

附則第三項中「設置されたの下に」第一号に掲げる「を」を加え、「国立大学に置かれた医学部及び歯学部で次に掲げるものを」を「第二号に掲げる国立大学に置かれた医学に関する学部で政令で定めるもの及び第三号に掲げる国立大学に置かれた歯学に関する学部で政令で定めるもの」に、「二万八千人」に改め、

「旭川医科大学

山形大学医学部

図書館情報大学

筑波大学

長岡技術科学大学

上越教育大学

富山医科薬科大学

福井医科大学

山梨医科大学

浜松医科大学

豊橋技術科学大学

滋賀医科大学

兵庫教育大学

鳥根医科大学

岡山大学歯学部

徳島大学歯学部

鳴門教育大学

香川医科大学

愛媛大学医学部

高知医科大学

佐賀医科大学

長崎大学歯学部

大分医科大学

宮崎医科大学

鹿児島医科大学

鹿児島大学歯学部

鹿児島大学歯学部

一 旭川医科大学、図書館情報大学、筑波大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山医科薬科大学、福井医科大学、山梨医科大学、浜松医科大学、豊橋技術科学大学、滋賀医科大学、兵庫教育大学、鳥根医科大学、鳴門教育大学、香川医科大学、高知医科大学、佐賀医科大学、大分医科大学、宮崎医科大学及び鹿児島大学、徳島大学、長崎大学及び鹿児島大学

二 山形大学及び愛媛大学

三 岡山大学

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の改正規定のうち「二万八千人」を「二万八十二人」に改める部分 平成九年四月一日

二 第三条の三の改正規定及び次項の規定 平成九年十月一日

三 第三条の四第二項の表の改正規定（名古屋大学医療技術短期大学部の項を削る部分を除く。）及び附則第三項の規定 平成十二年四月一日

四 第三条の四第二項の表の改正規定のうち名古屋大学医療技術短期大学部の項を削る部分及び附則第四項の規定 平成十三年四月一日（政策研究大学院大学の学生の入学）

2 政策研究大学院大学は、平成十二年度から学生を入学させるものとする。

3 三重大学医療技術短期大学部及び長崎大学商科短期大学部の存続に関する経過措置

3 三重大学医療技術短期大学部及び長崎大学商科短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十二年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(名古屋大学医療技術短期大学の存続に関する経過措置)

4 名古屋大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

理由

国立の大学における教育研究体制の整備及び充実に資するため、政策研究大学院大学を新設し、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成九年度の職員の定員を定めるとともに、学部名称等を政令で定めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年三月三日印刷

平成九年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F